

玉里村

本村内神社寺院等明細帳所載のものは、神社に駒形神社、皇大神宮、駒形神社、境内にある嚴島神社、寺院に正光寺、瑞徳寺、守林寺、信行寺、佛宇に角掛にある観音堂なるも、封内風土記等には、舊角懸村に於て白山権現堂、羽山権現堂、大森観音堂、瑞徳寺、守林寺、舊次丸村に於て丹内権現堂、辰金権現堂、雲南権現堂、稻荷社、玉崎観音堂、正光寺等の神社佛閣を載す。而してまた史蹟名勝として擧ぐべきものは、内館、松館、大内館、鴨澤館、其他各地にある古館、男石女石等の諸名石、廣瀬松等あり。今左に其重なるものにつき大要を述べん。

神社

○村社 駒形神社

祭神 保食神 式角身 神豊玉姫命

字 玉崎鎮座

延暦中坂上田村麿人首大森山の賊徒征伐の途此地に來りしが、將軍の乘馬石上に立ちて進まず。將軍之を怪み當社に祈願して神托を得、賊徒平定の功を奏せり。よりにて歸途從者泉麿をして眞鳥羽館に居らしめ、本社に仕へしめたり、時に宇氣母智の神といふ。天長二年鎮守府より劔木劔を奉納し、また泉磨に命じて社を改築せしむ。承和中僧眞惠玉崎観音を勸請し、附近に一寺を建立して玉崎山玉泉寺と稱せり。嘉祥三年圓仁十一面観音を合殿に安置す。貞觀中牛馬の疫大に流行せしとき當社に祈願して難を免るゝもの多し。今に牛馬の守護神として崇敬深し、又子持石の縁により、安産の神として參拜多し。其後源義家藤原清衡をはじめ、江刺氏、次丸氏、石關氏、鴨澤氏、角懸氏、菊池氏下りて岩城氏等の崇敬深く、奉納物等今に存せり。明治初年駒形神社と改稱し、六年五月村社に列せられ、大正元年十月二十五日神饌幣帛供進村社に指定せらる。境内に嚴島神社あり。次丸氏藝州より當地に移住の時、其産土神を奉祀せしものにして、天正の頃本社境内に遷座せりといふ。

○村社 皇大神宮

祭神 天照大神

字 白山通鎮座

傳言坂上田村麿東夷征伐の時祈願創建せる處にして、舊角懸村の鎮守たり。大正六年十一月七日村社に列せられ、同七年五月神饌幣帛供進指定村社となる。境内反別三百二十九坪、氏子三百十七戸、境内に白山神社あり。祭神伊弉諾尊嘉祥中慈覺大師の勸請なりといふ。

寺院

○曹洞宗 山正光寺

字 次丸

本尊は釋迦如來、寶永三年永徳寺二世法孫關眼の開きし所なり、境内三百七十一坪、檀徒五百十三人、膽澤郡永澤村永徳寺末に屬す。

○曹洞宗 懸角山一瑞徳寺

本尊は釋迦如來、慶永三十年黒石正法續燈庵開基笑巖惠忻の開く所なり。明細帳云元龜元年五月正法寺十一世良盛の開基 境内反別五百十八坪、境外所有耕地一町八段六畝廿三步、檀徒千二百五十人、正法寺末山なり。

○曹洞宗 青篠山 守林寺

本尊は釋迦如來、大永二年照庵良東の開きし所にして、瑞徳寺末なり、境内反別二百九坪、檀徒二百五十人、明細帳曰、慶安三年五月正法寺十六世金尙和尙勸請開基 按するに正法十六世は春嶺良夏五世は金堂妙菊なり

○眞宗 本願寺派 山信行寺

本尊は阿彌陀如來、開基不詳、境内三百〇八坪、檀家百二十戸を有す。京都府六條本願寺末なり。

佛宇

○大森觀音堂

古昔此地に寺あり。大森山大林寺と稱す。嘉祥中慈覺大師の開く處、十一面觀音身長七尺連慶の作を傳ふるものを安置せしが、何れの頃にか退轉せり。此遺跡に堂を建て大森觀音と稱するもの此堂なり。江刺四番の札所にしてまた奥州三十三觀の一なり。

史蹟名勝

○本町古館

古昔角懸右近少輔武重の居る所なり。

○青篠館

菊池右馬丞經義の居る所なり。天正十一年來り住せり、蓋し葛西の臣なるべし。

○玉崎館

次丸入道道海の居館なり、蓋葛西の臣にして、天正中没落したるが如し。

○大塚の杉

田村將軍手植と傳ふ。周圍凡三丈餘。

○白山瀧

白山社下角掛川中にあり、高さ一間幅四間餘。

○白糸瀧

白山瀧の上手にあり、高さ四間幅一間許。

梁川村

明細帳載する所の本村内神社寺院は、神社に松尾神社、月山神社、五十瀬神社、白山神社、氷上神社、寺院に菅性院、金性寺なるも、封内風土記に見ゆるものは、舊野手崎村に於て、日神社、神明宮、熊野神社、愛宕神社、天神宮、羽黒權現、白山權現、山神社、御駒神社、征矢森神社、十二藍婆社、月山權現、二渡觀音堂、不動堂、阿彌陀堂、大木觀音堂、萬年山、金性寺、舊栗生澤村に於て、神明宮、八幡宮、白山權現社、雷神社、嘉奈伊神社、立石明神社、舊菅生村に於て神明宮、八幡宮、春日神社、熊野神社、雲南權現社、雷神社、愛宕神社、月山權現社、疱瘡神社、松花山、菅生院等の神社佛宇なり。又史蹟名勝として擧ぐべきものには、鶴が館、高間館、小屋敷館、蜂森館、古館、葛西館、中井館、間木館、高屋敷の諸館址、枳形烏帽子形山、横丁井戸、柳清水、小荻山、黒木峠、樺峠、壇の花、仕置場、善六仇討石の諸名跡、駒形山、金成山の名所あり。今左に主なるものにつき其大要を述べん。

神社

○村社 松尾神社

祭神 大山咋尊

字藤渡戸鎮座

創立年代明ならず。本境内にはもと琴平の小祠ありて、舊野手崎の氏神として崇敬したりしが、後葛西

の一族社殿を營み、大山咋尊を奉祀して尊崇せり。元祿二年本村酒造家菊池氏社殿を改築す。寶曆三年當時の地頭小梁川氏、祈願奉幣ありてより崇敬者益加はる。明治六年五月村社に列す。明治二十四年五月社殿類焼せるにより、同十一月に至り本殿を再建せるも、諸般の設備未だ整はず。境内三百三十一坪、氏子三百九十四戸を有す。

○無格社 月山神社 祭神 月讀尊

字 大尻鎮座

本社は征夷將軍坂上田村麿の勸請せるものなりといふ。田村麿は延暦十八年に此地に月山社を祀り、同二十一年に羽黒山を、大同四年に湯殿山を合祀せりといふ。當社は舊輕石鴨澤菅生三村に跨りたる山上にありて、其中腹より稍頂上に近く一の平地あり、古來郷人一の地と呼ぶ是拜殿のありし所にして、以前は之より女人禁制の地なり。其東側に祭洞と唱へて神事執行の處あり。田村麿はまた其東麓なる鍛冶屋敷に八幡宮を祀り、若宮と稱したりしにより、又若宮山の稱あり。元祿七年菅生の地頭葛西三郎兵衛同下代横山彌兵衛再建す。近年野火のため焼失し、唯太刀木像鏡を殘せるのみ。

○無格社 五十瀬神社 祭神 天照大神

字 館下鎮座

創立年代明かならず。小梁川氏第十二代内膳別當所へ高畑代五十文寺祿百文を給せらる。例祭日には特に鎮火祭として古來神輿の渡御あり。

○無格社 白山神社 祭神 白山姫神

字 市道鎮座

傳云坂上田村麿夷賊討平の後、白山堂を人首栗生澤兩村境の高丘上に建立す。これ本社の創始なり。後之を本宮に移す。葛西清重の男壹岐、同万六郎之を崇敬し、建久五年本宮より現今の地に奉遷せり。葛

西氏は歷代之を尊信して享保三年に至る迄、十字の堂舎を建立し、社殿の建替八回に及び、祭日には警固足輕二人を附したり。建立建替都度の棟札今に存し、後鳥羽天皇の御宇のもの最も古しといふ。現境内七百坪、氏子六十八戸を有す。

○無格社 氷上神社 祭神 瀧織津姫命

字 館下鎮座

本社は元和三年三月、當社別當内野三藏院氣仙郡高田村氷上權現を分靈して、氷上山の頂上に勸請したるものなり。後之を山麓田の上に遷せり小梁川氏深く之を崇敬し、文政十二年盛康の時に現今の山腹に遷宮して正觀音と稱せり。本殿内には御神體慈覺大師の作と傳ふる鏡像の外、雄龍雌龍と稱する二箇の靈石あり。元祿二年小梁川氏社領田一段六畝歩、畑一反歩を寄附す。境内七十坪、明治四年七月氷上神社と改稱す。

寺 院

○曹洞宗 萬年山 金性寺

字 日の神

本尊は如意輪觀音、黒石正法寺二十一世海盤良北開きし所にして、小梁川氏の假菩提所たり。文政四年十一月失火、古記其他焼失す。同六年庫裡造營し、同十二年客殿再建す。明治七年より十二年迄無住となり、上口内萬藏寺にて兼務す。境内五百二十二坪、檀徒千二百七十七人、正法寺末山たり。

○曹洞宗 松華山 菅生院

はじめ万福寺と稱し天臺宗たり、葛西清重の養父陸奥權守重高の建立にして、野手崎にありしが、故ありて廢寺となれり。正法寺十四世成岩良圓之を再興し、菅生に移して松華山菅生院と稱す。後又現今の

位置に移轉せるものなり。前地を今元寺と呼ぶ。境内反別四百三十二坪、檀徒千百三十人を有し、正法寺末山に屬す。

明細帳以外の主なる神社佛宇

○大嶽神社

祭神は磐裂神大山祇尊。往古大岳丸の住せし所なりと。享保三年成田不動を合祀す。他郡よりの參詣者の多き蓋し村内第一たり。

○二渡觀音堂

本尊は十一面勢至の兩觀音にして、氷上神社と共に小梁川氏の崇敬厚く、祠堂料田三畝歩を給せられたり。江刺十九番の札所なり。

○岩山觀音堂

字菅生石山にあり。江刺二十一番の札所たり。

○阿彌陀堂

本尊は彌陀三尊にして、一に地藏堂ともいふ。近年素盞鳴尊木花咲耶姬を合祀す。

○角川原觀音堂

字角川原にあり。江刺二十番の札所なり。

史蹟名勝

○鶴ヶ館址

字栗生澤にあり。一に栗生澤館といふ。館主を栗生澤内記といひ和淵の戰に戰死せり俗間また傳へいふ伊達政宗此地を攻むるや内記大に恐れ武器を東方の山に隠匿し南部に逃れしと。

○高間館址

字高梨にあり。天正十一年菊池次郎親孝此所に築きしが、同十八年葛西晴信の陣觸により深谷和淵に出陣して戰死せり。よりて工事も半にして止みしといふ。

○小屋敷館址

菊池親孝の弟掃部敏勝の居館なり。天正十八年兄敏勝と共に出陣して戰死を遂げたりといふ。此館も亦工事終らずして止みしと傳ふ。

○蜂森館址

字久田にあり、南北三十六間東西百十一間。天元元年の築きし所なり榊原行光の居館にして、建久館と稱したりしが、後蜂須賀氏此地にありしを以て、蜂森館と稱せり。館の西方澤田に七權塚三本塚といふ所あり。澤田前田中にも一個の塚あり、仕置場の跡と言ひ傳ふ。

○古館址

字石刻にあり。天正十九年政宗の臣中村九平治野手崎に采地を給せられし時の居館なり。頂上に愛宕社を祀る。

○葛西館址

字菅生大尻にあり。面積約十二町、敷石井戸残り。郷人葛西清重の居館と傳へ、葛西館と呼べり。附

近後藤丹波の塚あり。按するに此地に葛西清重の居所ありとは疑はし、或は其一族を清重と傳へしにあらざるか。

○中井館址

宇高坊向側目の境にあり。周圍に大堀を繞らしたるもの、間木館に續けり。館主を安藤居盛といひ傳ふ近年館の北方畠地より土器石鏃等多數發見せり。

○間木館址

字向側目にあり。頂上に瀧澤神社あり。近年此所にて石劍を發見したり。

○高屋敷址

宇館下にあり。天正十九年大立目内匠、野手崎に采地を給せられし時の居館なり。中村大立目兩氏共に小梁川氏の此地を賜はるに先だち他に移封せらる。

○枡形址

野手崎驛の兩端に高さ丈餘厚さ六尺の直角形の石垣を作り、其上に松を植え町内を望むこと能はざらしむ。これ軍事上の設備にして枡形一名武者隠といふ。明治初年之を破壊し、今や其迹を失へり。藩時代に於て倍臣にして兩枡形を設くることを得し者は、長州の吉川、徳島の稻田、仙臺の小梁川氏のみと。尙舊大手門先に簡單なる枡形存せり。

○黒木峠

元南部藩内學問澤通行の要路にして、仙南兩藩の境界たり。二ヶの塚今に存す。よりて二つ塚の名あり。

○樺峠

和賀郡田瀬に通ずる路に當る。舊仙南兩藩の境界たり。

○横町井戸

其當時御用井として特に掘鑿せるものなり。汲初は吉村公の飲料に供する時なり。御用水の名あり。

○小萩山

戊辰の役に當り、奥羽二十四藩同盟して幕府を援くる誓約をなせしが、中途にして南部變心薩長に應ずるの説あり。野手崎は南部の藩境にして攻守共に忽諸に附すべからざるにより、仙臺藩は直ちに岩谷堂岩城數馬をして附近藩界を警戒せしむ。數馬兵を率ゐて小萩山に陣せり。本郡にて御維新の御界固めといふはこれなり。

○壇の花

三ヶ所にあり。一は野手崎小學校前縣道附近、一は西澤目芋野一は水上内野南にありて、共に小高き丘地をなせり。武者隠なるべしといふ。

○仕置場

字大畑にあり。今開墾して田地となせり。舊藩小梁川氏時代のものなり。

○護法塔

野手崎市街南端の小丘上に、南無妙法蓮華經と刻せる碑あり。之れ其宗門たるを以て地頭小梁川氏の建つるものなり。

○駒形山

梁川福岡兩村境にある鞍形状の山なり、松樹整然列をなし山容數里の外より明かに知るを得。山頂に小祠あり。遠く膽澤和賀稗貫の山河を望むを得べし。

○金成山

和賀郡田瀬と本村の境をなせる村内最北の高峯なり。該山眺望最もよく遠く宮城縣金成町をも望むべしとて此名を得たり。

福岡村

封内風土記所載の本村神社寺院は、舊上口内村に於て、明神社、天神宮、山王社、八幡宮、富士權現社、熊野神社、神明宮、新山權現、法靈權現、山神社、熊野社、不動堂、徳林山、宗賢寺、下口村に、牛頭天王社、觀音堂、早山藥師堂、金峯山、萬藏寺、小池村に於て、神明宮、伊豆權現社、觀音堂、水押村に於て、神明宮、新山權現社、宇南權現社、寶量權現社、孤木田村に於て、明神社、瀧明神社、白山權現、宇南權現、洞龍山、寶積寺なり。今明細帳に擧げらるゝものは、神社に古川口にある麓山神社、國ヶ森の國ヶ森神社、長根の古館神社、岩井の新山神社、久田の菅原神社、櫻岡にある淺間神社、寺院に萬藏寺、寶積寺、宗賢寺、正行寺等なり。又史蹟名勝として記すべきものは、浮牛館、古館、八谷崎館青丸館、小谷館、孤木田館、阿古屋谷、明神山等にして、岩の目、櫻岡、また村内の勝地たるべし。今主なるものにつき其大要を述べん。

神社

○村社 麓山神社 大山津見尊

字古川口鎮座

本村の東隅古名船形山といへる山上にあり。大同二年の創建にて早山大權現と稱せり。山麓に別當天臺宗古川寺ありて、社家寄附地等を有せしも、天正中沒收せられしより漸次頽廢して遂に退轉し今日に至つて往昔の面影をも止めず、僅かに藥師堂稻荷社等の末社の跡を存するのみ。明治六年五月村社に列せられ、大正五年十月神饌幣帛料供進村社に指定せらる。境内反別千五百三十坪。氏子八十五戸を有す

○無格社 國ヶ森神社 祭神 大山祇命

字國ヶ森鎮座

由緒詳ならず。境内百九十二坪。氏子百十九戸。古來孤木田の氏神たり。

○無格社 古館神社 祭神 大物主尊

字長根鎮座

舊小池村の氏神にして、維新前は小池觀音と稱せしが神佛分離の際古館神社と稱す。境内百二十坪。氏子三十戸。

○無格社 新山神社 祭神 瀬織津姬命

字岩井鎮座

由緒明ならず。境内二百七十二坪。氏子四十戸舊水押村の氏神たり。

○無格社 菅原神社 祭神 菅原道真

字久田鎮座

由緒詳ならず。境内五百〇四坪。氏子二百三十三戸。

○無格社 淺間神社 祭神 木花開邪姫命

字櫻岡鎮座

正保二年當時の領主伊達宗房、館の東北なる毒作山中に堂宇を設け、富士權現を勧請す。これ本社之創

始なり。後中島利成此地に采邑を賜はり、浮牛館に居住するや、祖先以來崇敬せると同一の神社が居館の近傍にあるを喜び、歷代奉仕の神靈を此所に遷し、藥王院を以て累代別當たらしめ、諸民の參拜をも許したり。意時の時其居館を瞰下せらるゝを厭ひ、文化十二年七月莓森に遷し、祖先宗意の神靈をも合祀したり。此時本社を淺間神社と改め、社地を櫻岡と稱したり。祭事の恒例として武者行列の式あり。維新後に至りても中島家並家中家筋のもの、崇敬神社たり。其後脱漏社なるを發見し、大正九年二月二十四日編入許可を受けたり。氏子百二十七戸を有す。

寺 院

○曹洞宗 金峯山 萬藏寺

字 金 峯 山

當寺は慈覺大師の創建にして天茗山般藏寺と稱し、天台宗に屬したりしが、以後衰頽を極め山頂を靈場として安置せし七觀音の如きは、堂宇破壊して久しき間風雨に曝さるゝに至れり。茲に康安元年二月正法寺世徹叟弘通之を再興し、金峯山萬藏寺と號し、正法寺末山に屬せり。尙耀山卓榮堂舎を建立し、佛像に修補を加ふる等大に復興に努めたり。境内八百十六坪。檀徒千七十一人。本尊に藥師如來を安置す

○曹洞宗 洞龍山 寶積寺

字 洞 龍 山

本尊は釋迦如來、正徳二年十月正法寺二十七世梅天和尙の聞きし處なり。明治の初年回祿の災に罹り全部烏有に歸せしが、大正十年之を再建す。境内三百八十一坪。檀徒三百三十一人。正法寺末山なり。

○曹洞宗 徳林山 宗賢寺

字 久 田

本尊は釋迦如來、應仁二年八月膽澤郡鹽竈村水澤町大林寺十一世陽印和尙の聞きし所なり。同大林寺末

に屬す。舊領主古内氏及び中島氏の准菩提寺たり。境内三百七十一坪。檀徒九百五十五人。寺内十石泉は清冽を以て聞ゆ。

○淨土宗名越派 千壽山正行寺

字 中 野

本尊は阿彌陀如來。寛文八年十月空蓮上人の開きし所なり。磐城國磐前郡山崎村專稱寺末に屬す。境内六十一坪。檀徒十七人。傳云和賀主馬切腹の處なるを以て、其菩提を吊はんため建立せるものなり。故に以前檀家と稱するものなし寺内主馬を葬りしと稱する五輪あり。

○觀 音 堂

萬藏寺境内にあり。文政九年書上に曰、「本尊七觀音立像御丈五尺五寸より御丈四尺迄運慶の作と申傳候往古は山頂に靈場を構へ佛像を安置すといへども、堂宇破壊仕佛像も風雨に晒され及破壊候を、右寺中興徹史弘通麓に堂を移し安置し候由、寺什物仕置候額の寫御座候」。聞老志曰、「北山觀音閣、在下口内村號全寶山盤藏寺、安千手馬頭十一面三像、開基造作共慈覺、有上梁文、記曰當山千手堂、嘉祥三年庚午、獻山三世慈覺所開、有額長三尺廣一尺、其文字曰、水月道場是亦慈覺所書、篆字也。往昔藏大般若經、存者今已二百七十卷、今像運慶所作也」。江刺二番の札所にしてまた奥州の札所たり。

史蹟 名 勝

○浮 牛 館 址

字松坂にあり。傳云安倍貞任の築きし處にして、築城の際生牛三頭を埋めて地鎮となせりと。其後明ならざるも、伊達氏の時に至りて藤田氏、田手氏、古内氏、中島氏と累次居館したり。中島氏は元祿八年

利成此地に封せられし以來、意徳に至る迄九代の間、居住して明治維新に至れり。藤田氏の前、瀬上氏小梁川氏、或は上郡山氏を擧ぐるも明かならず。今や茅萱芒々と亂るゝ、本丸に武彦神社の荒祠と二の丸に濠の一部を存するのみ。按ずるに、江刺三河守隆之の三男に口内帯刀といへるものありて口内を領し以て氏とせり、或は當時此處に館せるにあらざるか。

○古館址

字雲南にあり。館主を藤原帶刀是衡といふ。江刺家没落の時民間に下り昆野氏を稱して潜居す。人々呼んで關上古館殿といへりしと。

○八谷崎館址

字新町にあり、傳云藤原秀衡の男和泉三郎忠衡の和泉が城に戦死するや、其子某從者巨藤太の手に養はれ、膽澤郡高山村に隠る。成人して後韋負と稱す。正治元年九月韋負縁を求め。江刺岩谷堂館主千葉某に據りしに、某之を愍み鎌倉に申立、其領内中口内を與へ此館に居らしめしと。

○青丸館址

藤原貞衡入道永撰の居館なり。文治五年藤原泰衡滅亡と共に没落せりしと。

○小谷館址

下口内上口内の境にあり。之亦藤原是衡の館と言ひ傳ふ。

○柵木田館址

館主を柵木田大炊といふ。葛西の臣なるべし。備考として次の文を抄出す。

今度於元良表諸勢及敗軍之處、其方以武略泉田源太左衛門討取、味方及勝利候、大悅不斜候。仍爲忠實江刺郡柵木田之内七千町

宛行者也。永代不可有相違之狀仍如件

天正三年八月十七日

石川五郎助殿

晴 信判

○阿古野谷

萬藏寺裏山麓山の峯續きは、奇岩峙ち谷深くして登山者をして膽を寒からしむる所多し。其邊一帶名けて阿古野谷といふ。往昔阿古屋といへる夷賊住居せるにより此名ありと。後慈覺大師巡錫の時之を開き、谷々に佛像を安置し、其數三十三體に及びしといふ。後十三體となり、現今は七體となりて萬藏寺觀音堂に残存せり。境域内に獨鈷水、硯池、跂石、飛石、休石、駒の蹄石、龍の脊渡等の名跡あり。山上の北裏に烏帽子岩あり。此岩に阿古屋の住せりといふ岩窟あり。里俗傳へて隠れ里といふ。其山上には阿古屋を祭れる堂舎あり。又其東の峯には其死骸を埋めしといふ古塚、西の嶺には蟻戸渡劍ヶ峯松茸岩雷渡石等の名跡あり。

○明神山

柵木田小池口内に跨れる本村第一の高山なり。展望頗る開け稍登山氣分を味ふを得べし。

○岩の目

上口内より岩谷堂に通ずる路廣瀬村に入らんとして、奇岩絶壁左右より相迫り、口内川の溪流白沫を飛ばす所あり名けて岩の目といふ。岩上に松の這へる、山吹の黄なる、山躑躅の紅なる、殊に全山の紅葉に至りては、また一段の趣きあり。

○櫻岡

荒町を出でて前方に見ゆる岡なり。淺間神社を祭る。また村内の勝地なり。

廣瀬付

神社寺院明細帳所載の本村神社寺院佛宇は、神社に御嶽神社、新山神社、音石神社、熊野神社、白山神社、寺院に大徳寺、吉祥寺、西光寺等なるも、封内風土記に記せられしものは、舊一關邑に熊野神社、天神宮、金神社、九日堂、二關村に地藏堂、三關村に、虚空藏堂、鳴澤村に新山權現社、大徳寺、歌書村に藏王權現社、愛宕神社、神明宮、熊野神社、天神宮、丹内權現社、寶量權現社、宇南權現社、大明神社、築井明神社、觀音堂、藥師堂、吉祥寺、輕石村に雲南權現社、音石權現社、青谷觀音堂、西光寺なり。又史蹟名勝として擧ぐべきものは、内館、松館、大内館、一の關館、三の關館、鳴澤館、小谷崎館等の諸館趾五輪塚、十三墓壇、男女石、座頭石、獅子石等の諸名石等なり。今左に主なるものにつき其大要を述べん。

神社

○村社 御嶽神社 祭神 大山祇命

字見竹鎮座

由緒詳ならず。寶徳中社殿造營。延寶二年再建。境内反別八百二十坪。氏子九十六戸。明治六年村社に列す。

○無格社 新山神社 祭神 瀬織津姫命

字谷地田鎮座

由緒詳ならず。元祿三年九月九日社殿再建す。境内二百二十五坪。氏子六十八戸。

○無格社 音石神社 祭神 少名彦名命

字平鎮座

由緒明かならず、境内二百坪。氏子百戸。

○無格社 熊野神社 祭神 伊弉諾尊

字宮内鎮座

由緒明かならず。元祿元年社殿を再建す。大正十年五月二日字山岸無格社熊野神社を合祀す。境内百〇二坪。氏子七十二戸。

○無格社 白山神社 祭神 白山姫命

字堂ノ下鎮座

由緒明かならず。境内二百坪。氏子十四戸。

寺院

○曹洞宗 福壽山 吉祥寺

字四釜田

本尊は彌陀樂師觀音。寶徳二年三月芳山正法四十九代芳山宗梅の開きし所なりの開きし所なり。境内五百六坪。檀徒百十九人。正法寺末山なり。

○曹洞宗 音石山 西光寺

字輕石

本尊は止觀音薩埵、元龜二年四月正法十一世觀室良盛の開きし所なり。嘉永三年四月本堂焼失。境内三百六十坪、檀徒四百五十人、正法寺末山なり。

○曹洞宗 鴨澤山 大徳寺

字館

本尊は地藏菩薩。明治七年四月白榮和尚の開きし所なり又云享徳二年の創立。境内三百八十四坪。檀徒六十八人。正

法寺末山なり。

明細帳以外の主なる神社佛宇

○松林寺 地藏菩薩

二の關にあり。二の關地藏尊といふ。元祿二年十月二十三日の建立なり。延命安産五穀豊穰の祈願所として、地藏菩薩を安置す。外に弘法大師の古像を置く、遠近よりの參詣者甚だ多し。

○青谷 觀音

輕石にあり。音石神社の境内にありて別殿なり。弘仁二年慈覺大師の建立にして、寛文四年僧惠空の再興する所なり。奥州の札所にしてまた江刺順禮五番の札所なり。安置する所の正觀音は慈覺の作と傳ふ。享保中雄山公菩提のため、普門品讀經仰付られしにより、伺の上竹に雀の伊達家紋所の幕打ちしといふ。

○上青谷 觀音

江刺二十三番の札所なり。字輕石にあり。

○江越 觀音

同じく輕石にあり。江刺順禮廿二番の札所たり。

○岩の目 觀音

歌書にあり。福岡村に近し。江刺二十四番の札所なり。

史蹟名勝

○内 館 址

歌書にあり。館主を菊地右馬允といふ。今の丸の形を存す。

○松 館 址

同じく歌書にあり。館主を江川善門といふ。

○大内 館 址

同じく歌書にあり。館主を歌書帶刀といふ。

○一の關 館 址

一の關字平の前方にあり。館主を一の關玄蕃といふ。

○二の關 館 址

二の關にあり。館主不詳。

○三の關 館 址

三の關にあり。館主を三關齋岐と稱す。

○鴨 澤 館 址

鴨澤にあり。山館と稱す。館主を菊地掃部といふ。葛西家よりの江刺家附人なり。江刺没落の時南部に奔り遂に土着す。

○小谷崎 館 址

輕石矢の澤にあり。現に濠の形を有す。

○十三墓壇

歌書一の關の境にあり。圓塚一列に十三並べり。由來詳ならず。

○境界石標

輕石梨木といへる所にて「此より北和賀郡」と刻せる石を發見せしことあり。

○廣瀬松

三の關にあり。今田圃の間に立てり。樹容見るに足る。

稻瀬村

封内風土記に記せられたる本村内神社佛閣は、舊倉澤村に、神明宮、愛宕神社、新山權現社、御領權現社、觀音堂、地藏堂、廣徳寺、三照村に神明宮、熊野神社二、稻荷社、荒神社、觀音堂、文珠堂、普賢堂、大日堂、正源寺、下門岡村に八幡宮、吹越明神社、山王權現社、宇南權現社、神明宮、白山權現社二、愛宕神社。新山權現社、熊野神社二、末崎明神社、釋迦堂、藥師堂、毘沙門堂、觀音堂二、阿彌陀堂、辨財天堂、虛空藏堂、地藏堂、極樂寺、如意輪寺、安樂寺、上門岡村に瀧明神社、雲南權現社、熊野神社三、明神社、地藏堂、石關村に熊野神社、八幡宮、行吉明神社なり。今明細帳所載のものは、神社に熊野神社、五十瀬神社、國見山神社、愛宕神社、鞍掛神社、新山神社、寺院に安樂寺、極樂寺、如意輪寺、石洞寺、正源寺、廣徳寺なり。而してまた史蹟名勝として擧ぐべきものは、國見山、鶴脛柵、白旗城、茶白館、齋羽場城、柏原館、稻瀬渡、東掛道等なり。今前に倣ひ主なるものにつき大要を述べん。

神社

○村社 熊野神社 祭神 速玉男命

字 袖野鎮座

由緒明ならず。維新前は熊野權現と稱したるを、明治六年熊野神社と改稱し、村社に列せらる。境内八百八十二坪。氏子五十一戸。大正七年六月二十七日同村字川原無格社八坂神社を合祀す。江刺二十六番の札所たり。

○村社 五十瀬神社

字 瀬谷子鎮座

傳云文治五年藤原泰衡追封せらるゝや、泰衡の室其殘黨を率ゐて北に走り、本村白旗城に據れり。此時城内の岩根に宮を建て皇祖皇大神を祀る。之れ本社の起源なり。境内三十六坪。氏子百八十戸。明治八年村社に列せらる。

○無格社 國見山神社 祭神 保食神 稻倉魂神

字 内門岡鎮座

國見山は往昔戸木峯と稱せり。傳云其北谷に道徳といへる長者あり。數多の僮僕を召使ひ、榮耀を一身に集めしが、其子鬼藤太、父の死去後性來の凶暴益加はり、遂に多數の黨類を集め、珊瑚嶽の岩窟に根據を構へ、名をも岩盤石と改め、掠略を恣にし、良民を苦むること甚だし。時に坂上田村麿の東夷征伐ありて、岩盤石も誅に伏しぬ。茲に於て田村麿戸木峯に一字を創建し、國家鎮護夷敵降服のため、勝敵毘沙門天を勸請せり。之れ本社の創始にして、また國見一山の創始なり。其後仁明天皇の御宇、慈覺大師巡錫し、全山をあげて一大靈場となさんとし、親ら本尊二丈八尺の毘沙門立像及持國多門增長廣目の脇立を刻し、以て當山の鎮守とす。其後堂塔佛寺僧房山谷に連り、自然の形勝と相待ちて附近一帯一大

靈域と化したりしが如きも、詳に之を知ること能はず、其後或は兵火に遭ひ、或は亂民の襲ふ所となりて、漸次荒廢に陥りしが、一山の衰微は之を如何ともなし能はざりしに、慶長十八年十一月七日夜、野火の爲め全山塔塔悉く灰燼となりぬ。慶安二年三月、瑞巖寺先住洞水禪師此地に行脚して、親しく之を見、伊達忠宗に其荒廢を慨きしかば、忠宗大に金錢木材等を寄進修築せり。延寶二年、徳川幕府より修築補助あり。伊達家も亦公費を投して修築再建し、稍面目を得たり。本社は維新前に至る迄は、鎮守毘沙門天として、崇敬せしが、明治九年之を吹越神社と改稱し、山上なる十一面觀音を三峯神社と改稱せしが、大正七年七月七日、更に二社を合祀して、國見山神社と稱し、三峯神社社殿を本殿とし、吹越神社々殿を拜殿及幣殿となせり。境内七百七十六坪。氏子百二十二戸を有す。

○無格社 愛宕神社 祭神 軒遇突智命

字 岩脇鎮座

由緒明ならず。社殿五尺四面。境内三十五坪。

○無格社 掛鞍神社 祭神 稻倉魂命

字 熊澤鎮座

由緒詳ならず。境内九十坪。

○無格社 新山神社 祭神 瀬津姫命

字 廣岡鎮座

由緒詳ならず。境内百坪。氏子二百七十四戸を有す。

寺 院

○眞言宗智山派 上臺山 安樂寺

字 下門岡

傳云嘉祥中慈覺大師の開基なりと。本尊は十一面觀音にして。伊達吉村公の寄進なり。吉村また寺領一

貫五百文を附し、其後代々また寺祿を給せられたり。維新後は之を失ひ大に衰頽せしが、明治三十二年特命住職を迎へしより、中興の緒に就けり。本寺は先に極樂寺と同じく、天臺宗なりしも中途無本寺となり、歸す處なかりしか、伊達氏の所領となるに及び、吉村公如意輪寺にある佛像四十餘體を望みしを機とし仙臺龍寶寺末山たらんことを願ひ出で之に屬せり、同寺の廢寺となるに及び、京都智積院末となり、東寺の管轄を受けしが、明治十三年新義眞言智山派總本山智積院の直末となれり。境内五百五十九坪境内佛宇一、境外所有耕地二町六反七畝二十九步、山林十九町九反八畝六步、檀徒二百二十五人。江刺二十九番の札所なり。按ずるに當山は偵岳寺の屬坊の一なるべし。

○眞言宗 岩谷山如意輪寺

字 内門岡

本尊は如意輪觀音。京都府智積院末。傳云當寺は田村將軍國見山上に毘沙門を建立せられし當時、中畑坊と稱して、一山中の大字なりしと。又云嘉祥年中慈覺大師此地に巡錫せしとき、岩入と稱する岩窟に如意輪觀音像を安置し。三七日間の護摩を修し、山畑坊及東之坊を併せて、岩入の岩窟に面して一大堂を建立し、如意輪寺と名けたり。其後益々盛に國見一山の増坊、左右七百餘を算するに至りしといふ。慶長十八年の大野火は、國見一山全く燒盡せるも、本尊は岩谷に奉して免るゝを得たりといふ。現堂宇は伊達家の寄進にして、慶安二年松島瑞巖寺洞水禪師の滯留せる所なり。當時は元金福寺、偵岳寺（所謂國見山にして今の極樂寺）屬坊にして、延曆寺末なりしが、中古眞言宗に改む、境内三百〇九坪。境外耕地二町三反二畝二十一歩。山林十九町六畝廿二歩。檀徒六十一人。江刺二十八番の札所たり。

○眞言宗新義派 國見山極樂寺

字 内門岡

本尊は國見山上に祀れる十一面觀音春日の作。脇立吉祥天女善尼童子。長二丈一尺慈覺の作。山下の毘沙門天長二丈八尺、脇立四天各二丈三尺、亦慈覺の作と唱へしも今傳はらず。嘉祥三年慈覺大師の開創にして、金福山偵岳寺と稱し、國見一山の總本寺なりしが如し、興廢の沿革明かに知る能はざるも、伊達氏所領の時に於ては其保護によりて、堂舎の再建修繕せなしたりしも、到底舊觀を偲ぶに至ること能はざりしが如し、聞老志曰「國見山大悲閣、在下門岡村。有寺號金福山偵岳寺。仁明帝嘉祥三年慈覺所開、神宮佛宇頗多、僧房已七百餘宇。山頭安十一面慈覺作、今已亡。爾後改宗于眞言、稱國見山極樂寺、所存僅五宇。土人曰國見山。境内二百〇二坪。境外耕地一町七反三畝二十三歩。山林十町七反六畝二十四歩を有す。江刺一番の札所なり。」

○曹洞宗 石列山 石洞寺

字 田 中

本尊は延命地藏。永正二年三月月泉良印の法孫良心義文の開きし所なり。初め神田洞にありしが、天明元年四月七世惠嚴のとき、野火の爲め焼失し、八世東麟のとき現地に移せり。舊領主石關某、祠堂田を寄附せられたり。境内二百二十坪。檀徒四百四十人。正法寺末山なり。

○曹洞宗 照峰山 正源寺

本尊は虚空藏菩薩、記録散逸して由緒の詳細を知る能はざるも、慶長の頃舊三照村の領主後藤信康初の一草堂を創立せしが、後正法寺續燈庵第二世在山融松の碩徳を慕ひ、其閑居の志あるを聞き之を招聘して開山とし、照峯山正源寺と稱せりと。境内六百十六坪。檀徒五百五十人。正法寺末山に屬す。

○曹洞宗 倉澤山 廣徳寺

字 廣 岡

本尊は釋迦如來。文祿二年四月五日正法寺十一世觀室良盛の開きし所なり。開創當時は字寶録田にありしが、慶洪水の害を蒙りしを以て、現寺の西南に移轉し、後更に現在の地に移れり。貞享の頃覺室和尚在住し、百廢を起さんと志し、元祿三年殿堂を新にし、鐘を掛くる等大に面目を改めたり。境内反別九百〇五坪。檀徒千百人。黒石正法寺末山なり。

明細帳以外の主なる神社佛宇

◆駒形神社

田村麿の創建なりといふ。舊時の堂宇は頽廢せるを以て、天明元年再建せり。先には伊豆山浮樂寺と稱し、天臺寺院にして中尊寺末山なりしが、明治九年駒形神社と改稱す。觀音像三十三體を安置せるを以て、里俗伊豆觀音と呼べり。江刺三番の札所たり。

◆南宮觀音

一の關にあり。由緒詳ならず。江刺二十五番の札所たり。

◆葛木觀音

三照にあり由緒詳ならず。江刺三十番の札所たり。

史蹟名勝

◆茶臼館址

石關にあり。其名其地形より考ふれば、蝦夷の要砦たりしもの、如し。天正三年の頃、葛西の臣石關左近之に居り、石關地方を領せり。左近本氏は家子氏子孫相繼ぎ此處に居館し、江刺東部に於ける政治上

の中樞をなせり。館址の東北に市街の跡と唱ふる所あり、葛西没落の時逃れて人首に至り、菊池氏の厚意によりて土着せり。今に其墓を存す。

◆鶴 脛 柵 址

倉澤字鶴羽衣にありて古來鶴羽衣館といふ。東館西館と相並びて凡そ四町歩許の面積を有せり。西館には今尙二重堀の跡を残せり。平地より高きこと數丈、膽江の平野を一時に望むべき形勝の地なり。古くは北上川此柵の下を流れしと傳ふれば、現今東南方を近く流る、廣瀬川も、自然此高臺續きにて北上川に合流し、此地一帶天險の要害となるべし。此柵は安倍家任の居城にして、康平五年九月十一日頼義の軍に圍まれ陥りし處なり。陸奥話記同日の條に、「武則拜謝而襲止任居所拔之、所射殺賊徒三十二人。被疵逃者不知其員。亦鶴脛比與鳥同破之。同十四向厨川柵」と見ゆるは之れなり。此柵につきては異説多し。要するに此地多く他に知られざると、知れるも實地を踏査せざると、阿部氏の防備を皆北上西岸にあるものと決定せること等の原因よりして、自然紛亂せるもの、如し。

◆白 旗 城 址

三照字薦の木にあり。傳云和賀主馬忠親伊達政宗のために亡ぼさるゝや、其室某殘兵を率ひて此所に據る、時人之を尼將軍といひしといふ。和賀家の再興を計らんとする志あり。常に男装して葦毛の馬に跨り自ら陣頭に立ちしが流矢に當りて死せりといふ。比丘尼坂の地即ち是なり。

◆齋 羽 場 城 址

下門岡にあり。館主を及川若狭といひ、葛西の臣なり。葛西没落の時相去村にかくれしが、後境目番所

創立につき大に功ありしにより、忠宗公より一貫文を賜はる。天和二年十月二日卒す。俵岩州崎大明神の側に葬る。

◆柏 原 館 址

柏原にあり。寛文元年十一月、中野目長重上門岡に於て祿五百石を給せらる、よりて、此所に館し居ること十四代、維新に至り兵庫長良家祿を奉還せり。

◆兵 部 館

正源寺臺の西南端にして、東西二百間、南北五百間、要害の地たり。伊達政宗の臣後藤孫兵衛の居城なり其他倉澤に四明館、伊豆堂館、三照に三照館あれども由緒詳ならず。

◆國 見 山

字下門岡にあり。特立せる高峯にして眺望の絶佳なるより、此名ありしなるべし。峯高く谷深く絶頂怪岩の上に建てる國見本社之椽に立てば、神戦きて久しく望むべからず。境域名所靈跡多し。傳云田村將軍此地にて岩盤石と稱する悪徒を誅し、國土鎮護として毘沙門天を安置せしが、其後慈覺大師錫を茲に留め、戸木峯を中心として一大靈場を開かんと志せり。大帥は北の坊に宿し、從者傭中阿闍梨は中畑坊に宿し、鎮守毘沙門天五間四面の二階の大堂を建立し、本尊御丈二丈八尺、脇士吉祥天女善童子御丈二丈一尺、四天王等を刻し、佛具法具花蔓竜頭玉幡皆之に適ひて具備せしといふ。其後益隆盛に、堂宇三十六坊、西谷三百坊、東谷四百坊、實に七百の僧坊を有するに至れり。其後の沿革明かならざるも慶長の初年に於ては、堂塔坊舎悉く破壊し、佛像什寶棄て、顧みられざるに至りしと。剩へ慶長十八年臘

月七日子刻野火のため一山鳥有に歸し、殘堂僅かに十四宇を存するのみなりしといふ。適洞水禪師來りて中畑坊に宿す。當山僧侶等洞水に依りて當山の再興を藩主伊達氏に請へり。洞水古内主膳を以て、忠宗に達す。忠宗郡奉行笹町七郎右衛門を以て、木材及金銀を賜ひて堂舎を再興せしむ。慶安二年三月二十四日に至りて成る。山内釋迦堂は先に藤田但馬によりて伊達氏に請ひ、其奉加により寛永十一年三月二十八日建立せしが、再び破損せるにより元祿八年再建せり。其他の堂舎皆伊達氏の修補する所なり。

◆ 稻 瀬 渡

下門岡より相去に通ずる渡船場をいふ。西行の歌に名高し。

陸奥の門岡山のはととぎす

いなせの渡かけて鳴くらむ

聞老志曰、「稻湍津渡、門岡男山下相去村渡口是也。但如今之津渡非當時之地。古渡乃河流。有邑落曰撞鐘宅。古之津渡也。土人所傳有西行法師和歌。今考之山家集不見焉。」

第十一章 傳 説

岩 谷 堂 町

牢の坂 六日町十六軒より中曾根に至る坂路を云ふ。昔その坂のほとりに牢ありて、その名も是れより出づ。

狼 茶 屋 字八日市にあり。岩城氏時代刑場の地にして、當時は夜狼出沒して物騒なりきと云ふ。

新 堤 岩谷堂町北長根にあり。昔宍戸吉之助と云へるもの、自費を投じて苦心の結果此の工事を竣へり。爾來附近に水田大におこり今日に及べりと。

男石女石 愛宕神社境内に楓の木あり。北上川の當地を流れし頃舟を繋ぎし木なりと云ふ。尙附近に男石と稱する巨石ありて舟行甚だ危険なりきと云ふ。女石は錢鑄町にありし由。

人 面 石 正治年中鈴木三郎重家の子小太郎重染、亡父の仇を尋ねて奥州に入り遂に得ず、偶々坊館山寺蹟に休息す。足許に石あり仇の顔に酷似す。之を見て覺る所あり、多聞天の門徒となり新に一寺及び藥師堂を建つ。名づけて鈴木山重染寺と云ふ。此の地中古慈覺大師の開基にして十八坊あり。坊館山の名こゝにおこる。維新前まで人面石を御館に保管したりしが、其の後多聞寺に移し、明治五年火災にかゝり同寺鳥有に歸すと共に所在不明となる。

落 岩 岩谷堂町にあり。天明六年正月七日、裏町大浪十太夫氏十二歳の時、川原町なる瀧川一郎氏宅よりの歸途、地震起り多聞天の岩落ち飛沫のため袴を濡せりと。落下の音遠く前澤に達せりと云

ふ。
心中池 柄杓城堀の一部に心中池あり。古來此の池に入りて死するもの尠からず。或は云ふ既に八十を算すと。

札場 岩谷堂町にあり。昔罪人を笞刑に處せし所。

達摩堂 岩谷堂町字達摩にあり。片岡の太子堂、沖の白山神社と共に河内片岡より遷したるものなりと云ふ。

愛宕神社 岩谷堂町田町にあり。興性寺の本尊を安置すと傳ふ。伊達政宗の足輕百二人當地に移されしとき之を遷せりと。

弘法の授け井戸 岩谷堂町横町にあり。昔弘法大師此の地に來りて憩ひ、或る機織女に水を乞ふ。此の地飲料水に乏しかりしかば、遠くより汲み來れる水を與へしに、大師は其のお禮にとて杖にて地上を突きしに清水滾々として湧出したりと云ふ。

繰坂 餅出より原躰に至る坂路を云ふ。安倍頼時此所に於て流矢に中り、烏海柵に歸りて死せりと傳ふ。

毘沙門堂の大槻 昔柄杓城の本丸毘沙門堂の傍に大槻の樹ありき。或る日此の木風も無きに大音響と共に倒れたりしが其の夜もとの如く起き直れりと云ふ。時人相謂ふて曰くこれ落城の前兆ならんと。

愛宕村

舌なし沼 愛宕村にあり。沼館落城の際重要寶物を城外の沼に投じ、尙敵の搜索を恐れて沼中に高臺を設け、これに蛇を置きけるが、敵人眞偽を疑ひ、近づき見るに不思議や舌なし。これ偽物ならんとて遂に敵の索ねる所となる。以後此の沼を稱して舌なし沼と云ふ。

鴻の巢 愛宕村にあり。鴻の巢若狹と稱する落人の居りし所。後餅田に移りしと。それより同地には鴻の(高野)の姓を稱ふるもの多しと。

水引地藏 愛宕村にあり。嘉永六年三照、倉澤、高寺の三ヶ村は非常の旱魃にして村民の困難は一方ならざりき。この時高寺堰に、其の誰なるか判明せざるが、水引に奔走せるものありて、最も困難なるべき高寺用水のみは、水頗る潤澤にして、村民等しくこの災厄を免れたり。時人之を稱して朝日地藏は水引地藏と稱し居れば、蓋しこれ地藏の然らしむるものならんと。依てこの年十月一日村内の肝入組頭等集りて、神樂をあげたりと。

みすの尾 愛宕村にあり。みすを編む麻絲を岩谷堂公に獻せしより生せしと。

伊勢堂 愛宕村二子町にあり。昔黒石に正端入道越後守と云ふものありしが、この地に移ると共に移轉せりと。

長沼 愛宕村沼の上伊藤左膳の先祖にゴンボ馬あり。誤つてこの沼に入り主となる。年次埋没せられて棲息すること能はざるに至り、依て西根の八郎沼に移れり。之れより沼の上地方は牛蒡を蒔かずと。

羽 田 村

銚子が清水 出羽神社境内にあり。傳へ云ふ弘仁八年天下大旱す。郷人之を愁へ相共に計り、羽黒山に雨を祈らんため、一同蓑笠をつけ、神前に農歌を歌ふこと三日三夜なりしに、忽然として、境内に二水湧出し、之によりて挿秧するを得たりと。

米が瀧 昔安倍貞任羽黒山にこもりしとき米を流して瀧と見せし所なりと。

黒 石 村

姥 杉 黒石村正法寺にあり。開山無底禪師の熊野より持ち來れる種子なれば、枝は皆熊野を慕ふて南方を指すと。無底禪師曩に一寺建立の大願を發せられ熊野權現に參籠あり。同權現の靈夢に感じて奥羽の地を志し、遂にこの境に入りて錫を駐め正法寺を開創されし因縁あり。

袈裟掛の櫻 山内川の上流正法寺にあり。川の南岸にありて、川に沿ふて枝を北に擴ぐ。古枝甚だ朽ちたれども、尙年々花を開く。傳云貞和の昔、正法寺開山無底和尚の禪座靈浴の地にして、樹下の潭淵に浴する毎に、此の櫻樹に袈裟を掛けしを以て此の名ありと。

文福茶釜 正法寺にあり。或る馬喰の献上になれるものなりと云ふ、或る時小僧小川のほとりに持ち出し、砂を以て磨きしに「小僧痛いぞ」と云ふ。小僧驚きて和尚に告ぐれば、それは面白し湯を沸かすべしとのことに、小僧爐にかけ火を焚けば「小僧熱いぞ、小僧熱いぞ」と云ひつゝ、座敷中を轉がり廻

る。其れ以來これを庫裏に置きしが、夜に入れば轉げ廻り、或は小僧に惡戯をなすため、鐵の鎖をもて柱に繋ぎたりと云ふ。正法寺の文福茶釜是也。

高 清 水 黒石村にあり。稍打開けたる高地にして、一老杉の洞穴より絶えず泉水を湧出す。水色甚だ清らかなり。傳云康平年間源義家弔にて穿ちし所なりと。今八幡宮を建立し、此の清水にて温浴所を設く。

丹 波 山 黒石村口にあり。往昔丹波山某氏の據れる地にして、鶴ヶ城主正端入道越後守の亡ぼすところとなる。現に十三塚あり。

坊 主 石 黒石村山内にあり。黒石寺建立に際し、一坊主のありて、牛馬を使役して用材を運搬し建立に功ありしを以て、その死後坊主を刻したる石を墓標となし、傍に杉を植ゑたりと。

雀ヶ 館 黒石村にあり。往時正法寺に於て雀合戦あり。南北數十萬の群雀時を定めて相戦ひ、死屍累々たるものありしと。

愁 野 黒石村下柳山内兩部落の間にあり。往昔鶴ヶ城主正端入道越後守時代に罪人の仕置場ありたる處より此の名ありと。

黒 石 昔下野國興福寺の開祖真空の弟子に無底と云ふ人ありき。或る日師匠は無底を呼びて一個の黒石を出し之を投げて曰く無底汝は此の石の落ち止まる所へ行き寺を立て弘法せよと。無底即ち石を尋ねて諸國を遍歴し江刺郡に入りて其の石を見出し其處に正法寺を建立す。黒石の名之れより出づと。

はやの扇の由來 昔一の關田村藩士に龜井辰次郎と云へる若侍ありき。近所の者等と伊勢參宮に旅立

ち松坂屋扇屋勘兵衛方にて扇を買へり。扇屋の娘お鶴に懸想されホヤノ故なるを以て扇一本を與へられき。同行勘太辰次郎を嘲りて曰くホヤノはホイト(乞食)の意なりと。辰次郎大に怒りて扇屋に引返し娘お鶴を斬る。同行等驚きしも一切は口を緘して語らざることを約して歸郷せり。辰次郎其の扇を師匠なる正法寺住職實源和尚に土産にしたりしが扇の甚だ美麗なるより不審をいだし同行にて同じ弟子たる愚なる淺次郎より一切の話を聞けり。和尚辰次郎父子を呼びさすにその理非を以てす。辰次郎悔悟の念に堪えず其の場に自害せんとするを和尚押し止め尙戒めて白無垢の淨衣及び蘭麝香を餞別として送り再び伊勢松坂屋に旅立たしむ。辰次郎の松坂につきしは丁度お鶴横死をとげてより四十九日の忌日なりしが委曲を述べて仇討たれんことを乞ふ。扇屋方にては娘の横死より悲歎の月日を送りしが夜々お鶴夢枕に立ちて曰く四十九日には妾の夫たるべき者訪ね來るべければ何卒夫婦にされんことを願ふと。不思議の夢を物語りつゝありし時辰次郎の訪問に逢ひしを以て其の罪を宥して白木の位牌と結婚せしむ。而して娘の身代りとして親族のお三重を許嫁にし扇屋の後を繼がしむ。然れども辰次郎の心はなほ解けず一室に閉ぢ籠りて夜々心經を筆寫し師匠より送られたる名香を焚きお鶴の亡靈を慰むることに専らなり。お鶴の亡靈また毎夜辰次郎の室に通ひて密話せる中二ヶ年を経過せり。或る夜亡靈辰次郎に曰く既に貴郎の種子を宿して臨月になれり。白木綿の布と錢六文を妾が墓に供ひ賜はるべしと。其の頃より墓場の近所なる館屋に館買に通ふ娘あること世間の噂に上れり。母親これ畢竟娘の亡靈ならん一目逢はばやと娘戀しさの餘り館屋に行けども墓場に行けども遂にその姿を見せざりしかば母は泣く泣く家に歸れり。お三重は其の後幾日を過ぐるも辰次郎より優しき言葉の一言もなきを悲しみ積る思ひを文にして辰次郎

の室に忍ばんとすれば室内より睦しき男女の密語聞ゆ。忽ち嫉妬の念燃え立ち其の事を養父母に告げしがこれが紛料のもととなりて辰次郎は一切を養父母に告げざるべからざることとなりぬ。辰次郎の話を聞きたる父母は娘の姿を見んとて物蔭より窺ふにお鶴の亡靈は乳呑子を抱き來り何となく胸騒ぎする夜なり、こはこの世との縁の盡きならん戀しき貴郎とも別れざるべからざるかと打ち嘆く。匿れ居たる父母は堪え切れずその座敷にまろび出づればお鶴の亡靈は乳呑子をおきしまゝ宛然煙の如く消えたり。こは不思議なるかたみとその子の養育に心を勞せしが痛く夜泣きするにいろ／＼手を盡せしも甲斐なかりしが或る夜お鶴の亡靈夢枕に立ちて醫藥咒符はその効なし裏の竹藪の中に棄て置かるべしとありしを以て不憫に思ひしも詮方なく竹藪の中に棄て置けり。蛾山和尚諸國行脚のみぎり偶々この竹藪に小兒の泣き聲盡く經文の聲なるを耳にし之を拾ひ改めて扇屋に養育を依頼せしがそれより夜泣きはひたと止りしと云ふ。此の子眞に聰明三四歳にして文字を知り五六歳にて筆勢凡ならず後には碩學名僧として世にあらはれたりしが丹後に鬼國山要澤寺と稱する一寺を建立せりと云ふ。

又福茶釜の蓋 昔氣仙郡稻子澤長者に寝手間取りなるものありき。畑一枚に粟一本を立て一枚分の肥料を全部施したりしかば成育して恐ろしき大木となりき。寝手間取りは木樵り七人を頼みて其の栗の木を伐り倒せしが傍に見てありし小旦那はその端風に吹き飛ばされてはるか氣仙稻子澤より江刺なる黒石の正法寺の屋根の上に落ちたり。物音に驚きし小僧ども何事やらんと出て見るにみなね人の屋根に引懸り居りしを以て梯子を架けんとせるも何れも届かず庫裏より風呂敷一枚を持ち來り四隅を四人にて持ちてその上に落さんとす。ころ／＼どしんと風呂敷の中に落ちしはづみに四人の小僧はこちんと頭を鉢

合せにし其所より火花を發し屋根に飛びつきて寺は火事となる。其の時庫裏にありし茶釜が逃げんとあせりしも鐵の鎖にて繋がれ居るを以て自由にならず蓋のみいづれへか飛び去れりと云ふ。

田原村

醍醐寺 原躰字上醍醐に舊址を存す。何等記録の存するものなけれど時々屋根瓦等を發見するこ
とあり。

七里塚 小田代にあり。伊達政宗六の數字を嫌忌し、七町を以て小道一里としたりと云ふ。當時
築造のものなるを以て此の名あり。

腎焼觀音 小田代にあり。本尊は木佛にして、以前は他の丘山にありしが、野火のおかすところと
なり、火のつきたるまゝ、現在の處に飛び來れるなりと。

岩城の刀鍛冶 田原村原躰岩城に數丈の絶壁あり。昔この山上に刀鍛冶ありて水を汲みにこの絶壁を
上下せりと云ふ。或る夜大なるむじな入り來り、火焰に投じたりしがそれによりて鍛へたる刀は實に名
刀なりきと云ふ。

藤里村

沼御前 今より數百年以前藤里村沼尻城主に及川彌兵衛なるものあり。意を田地の開拓に用ひ、
善政多かりしかば村民悅服治蹟大に擧れり。當時隣村清水城主に小田代肥前あり。頗る霸氣に富み、藤

里を畧せんとの心ありしが、遂に事端をかもし來り攻む沼尻城は東に大沼を控へ、南より西に隈川を繞
らして、要害の地なりしかども、衆寡敵せず、砲師ヶ森陥り、沼尻城火焰に包まれて遂に陥り、彌兵衛
は沼の中にて最後を遂ぐ。村民其の徳を慕ひ祠を建て、祭る。沼御前はなり。

おせん觀音 藤里村にあり。今より三百年前、代官の巡視に當り、時の大庄屋及川氏、秘藏の南京焼
を出して歡待につとむ。偶々數多の召使中おせんの聲望を嫉めるものあり。皿一枚を隠匿して主人に讒
す。おせん無實の罪を歎き、寺澤川の瀧に身を投じて死す。後世靈を慰めんとしておせん觀音を祭る。

淺井戸 藤里村字前村にあり。淺井とて汲まぬ人こそ愚なれ、月の清水影のさやけさ。古歌とし
て傳へり。

花見石 永倉山西南の中腹にあり。江刺三河花見の宴を催せし時の座石なりと云ふ。此地附近一
帶山躑躅を以て覆はれ、花時甚だ美なり。

伊手村

家中町 伊手村にあり。菊池信長家中十八人の屋敷のありし所。今は古井戸地名等にその當時を
偲ぶのみ。

明石掃部守重 大阪落城後奥州に逃れ來り、氣仙郡より西して山中に道を失ふ。偶々一羽の鳶あり。
飛んでは降り降りては飛び行手を示すが如し。守重これを道しるべとして伊手村に至り、赤金菊池氏邸
に入る。寄寓すること十餘年。時種ヶ島銃の傳來せし後のことなれば、村民の懇請辭し難く、種ヶ島銃

使用の申請書を作製して幕府に送る。これによりて其の所在を知られ遂に捕へらるゝに至りしが、去るに及びて村民深く別れを惜みしと云ふ。

陣 場 伊手村大中田にあり前九年の役、頼義の軍の河東に向へるもの、阿原山を越え伊手に入りしに、安倍の家臣等頑強に抵抗せるにより、此所に陣して大に戦ひ、遂に退けし處なりと。今存する六個の古塚は當時の戦死者を葬れるものなりと云ふ。

伊手の玉川 上伊手にある清泉なり。大治中大旱ありしとき、村民相集り、雨乞の祈願をなせしに、轟然たる響と共に此泉湧出せりと。

伊手の大石 下浅倉の松林中男石女石と稱する大石あり。女石は東西五間南北六間、男石は東西十四間半南北十間、石上馬蹄形の窪みあり、稱して源義家乗馬の足跡なりと云へり。

上 町 伊手村にあり。元祿十三年伊達綱村公岩代國飯坂にありし足輕二十人を移せる所なりと云ふ。

米 里 村

五 輪 峠 米里村にあり。大内澤屋敷上野、大崎葛西合戦に出陣、重傷を負ふて歸る途中石に躓き落馬して相果つ。其の子日向父の菩提のために、道路を開鑿し頂上に五輪石を建つ。寛永中のことなり以來五輪峠の名を以て稱せらる。

古歌養 山 米里村にあり。慶長より寛永に至り盛に採掘せられしと云ふ。

天保の飢饉 天保六年當地方は夏尙寒くして綿入を着る程なりしが、果然凶作となり干菜大根にて其の年を送る。翌七年窮狀益々甚しく、種粃は官よりの下附に依りて辛うじて播種せしも霜雨打ち續きて收穫皆無の姿なり。干菜大根既になく蕨も山に盡きたれば、犬猫迄も食ふ中同八年を迎ふ。味噌桶を削りて青菜を煮るの有様なれば餓死するもの漸く多し。時に南部よりの物貫陸續として門に立ち、その中には軒下に倒るゝものあり。橋下に死するもの數知れず、實に悲惨を極めたりと云ふ。

人 首 米里村にあり。昔坂上田村麿惡路王等を征伐せし時、其の一族人首丸遁れて大森山岩窟に隠る。田原阿波守兼光追撃して物見山に陣し、後藤柴田等と前後相攻めて遂に其の首を得。年僅かに十五六の美少年にして、顔のみ人と云ふ意より人首丸と稱し、地名もそれより出でたりと云ふ。

黄金の玉 昔米里村に五三郎と云へる若者ありき。菌採りに境の山の深山に入りしが、日暮るゝも尙一個を得ず山中の炭焼小屋に一夜を明さんとせり。偶々一老爺來り五三郎の食せる粟餅をさも羨ましげに眺め居たり。五三郎おしげもなく一個を分ち與ふるに爺欣然として賞味す。時に鶏鳴の聞ゆるあり爺これ黄金の時を立てるものなりと告げて去る。五三郎これを聞き如何にかして黄金を得んと山に入り年中搜索につとめたりし甲斐ありて三歳目の大晦日に黄金の玉三個を得たり。五三郎其の中二個をば牛に一個は自ら脊負ひて蛭ヶ澤の谷地に來かゝりしが黄金の重みにて牛は二個の玉と共に地中に没せり。五三郎は詮方なく脊負ひし黄金を持ち歸りて之を領主に献上したりしかば領主之を喜びて學問澤の地を與へしと云ふ。

愛宕の祠 昔米里村福泉寺境内に愛宕祠ありき。同寺の荒廢と共にさびれ果てしかば村民相圖りて

壇の長嶺の薬師堂に移したり。然るに或る夜乗馬なる神像蹄の音を立てつゝもとの屋敷に飛び移れりと云ふ。

玉里村

白山淵 玉里村にあり。白山神社の別當某樹木伐採中誤りて鉦を淵に落す。某即ち鉦を尋ねて淵に入り、壯麗なる殿中に白髪の老翁より玉を得て歸る。其の玉旱天に手を觸るれば霏雨沛然として至ると云ふ。或は云ふ。玉里の名も是より出づと。

鏡石 玉里村白山神社境内にあり。人首川本流なる白山瀧々壺に通ずと稱せられ、耳を此の石にあてれば瀧の音が聞え、又岩上に小石を置けば其の響のために小石落つと云ひ傳ふ。

角懸森古館 玉里村にあり。傳云角懸四郎兵衛重勝一白鹿を愛し、常に携へて松下に遊ぶ。其の鹿も亦よく重勝に馴れ、書を讀む間、角を松枝に掛けて眠る。角掛の名是より出づと。

五輪塚 玉里村守林寺境内にあり。二基を存す。菊池右馬之丞の墓なりと傳ふ。

梁川村

武道坂 梁川村大嶽より和賀郡谷内村田瀬への通路にして舊仙南兩藩の境界をなす。昔大武丸通過せしと傳ふ。

烏帽子形山 野手崎驛の西舊館址の上に峙立して、一村何れの方面よりも望むを得べし。此の山舊名

を保土山と云ふ。享保十五年三月伊達吉村封内巡視に當り、口内よりの途次、珠敷石前より之を望見し其の山形烏帽子に似たるを賞して、烏帽子形山と名づけ、館名を烏帽子館と賜はりたり。山麓に小梁川氏鹽竈神社あり。南方に小梁川氏墓所あり。小梁川泥幡夫人天光院及び仙臺騷動後藩政整理に有名なりし當山小梁川修理の碑亦茲にあり。

柳清水 一名境の清水と云ふ。昔野手崎の北境南部仙臺の藩界を協定するに當り、此の清水を以て限界としたりと云ふ。老柳一樹兩枝南北に延びて清水を蔽ひ、泉水掬すべし。

善六仇討石 梁川村字藤渡戸村社道にあり。寛保二年五月禁糶下吏作兵衛の子善六、後に鈴木孝信父の仇を討ちし所なり。記念の大石は大正四年碎かれて揚場石垣となれり。

福岡村

蓬田上野 今より二百年前福岡村口内に蓬田上野なる豪農ありき。高野山に石碑を奉納せる、田瀬樂を經營せる、早池峯山麓の相模屋を買切たる等事業多かりしが、晩年仙臺大橋の架替あり家運それより傾きしと云ふ。

樋渡加賀 今を去る三百年前、福岡村に樋渡加賀なる豪農あり。大鳥田部落を始め下口内南半を占有して勢威旺に、領主を凌ぐの有様なりき。田地を開拓せしこと多く、今も鶴首屋敷と稱して門石殘存せり。

望ヶ森 福岡村にあり。源義家安倍貞任を追撃して八幡境内に陣したるに、樹木のため敵狀を詳

にするを得ず。この森に出で、夷軍を觀望せるよりこの名ありと。

廣 瀨 村

五輪塚 廣瀨村歌書にあり。大内館主歌書帶刀墓所と傳ふ。現に一字の堂ありて、五輪石塔二三基を存す。

男石女石枕石 共に廣瀨村輕石にあり。男石は長さ九尺五寸横六尺餘、石面滑かにして梵字の外に、延元二年^{大才}十月二日^{孝子}敬白と刻す。女石枕石は、共に長さ六七尺にして、男石の傍にあり。此の三石、小石にて打てば金屬の響あり、よりに亦鳴石と稱せり。傳云藤原秀衡巡國の際、男石を見て他に運げんと欲し、大勢の人夫をして之を運ばしむるに、一町餘にして動かす、鳴ること頻なるにより、其の儘捨て置けり。其の後與春と云へる盲者來り、此の石を引きて輕々と元の所に戻せりと云ふ。輕石の名之より起ると。

座頭石 高四尺長八尺横四尺五寸男石を引戻せし座頭の名を後世に傳へんため名づけしと。

獅子石 長七尺横五尺餘、音石神社内にあり舞獅子と名附く。

跡附石批把箱石 以上前五石に右二石を加へ輕石の七石と云ふ。

妻井 大すみ山の麓德公澤^{くわい}に毒水の井と云ふ清水あり。古來言ひ傳へて今に飲むものなし。

稻 瀨 村

備後塚 稻瀨村三照にあり。傳云兒島高德奥州に下り、南朝の再興を謀りて能はず。將軍館菊池勘兵衛繁長方に隠住して期を待てり。繁長一女あり、高德と婚す。是より高德姓を菊池と改め。貞祐七年九月六十八歳にして卒すと。備後塚是なり。

吉野塚比丘尼塚いろは塚 稻瀨村三照にあり。共に南朝遺臣の墓と傳ふ。

境の碑 稻瀨村にあり。兵部館の城下町跡にして、北は俵岩下に、南は塔婆柳に在り。南北二個の距離四丁餘。碑石苔蒸して文字を辨せず。

荒神の馬場 稻瀨村にあり。白旗城の馬場跡にして周圍十七町、東は氏家の澤を限り、北は大日澤に至る。中央に氏家の邸宅の跡あり。荒神の祠、米磨ぎ池の跡等あり。

高天龍寺跡 稻瀨村にあり。兒島高德菩提寺の跡なりと云ふ。城内廣く池の跡等今尙存す。

夫婦塚 稻瀨村にあり。今は供養石、人家等建ち並びて昔の跡を止めず。昔さる大宮人の歌枕尋ねて遙々東へ下りけるが、旅に病みて遂に相果つ。妻某尼となりて夫の菩提を弔ひしが、程なく夫の後をおふ。里人は是を憐みその傍に葬りて夫婦塚と云ふ。

お荷越坂 稻瀨村にあり。昔時北上川この下を流れ、舟付場たりしを以て、荷物を運搬せし所なりと傳ふ。

金比羅堂 稻瀨村にあり。嘉永六年十二月二十七日陸前遠田郡の者太左衛門、父の仇喜右衛門を討ちし所。當時太左衛門十八歳のときなりきと云ふ。

東 街 道 本郡内に東街道と稱せらるゝ古道あり。現今田原石山稻瀨柏原に於て明瞭に認められ、

亦其の名を存す。黒石高清水は同街道なりと云ふも其の名傳はらず。傳云本街道は黒石高清水を通じて北して田原石山に入り、餅田に下り、岩谷堂丘陵地に上り、柏原より稻瀬の渡に出でたりと。按ずるに之れ本郡内南北に通ずる唯一の大道にして、稻瀬の渡を渡り當時の驛路に合したるは疑ふべからず。或云平泉時代發達したるものに非ざるかと。

第十二章 人物傳記

岩谷堂町

伊達宗規 正保元年十月二十日仙臺ニ生ル。母ハ側室三田村氏、幼名藤松丸、後左兵衛ト稱ス。承應三年二月二十七日元服刀ヲ賜フ。四年伊達薩摩國隆ノ女ニ配シテ嗣トナス。万治二年八月雄山公江刺郡岩谷堂ヲ賜ヒ、祿三千石ヲ増シ、四千二百餘石トナル。貞享二年二月十日逝ス。年四十二、法名春岩若花木院と號す(東藩史稿)

長 八 長八ハ江刺郡岩谷堂ノ産、久シク伊三郎(國分街杉野屋)ニ事フ、其貧苦ヲ憫ミ晝夜力ヲ竭シ其產ヲ助ク。然レドモ貧窶日ニ甚シ、更ニ身ヲ鬻キ其備金ヲ分テ之ヲ給ス。且ツ間ヲ得レバ輒チ來リテ其勞ヲ扶ク、其豆腐ヲ製スル水ニ乏シ、乃爲メニ水ヲ擔フ。寒暑風雨ヲサケズ、凡ソ三年一日ノ如シトイフ。會主婦病ム、二僕寢食ヲ廢シ衣帶ヲ解カズ、日夜涕泣之ヲ救フ、殯葬ノ辨一ニ其力ニヨル。時節毎ニ必墳墓ヲ掃除シテ奠祭ス、小祥忌ニ及ビ祭祀ニ供スルナシ、衣ヲ解キテ之ヲ資ク、享保十一年八月十一日長八ヲ賞シ金十圓ヲ賜フ、伊三郎人ヲ使フニ恩情アルヲ賞シ、木綿三反ヲ賜フ、翌年七月二十日長八癱ヲ發シテ歿ス。年二十七、稻荷山妙心院ニ葬ル。佐久間義和爲メニ墓碣ヲ作ル。(東藩史稿)

次 四 郎 次四郎者。江刺岩谷堂驛檢斷也。善事養母。孝聲播一郷。有養兄。異居數年。貧窶殊甚。一家四口。殆不能給。次四郎友愛根干心。不忍坐見之、彊迎之於家。給餉衣食。厚於奉己。又統治其下。專盡恩意。有貧而逋租者。多方竭力。假借于人以償之。衆無不悅服。寬延元年三月。賜金十五方(仙臺孝義錄)

喜右衛門 喜右衛門者。江刺増澤村農夫也。母年九十餘。常扶持之。心力俱竭。以供衣食。寒暑之候皆以安其心爲務。乃賜以十方金。寶曆六年十二月。(仙臺孝行錄)

喜六 喜六ハ江刺郡岩谷堂の農長四郎の僕なり。主家の困窮ヲ、二世ノ間善ク仕フ。主人夫婦ヨク病ム、子姪尙幼ニシテ農ニ服スル者ナシ。活計殆空シ、家人親戚ニ離散寄食ス。喜六深ク之ヲ憂ヒ日夜心勞ヲ盡シ百方以テ其產ヲ助ク。出デテ珍味ヲ得レバ持歸以テ主ニ供ス。寶曆十二年八月二十七日賞金三兩三步ヲ賜フ。(東藩史稿)

五三郎妻増子惣吉 増ハ江刺郡片岡村農五三郎ノ妻ナリ。五三郎家貧シク傭作外ニアリ。家政一ニ増ニ委ヌ。増善ク姑ニ事フ、己レ鶉衣殆ト形ヲ掩ハス、而シテ姑ニハ懷寒時ヲ察シ、衣ヲ爲リ之ヲ進ム。姑明ヲ失フ已ニ十年、孝敬力ヲ盡ス。子アリ惣吉ト云、十四五歳ヨリ躬ヲ樵シ、餘リアレバ市ニ鬻キ酒食ヲ沽ヒ、祖母ニ薦ム、自ラ費ス所ナシ。安永七年六月二十五日、増ニ金二圓、惣吉ハ五方ヲ賜ヒ之ヲ賞ス。(東藩史稿)

齋藤新之助 齋藤新之助ハ安永八年江刺郡片岡村裏町ニ生ル。壯年ニシテ仙臺ニ赴キ武家ニ奉公シ其年給ヲ蓄積シ一家ヲ興ス。資ヲ得歸郷シテ御預足輕ノ家格ヲ有スル齋藤氏ノ名跡ヲ襲グ。天性英敏濟世ノ志アリ。文化ノ初メ江戶ニ赴キ旗本某氏ニ寄寓スルコト數年、諸般ノ事情ニ通曉スルコトヲ得タリ。家ニ歸リテ後勤務ノ傍農耕ニ従事セリ。寛政以來邑主岩城家ガ氣仙郡唐丹村ヨリ吉濱村ニ至ル海岸ノ監視ヲ課セラレシニヨリ、屢々派遣セラレテ吉濱村ニ駐在セリ。勤務ノ餘暇魚類取引ニ關スル諸般ノ調査研究ノ結果、海魚市場ノ頗ル利益アルコトヲ知り、邑主ニ建言シ、文化十二年岩谷堂町ニ邑主直營ノ海魚

市場を創設セリ。之ヲ四分問屋ト稱ス。之レガ經理ヲ擔當センガタメ士籍ニ擢ンデラレ、中小姓組ニ班セラレタリ。維新後ニ至ルマデ岩谷堂町ガ東海岸魚類取引ノ中心地タル觀アリシハコレニ基キシナリ。後代官所ノ下役ニ移リ、賀美郡ナル大村代官所ニ勤務セリ。此ノ地方藥來山ノ麓ニ位シ土地瘠薄ニシテ荒野多ク、農民ノ生計困難ナルモノ多キヲ憐レミ、種馬法ヲ制定シ邑主ノ允許ヲ得テ、各農家ニ馬匹ヲ給付シ之レガ繁殖ヲ計ラシム。農民之レガタメニ有利ナル副業ヲ得タリ。元來岩城家ハ江刺郡ニ於テ三千石、栗原郡及ビ賀美郡ニ於テ各千石ヲ知行シ、梅崎大村ノ兩代官所ニ於テ取扱ヒシ貢米ハ之レヲ賦送センカ其勞ニ堪ヘズ。之ヲ買取センカ價格頗ル低廉ニシテ收入額ニ多大ノ減少アルヲ免レズ。故ニ邑主ノ岩谷堂ニ移封以來屢々古川町ニ於ケル藩倉ニ其貢米ヲ納入シ、之レガ代米ヲ岩谷堂ニ近キ下河原ノ藩倉ニ於テ受領センコトヲ請ヒシモ願ミラレザリキ。新之助其局ニ當ルニ及ビ重ネテ之ヲ請願シ、此ノ目的ヲ達成センガタメ奔走セシガ漸ク其願ヲ聞届ケラレ、多年ノ懸案茲ニ於テ解決ヲ告ゲタリ。如此岩城家ニ於ケル民政並ニ財政ニ好影響ヲ與ヘシコト尠小ナラザルニヨリ、其計畫セシ事ノ成功スル毎ニ若干ノ賞賜ヲ受ケシカバ、「金貫ヒ侍」ノ評遠近ニキコユ。蓋シ當時金品ヲ納メテ士籍ニ列セラレシモノ多ク。世之ヲ評シテ「金上ゲ侍」ト云ヘリ。新之助ハ之レト反對ナル境遇ニ立チシヲ以テ世人ノ注目ヲ惹キシモノナルベシ。氣仙郡吉濱村ハ地勢ノ關係上漁撈ノ利薄キニヨリ、村民ノ生活困難ヲ極ム。此ノ困難ヲ免レントシテ屢々製鹽業ノ免許ヲ請ヒシモ、藩制製鹽業ハ牡鹿郡波ニ於テノミ免許シ其他ノ地方ニ於テハ之ヲ營ムコトヲ禁ゼリ。新之助同村ノタメニ重ネテ其免許方ヲ請願シ、苦心慘愴遂ニ其允許ヲ得、自ラ經營シテ其利益アルコトヲ確メ、後吉濱村ニ其權ヲ讓渡セリ。其他伊手一揆ノ蜂起ニアタリ、之レガ

調停ニ努メ大事ニ至ラシメズシテ終熄セシメ。米艦渡來ノ際老軀ヲ提ゲテ海防ノ整備ニ盡力シ、亦穢多ヲ扶助シ之ヲ岩城家ニ薦メテ製革業ヲ創設セシガ如キ、記スベキコト少カラズ、新之助ハ常ニ事業ニ志ス者ハ各種ノ方面ヲ異ニセル人材ノ後援ヲ必要ナリト信ジ交驩スル者多シ。先人ノ難ンズル所ヲ敢テシテ能ク其目的ヲ達成スルコトヲ得タルハ、小松周治仙臺藩ノ出入司タリシ人頗ル才識アリ、枡屋平右衛門大阪ノ商人ニシテ伊藤家ノ御臺所ヲ持チシ人、伊藤森之助岩城家ノ家老タリシ人等ノ助力ニヨリシコト多キニ居ルト云フ。晩年歌讀ノ里ニ退隱シテ子弟ヲ教導シ、安政四年享年八十歳ニシテ歿ス。天宗寺墓地ニ葬レリ。新之助又情誼ニ篤ク兄ニ對シテ能ク悌道ヲ盡セリ。兄草刈嘉藏豪放ニシテ治産ノ道ニ拙ク數々家政ノ困難ニ陥ルヤ、資産ヲ傾ケテ之レガ整理ニカメシカバ兄モ其篤實ナルヲ欣ビ其子ニ命ジテ本家ニ對スル禮ヲ取ラシメタリ。又幼年ニシテ天明ノ大飢饉ニ遭遇シ、其悲惨ノ情況ヲ見聞シ、深ク恐レテ懷キ終生凶歳ニ對スル研究ヲ怠ラズ。天保ノ飢饉ニアタリ之レガ救濟ニ力ヲ效スコト尠カラザリキ。常ニ子孫ニ誨ヘテ稻ノ栽培ハ早生種ヲ主トシ晩生種ヲ作ルコトナカラシメタリ。(齋藤氏文書)

伊達村將 村將ハ村富ノ子、母ハ伊達安房ノ女、室三澤右近村保二女ナリ。村將幼名藤德、能登、又下總、又左兵衛ト稱ス。性聰敏ニシテ温恭學ヲ好ミ、東山赤津邑ノ人郡山道遠ヲ聘ヲ厚クシテ招聘シ、言ヲ容レ道ヲ聞キ膏澤下施ス、宴安鳩毒ヲ以テ堂ニ扁ス、天明癸卯年荐ニ饑エ、倉粟ヲ開キ、臣民ヲ濟ヒ、重器ヲ鬻キ、弘ク惠ム、遂ニ社倉ヲ立ツトイフ。寛政七年正月二十六日歿ス。年卅二。法名、覺聰明靈淳德院ト號ス。(東藩史稿)

戸田幸八 相原良助 増澤ヨリ町ニ至ルニ、裏町坂ヨリ愛宕堂墓地前ヲ經遠野澤堤ヲ經タリ。戸田幸

八其迂遠ナルヲ憂ヒ、今ノ裏町橋ヨリ吸門ニ至ル所有地ヲ献ジ、自費ヲ以テ道路ヲ拵ヘタリ。吸門以南ハ道幅狭ク人道行違フ能ハズ、裏町ノ人相原良助世話役トシテ馬場ヨリ土ヲ取り路幅ヲ加ヘタリ。寛政中ナラン。(猪狩氏筆記)

藤兵衛 藤兵衛ハ江刺郡岩谷堂藥舖仁兵衛ノ僕ナリ。幼ヨリ善ク其家ニ仕ヘ三世ヲ歷仁兵衛ニ至リ爲メニ宅一區ヲ買ヒ財ヲ與ヘテ烟ヲ擧ゲシム。後仁兵衛病ニ臥シ利ヲ失フ。藤兵衛其産ノ落ルヲ視日ニ往テ病ヲ看、且産業ヲ助ケ以テ復舊ヲ謀ル。積ム十年仁兵衛遂ニ死ス。其子某幼ニシテ府下ノ商ニ隨フモノ多年、父死スルヲ以テ家ニ歸ル、藤兵衛藥品錢穀ノ簿ヲ閱セシム、指示シテ之ニ與フ。一ノ空簿ナシ。蓋シ之ニ事ル六十六年ノ間未ダ嘗テ過チアラズ。享和三年二月、金二圓ヲ賜ヒ之ヲ賞ス。時年七十九。(東藩史稿)

與右衛門及弟茂三郎 與右衛門茂三郎兄弟者。江刺岩谷堂農民也。幼失二親。長干養父母之手。事之如事所生。養父寢疾。兄弟侍側。不唯盡心於湯藥。禱愈於四方神祠。及死追慕甚切。展慕不息。雖過太祥。語次及之。泣然下淚。後益孝干養母。自非往田不敢出門。人或勸取妻者。懼其害於奉養不肯聽。姉廢疾在家。兄弟事之亦甚厚。嘉永紀元六月。賜兄弟各金二圓以賞其孝弟。(仙臺孝義錄)

嘉兵衛 德兵衛 文政五年十一月十九日浪人相馬大作黨ヲ結ビ、弘前侯越中守津輕親寧ヲ路ニ要撃セント謀ル。江刺郡岩谷堂町刀工嘉兵衛及ビ大吉、其門弟德兵衛三人、其事情ヲ侯ノ與前ニ訴フ。侯其忠ヲ感ジ、正山公ニ請ウテ其藩士トナス。我藩三人ヲ戒メテ曰ク、汝等侯家ニ功アリ、今藩士ニ擢テラル至榮トイフベシ。宜シク恩遇ヲ遵奉シ忠志怠ル勿レ、各小佩刀ヲ賜フ。(東藩史稿)

(參照)

相馬大作一件御仕置伺書中

松平陸奥守領分

奥州江刺郡片岡村之内岩谷堂百姓ニテ鍛冶職
致シ候大吉弟子 德 兵 衛

午年二十才

此德兵衛儀羽州大館へ参り居り候。大吉ノ弟弟子喜七ヲ呼ビニ罷越候途中、湯道場ニテ下斗米秀之進事相馬大作外二人ニ出會候處、是亦大館へ参り候ニ付同道致シ、同處ニテ大作ヨリ風呂敷包預り候。鐵砲ノ形ニ似寄候品有之候ニ付キ、如何ト存候へ共、尋モ不致喜七立歸リ、其後大作儀津輕越中守ヲ鐵砲ニテ可打留間、同人通行之日限承吳候大吉へ相頼、同人儀間モ無出立候後、下斗米惣藏儀家出致行衛不明相知由ニテ、親右平治ヨリ尋出被頼候道市兵衛方へ立歸候處、喜七儀弘前へ罷越候様ニテ、南部領ノ者共越中守入府ヲ妨候風聞有之、大吉モ弘前へ被呼出候由申ニ付キ、其段大吉方へ手紙差出候處、大作惣藏外之人ニ行會候節越中守入府ノ粧ヲ見物ニ歸リ候旨申聞、此者儀モ俱ニ罷越候様申ニ付、惣藏ヲ連歸度懸惡事ヲ企候、大作ニ隨ヒ白汲沓罷越候段、同人惡事ニ馴合候儀、無之候得共、右始末不埒ニ付キ五十日手鎖可被仰付哉 云々。

松太郎 松太郎ハ江刺郡岩谷堂驛ノ人ニシテ文政十年五月ヲ以テ生ル。早ク父ヲ失ヒ母ニ事ヘテ甚ダ懇切ナリ。家素ヨリ富ナルニアラザレバ壯年ヨリ左官ヲ職トシ風雨ヲ厭ハズ東西ニ奔走シテ業ヲ勤メテ怠ラズ、僅ニ朝暮ノ煙ヲ立テツ、アリシガ、妻ヲ娶リテ夫妻甲斐々々敷働キテ母ニ孝養ヲ盡セリ、後夫妻ノ間ニ一女子ヲ擧ゲ名ヲつまつ命ジ其ノ成長ヲ樂シミ、益生計ヲ營ミ老養ヲ怠ラザリシガ妻ハ今ヲ去ル三十年前死亡シ松太郎ハ男子ノ手一ツデ母ニ孝養ヲ盡シ、少女まつを鞠育シタリ。長ジテ婿豊吉ナルモノヲ擇テ娶ル。松太郎漸ク安堵シ益業ヲ勵ミ孝養ヲ盡セシガ、幾何モナク一男兒藤吉ヲ擧グ。然ルニ婿豊吉ナルモノ三歳エナリタル藤吉ヲ見捨テ自己離縁ヲ請フテ去ル。後長女つまハ眼病ヲ患ヒ終ニ盲

目トナリ一時營ム業トテモナシ、況ヤ屋敷内ノ歩行モ不自由ノ姿トナリシカバ松太郎母子ノ悲歎當ナラズ、唯今後方ト頼ムハ孫藤吉ノ成長ヲ待チテ一家ヲ興起セシメンノミト、一層職業ヲ奮勵シ朝ニ星ヲ頂キテ家ヲ出テ、夕ニ月ヲ蹈ミテ家ニ歸リ日々ノ賃金ヲ得テ活路ヲ求メ、且出先ニ於テ佳肴珍果ヲ供スルアレバ必ズ懷中シテ老母ニ供セリ。老母其ノ厚意ヲ感ジ應分ノ業ヲ營ミツ、松太郎ノ歸宅ヲ待ツ、若シ飯宅ノ期遅ケレバ寢ニ就カズ、松太郎斯ク業ヲ勵ミテ倦マザルモ畢竟孫藤吉ガ成人ヲ待テバ也。カク一日三秋ノ思ヲナシタリシモ其ノ甲斐ナク己ニ十七年ノ春ヲ迎フルモ朝夕送迎ノ禮モ知ラザルノミカ眼前赤貧ノ中ニ在リナガラ生計ノ一助トナラントノ意モナク家族ノ勞ヲ慰メントノ心モナク只坐食スルノミナリキ。是ニ於テカ松太郎ハ老母ノ焦慮、長女ノ盲目、孫ノ白痴等ヲ憂悶セシニ原因セシニヤ、明治十六年卒然空言ヲ發シ人事ヲ辨セザルモノ、如クナルニ、老母ヲ初メ家族親戚モ驚愕一方ナラズ、醫療ヲ加フルモ更ニ快復ノ兆候ダニナカリケレバ、當時彌カ上ニ困若ヲ極メタリ、老母モ深ク歎息シ近人亦之ヲ憫察シ米麥野菜等ニ至ルマデ毎日惠送スルニ依リテ微々タル炊烟ヲ立ツルヲ得タリ、然ルニ孫ノ藤吉ハ少シモ之ヲ意トセザリシニ祖母及母ノ慙懃ニ艱苦ノ情態ヲ説キ聽セシニヨリ初メテ之ヲ覺知シ、爾來湯屋其他近隣ノ薪木等ヲ挽キ割リ僅々タル賃金ヲ得老母及母ガ應分ノ所得金トヲ併セテ生活スルヲ得タリ。老母ハ當時(明治十七年)七十九歳ノ高齡ナリシモ容見健康ニシテ言語モ亦一ノ澁滯スル所ナカリシハ、全ク曩ニ松太郎ノ孝養ノ宜シキヲ得タルニヨレルモノト云ハザルベカラズ。松太郎ハ不幸病ニ罹リタルモ其ノ孝心ヲ變ヘザルコト實ニ三十八年ノ間ニシテ、衆人ノ普ク知ル所ニシテ郷黨隣里ノ龜鑑タリ明治十七年十二月村役場ノ上申ニヨリ十八年其ノ筋ノ賞譽ニ預ルベカリシモ、薄運ノ者ハ終身幸福ヲ得

ル克ハザルトノ世ノ譬ニ洩レズ、松太郎ハ其ノ翌年賞與ニ預ルニケ月前病ノ爲メ遂ニ歿セリトゾ。
(舊聯合教育會文書)

岩城一郎 一郎は陸中國江刺郡岩谷堂の人、仙臺藩主伊達家の門閥岩城氏の支族、片岡東人の子なり。文政六年を以て生る。性穎悟容貌端嚴英才の氣眉宇の間に現る。維新の後本姓岩城に復す。一郎以謂らく素餐の嘲り我れ深く之れを愧づ、願くば儒を以て家を興し郷民を教化せんと、奮然意を決して藩の儒員志村五城に従ひて經史百家の書を學ぶ、刻苦精勵遂に能く素志を成し、歸へりて宗家に仕へ其の師範役となる。身を以て子弟を率ひ諄々誨へて倦まず、是に於て來りて贊を執るもの日々多し、維新後各地に小學の設置せらるゝや、一郎擢られて岩谷堂小學校の首席教員となれり。洋算の初めて教科に入るや一郎亦た専心之れを研究して頗る造詣する所あり、爾來盛岡小學校首席教員に聘せられ、岩手縣學事監督に移り、黒澤尻小學校に轉じ、明治十九年六月病て歿す。岩谷堂の地一郎の名を呼ばず單に先生を以て稱せり。亦以て其の徳の厚きを觀るべきなり。(東北ノ龜鑑)

鈴木尙賢 尙賢は通稱を良之進と云ふ、陸中國江刺郡岩谷堂の人にして仙臺藩主伊達家の一門岩城氏の臣なり、幼にして端直安りに戯談せず、家人と雖も終生胡坐せるを見すと云へり。長じて小笠原流の禮法に通じ、維新の後に至るまで獨り結髪して時好を趁はず、朔望には必ず禮服を着け土器を採りて献酬の式を行ひたり、尙賢の家微祿なりければ先代より毛筆を製し、以て生計の資を補ひ居たりしに、維新後はこれを以て專業とし仙桃軒と號す。諸官衙並に學校等の如き尙賢の製筆を購ひ用ゐるもの日々に多きに至れり。尙賢和歌を主家に學び、出仕の餘暇又は職業の傍らに研究怠らず、其意を傾くるに及んで

は業務を抛つこと數月、屈せず撓まず自ら期する所に進達せざれば已まず、遂に二條家の蘊奥に通じ名流大家と交際す、嚶鳴社といふを組織して能く後輩を導くに至れり。家裕かなるにあらざれども、斯道の爲めには資費と勞力とを盡すことを厭はず、郷内和歌を咏するもの多きは實に尙賢指導の功徳に由る其の千代田家集に選ばれたるものは

雲井にもかけりやすらん春かすみ

(東北ノ龜鑑)

こつ野にいさむひはりけのこま。

白土隆吉 俗名白土隆吉明治廿七年宮城縣立農學校卒業、同十二月一日一年志願兵トシテ歩兵十七聯聯補充大隊入營、順次累進同廿九年七月十一日歩兵少尉ニ任ジ、同八月十日正八位ニ叙セラル、同卅五年四月十日後備役ニ編入、卅七年二月九日後備歩兵第五聯隊充員召集セラル、同十月十日歩兵中尉ニ任ジ、同年一月廿九日從七位ニ叙セラル、同十二月十日大阪出帆從軍卅八年一月廿五日功五級金鷄勳章年金三百圓勳六等單光旭日章ヲ授賜フ、同日滿洲小北河媽々街ニ於テ戰死ス。(墓碑文)

愛宕村

波奈 孝婦波奈者。江刺高寺村農文六妻也。事舅姑及夫。得其懽心。婦初來。無幾舅死。後夫患癩。積年益甚。婦賣己衣。以買良藥。恒與姑出耕。然不使姑就勞事。每歸以農事。具告夫。有暇輒爲傭得錢。皆進夫。夫謝而不受。因藏以爲治療資。不敢他用。夜常數起。省母及夫。寶曆二年十二月賞之以金五圓。(仙臺孝義錄)

江刺郡高寺村ノ内下川原町百姓

一持高四百三拾三文

利 三 郎

六十七才

右利三郎養父へ孝ヲ盡シ申候品々同町中百姓並向々役人申出候間右申尋候處、右利三郎兄幸右衛門實子無之ニ付弟利三郎ヲ家督ニ相立申候。幸右衛門十ヶ年程以前ヨリ中風病相患一向手足相遂ズ食モ至テ減申候處、利三郎貧窮者ニ候へ共様々取揃朝夕飲食相進メ幸右衛門酒ヲ好ミ申候故、日ニ兩三度ツ、毎日相求メタベサセ、近處ノ市等へ罷越候節ハ借錢仕候トモ何ゾ珍敷物見當リ候へバ少宛モ調來リ候。利三郎ハ一向酒ヲ用ヒ不申候へバ父好ミ候ヲ毎日相求メ申候。近年屋敷裏へ小屋ヲ相立幸右衛門寢所ト仕候。毎日早朝父起候へバ負ヒ候テ座敷へ來リ、冬ハ火ヲタキテアタメ、夏ハ涼敷處へ居ラセ、夕飯後ニハ又以テ負候テ寢間へ參リ利三郎一人附居申候。寢處ノ内冬ハワラヲシキ父臥不申内ハ火ヲタキ居リ候。妻子ニモ手傳不爲致手ヅカラ是ヲコシラへ甚丁寧ニ相養申候。何方へ參リ候テモ歸候へバ其日ノ用事委敷語リ聞セ饗應等へ參リ候へバ何モ包ミ參リ候テ父ニ進メ手足不自由故近處ト雖父參リ度ト申處へハ負參リ爲樂申候。二便ハ其身直ニ附居介抱致シ今度ハ北上川前へ負ヒ慰マセ申候。利三郎家内人數九人何モ睦敷罷在候。家内ハ衣類モ見苦シク候へ共父へハ見苦シカラヌ様キセ置申候。是等ノ行實ニ無疑ニツキ明和三年四月金ヲ與へテ賞之申候。(御領分忠孝者書上)

善助及妻 善助者。江刺高寺村農夫。天明中義父以善助無嗣。以女配之。夫妻善事父母。無幾父死母亦病夫則行傭。妻紡織以資奉養。如此者殆二十年。以聞。文化三年七月。賜五方金于善助一圓金于妻賞之。

云。(仙臺孝義錄)

菊地東左衛門 江刺郡愛宕村菊池東左衛門は人となり。實直にして外を飾らず、壯時より健康にして農務に従事し、己れ先立つて勉強しければ自ら家族も耕耘に盡力し、殊に性温順にして人とよく和し、かつて怒罵嬉笑せしことなく、又仁惠の心深くして近傍の貧者晩餐の策に苦しむと聞くときは、忽ち金米を惠與して之を救ひぬ。明治八年北上川筋洪水ありて一時に暴漲して愛宕村は沿岸なればあふるゝ水恰も滄海の如く、ために數町の田畠を損害し或は財産を流失中には家屋を傾敗するもありて數日間隣家を訪ふにも舟にて行くの慘狀を極めたりしに東左衛門之をあはれみ己が金庫を開きて罹災者に若干の米穀を施しければ人皆其仁惠に感泣せり。また教育に心をとどめ維新以來村落到る所に學事を振起し或は校舎の新築あれど獨り愛宕村のみは多年西念寺を假教場とし子弟を教育なし居りしが、やう／＼學に就くもの多く従つて狹隘となり通學の不便を覺え、教場も亦體裁をなさず生徒も隣里の新築を羨む有様なれば奮起して獨力を以て己が所有の耕地三百坪を校舎の敷地とし新築せんことを請願せしに速かに聽許せられしかば明治十六年直ちに着手して翌年十一月甫めて功を奏したりしに、生徒ども大によろこび學にすゝむもの日に月に増加せしとぞ。其費用を算ふるに殆ど五百餘圓その經費は未だ大なるにはあらねど邊陲の村落にては未だ決して少額といふべからず、そを一人にて負擔しけるは實に篤志によるものなりとて縣廳より官に上申し明治十九年一月藍綬褒章を贈りたり。(明治國民鑑)

達下正平 天保二十月廿日愛宕村に生る。性果斷にして能く公益産業の事を圖る。明治七年以來大正四年に至る約四十年の間村會議員又は學務委員となり村治に盡くす所大なり、大正二年十月時の村長

達下俊平より村治に功勞大なる故を以て之が表彰をなせり。氏は常に製糸事業の國家的にして地方産業として有利なるを認め大に同志を糾合して製糸工場を設く名つけて愛宕館といふ。大に桑園の改良養蠶の普及を唱導し効果見るべきもの多し。當時本縣製糸業甚た振はず、生繭の多くは信州上州に輸出せられ地方の利益多く彼に占めらる。是に於て率先この業を起し製絲の改良繰業の擴張を圖り愛宕館の名京濱の間好評を博するに至れり。然れども時々糸價の暴落に際會し經營困難に陥り遂に大正二年閉鎖するに至れり。大正十二年八月廿八日行年八十三歳を以て逝く生前特に農事改良に効績大なるを以て明治四十二年十二月九日大日本農會總裁より名譽賞狀を下賜せらる。

寫

名譽賞狀

岩手縣江刺郡愛宕村

達下正平

農事改良の獎勵及實行

右成績顯著ナルヲ以テ本會農事改良獎勵法ニ依リ茲ニ之ヲ表彰ス

明治四十二年十二月九日

大日本農會總裁大勳位功二級 貞愛親王 印

羽田村

太郎吉母某 太郎吉ハ江刺郡田茂山村ノ農ナリ其ノ母某姑ニ事ヘテ承順衣服飲食ヨリ細事ニ至ルマデ

必ズ姑ニ請フテ行フ。敢テ自ラ專ニセズ姑漸ク老衰ス、婦其側ニ紡績シ之ヲ慰ム、足門ヲ出テサル十年餘、後姑中風ニ罹ル、飲食起居善ク之ヲ扶持ス、夏清冬温保護備ニ至ル、數年一日ノ如シ。時ニ姑年八十八婦七十三、文化十一年八月十五日老姑ヲ養ヒ、數十年一節渝ハラザルヲ賞シ十方金ヲ賜フ。(東藩史稿)

志村實因 志村實因一名士轍字ハ子環東華ト號シ勘右衛門ト稱ス。退隱シテ五城ト稱ス。父名ハ實弘莊左衛門、母ハ江古氏、延享三年丙寅十一月七日江刺郡羽黑堂村中山ニ生ル。夙ニ江戸昌平費ニ學ビ柴野古賀尾藤三博士ニ師事シ、幾モナク舍長ニ舉ゲラル。後本藩儒員ニ擢テラレ、養賢堂學頭トナル。博學達識經史ニ長シ詩文ヲ善クシ當世ノ碩儒タリ。天保三年壬辰五月十八日歿ス。年八十七。通寶山永昌寺ニ葬ル。東華軒五城文翁居士ト法諡ス。配野村氏子ナシ。弟弘強ヲ以テ後ト爲ス。實因實ヲ易ル前一夕詩ヲ賦シテ曰、八十七年如夢身、鶯花已過麥秋辰、朝來絕筆塗稿迹、明日青山長臥人。又節婦行ニ曰、志田有佳人、簪笄字阿辰、蘭思芬淑惠、眉目自清新十五擇佳婿、十六結良姻、文也如天不諒夫、無那無所置茲軀、一朝決志白刃下、抱兒偕伏血糝糊、江羅翠襟非昨日、消却嬋妍白雲膚、昔日伉儷皆作夢、多年辛苦忽齟齬、棲花胡蝶飛無迹、結實桃李株也無、只今唯有碑陰藓、幾人灑淚碧山隅。羽衣篇ニ曰、紫府仙媛玉爲顔、香霧曉梳綠雲鬟、五色九光迎羽蓋、輕拂紫烟降霄關、十洲之外三穗浦、別有天地非人寰、松樹千年花凝碧、中有霓裳羽衣班、天風吹落漁郎側、道是漁郎拾得還、豈料天上無羽翼、仙娥桂樹豈堪攀、彼蒼可望不可到、無那不可住人間、瓊藥一枝春帶雨、露壓烟啼淚潛々、慙慙顧盼說漁郎、聊將緩舞換霓裳、借問廣寒羽衣曲、乞與天女雲裳、羅綾雜雲承瓔珞、環珞和露曳瑤璫、整裝嫵然眉如月、舞態蹁躑月宮粧、宮商輕轉彩鸞舉、妙舞燁若矯鳳翔、星步凌風雲行雨、轉盼授色悅相望、願爲蕭史挑弄玉、願爲張碩

伴蘭香、度曲一聲雲中變、伽陵遺音次第颺、時向漁郎懇謝去、天上人間道轉長。又歌ヲ詠シテ曰塵ノ世ノチリニソミタル身ナリトモ、心ハチリニソマラスソヨキ。

時恭字ハ仲敬、東嶼ト號シ東藏ト稱ス。實因ノ弟ナリ。夙ニ江戸昌平學ニ學ヒ舍長ニ舉ラル。寛政元年五月十日更ニ大番士ニ舉ラレ、俸金三兩給米四口ヲ賜フ。儒員トナル。大槻清準櫻田質等其門ニ出ツ。著書數十卷アリ。享和二年壬戌五月二十四日歿ス。年五十一、永昌寺ニ葬ル。時恭實ヲ易ル前一日病革ナリ、侍者ヲシテ録セシムル詩ニ曰ク、生涯五十病相増、兄弟環看對夜燈、到今天命知難逃、獨向白雲山一層、送女道士詩ニ曰、護氣韜真幾歲、逐鸞隨鶴何卿、珠衣踰岫雲簇、羅襪淩波月涼、王母宮中侍讌、麻姑堂下催粧、佳期儻比人世、應及蟠桃發芳。遣興二曰縹囊霜翰幾年華、浮世如棋人嘆嗟、東肆貫來三筆酒、南隣移植一株花、梧桐巷古春光老、鷓鴣林深月色賒、莫向朱門論薦達、貢山矯首盡烟霞。

弘強字ハ仲行、篤治ト稱ス。石溪蒙庵菊隱等ノ號アリ。晩ニ獲心軒ト稱ス。兄實因ノ嗣トナル。博學宏才兄實因時恭ト共ニ世ニ稱シテ志村氏ノ三珠樹ト云フ。小性組ヨリ侍講トナル。天保五年十一月十五日學問師範役ヲ命ス。班ヲ番頭格ニ進ム。弘化年乙巳正月十四日歿ス。年七十七、東山大原邑永泉寺ニ葬ル。法諡シテ獲心軒仰堅篤翁居士ト云フ。利安ニ示ス絶筆アリ曰、余嘉爾志、彌致專精、長保勿廢、終必盛昌。又見理忘私、施勿圖報、惟直惟誠、天人所好、菊垣翁時七十七絶筆、又四條隄ノ詩ニ曰、憶昔正平挑戰年、南朝如綫璽猶傳、二楠遺策雖難遂、諸葛家風可媿賢、雄嶽雲留玄幕合、條堤月學駢弓懸、行人灑淚英雄迹、依舊寒流鎖暝烟。(東藩史稿)

佐藤シマ シマは羽田村佐藤金作の妻なり。金作家素貧しきに、天性虚弱にして常に力作に堪へざり

しにより、窮乏日に加れり、シマ此間に處し勤勞し、毫も倦む所なかりき。其後一女を養ひ夫を迎へしも、貧苦に堪へず、共に事に托して、各其家に歸れり。明治二年金作病にかゝる、醫療更に効なく遂に廢疾となり、起臥飲食一に他人の手を待つに至れり、今は僅かの田畑も人手に渡りしかば看護の傍他に備作して、病夫の藥餌の料を得只管其回復を計れり。シマ嘗て温泉は夫の病に功あるを聞き、之に浴せしめんとて之を伴ひ、或は手を引き或は脊負ひ遂に大澤に至れり。其懇切にして辛苦を辭せず、一に夫を懷ふの情、見聞するもの感動せざるはなかりき。事官に聞ゆ、明治九年若干金を賜はり表彰せらる。

(表彰方申請書に依る)

千葉子エ チエ女は陸中國江刺郡羽田村千葉勝三郎の妻なり。天性温順にして夫に事ふること貞なり夫勝三郎其村に長として方を村治に盡す。チエは常に内を助けて家政を整理し、夫をして内顧の憂なからしむ。不幸にして夫神經病に罹りて職を辭し病を養ふ。前後六年の久しき間専心看護に怠らず郷黨の人をして感動せしむ。遂に此事時の知事石井氏の聞く所となり、明治二十三年木盃一個を賜ひて賞せられたり。(東北總鑑)

初代 水田和吉 羽田村田茂山銅鐵器鑄造販賣業者なり。明治三十八年病を以て歿す。氏は夙に本村鑄造業の衰頹を慨きこれが改良進歩を圖り貢献する所頗る多きを以て、歿後時の農商務大臣より追賞を受く。其文に曰「夙ニ父祖ノ遺業ヲ襲キ鑄物製造ニ従事シ從來ノ製品ハ品質粗惡ニシテ意匠亦幼稚ナルト、斯業ノ大ニ衰頹セルヲ慨キ銳意之ガ改良ヲ圖リ、爲メニ大ニ販路ヲ擴張シ模範ヲ衆ニ示シ、遂ニ南部鐵瓶ノ盛運ヲ見ルニ至レリ。其功績永ク芳シ云々」。其先を秀吉といふ當家鑄造業中興の主にして、嘗

て仙臺藩御鐵御用係を命せられ甲貝山より石巻鑛鐵場に原料の供給をなし、傍ら本村當業者にも材料等を與へ、只管其進歩發達を圖れり。現今當家工場に於ては數十人の職工を督し、十數萬圓の製造額を算し、販路の朝鮮臺灣樺太に及べるは、現經營宜しきを得たる結果といへとも、また前代二氏の余德與りて力ありといふべし。(村史)

橋村禎造 羽田村田茂山の人なり。幼にして遠大の志あり、嘗て田茂山の地は産業の發達と共に一市街地となるべきを豫想し、明治の初年に於て萬難を排して畑地内に市區を劃し宅地を設け以て將來を期せり。現今田茂山町羽黒堂町と稱する市街は此計劃地に發達せるものなり。(村史)

黒石村

無底良韶 俗性は藤原氏能州酒井保の人なり。年弱冠を過ぎて世相を厭ひ二十二歳にして遂に洞谷明峯の室に投じて得度す。後峯山に従ひ誠を傾けて扣請す、一日豁然として契悟し曆應四年辭し去りて東奥の江刺に抵る。村あり黒石と名く絶境なり乃ち庵を結びて居る近江守重義等其道を悦び梵字を築き韶を迎へて之に居らしむ今の拈華山正法寺是なり、慶安元年逝す壽四十九本山に塔す。(洞上聯燈錄)

月泉良印 性は藤氏能州の人なり。垂髮の時既に教院に投して顯密の諸教を研究し聲譽頗る著る。後名相の繁雜を厭て禪に入り能州總持寺の峯山に従ひ學び得る所甚た多し、康安元年奥州拈華山正法寺の住職となり應永七年二月二十三日を以て没す。壽八十三法嗣四十三人。(洞上聯燈錄) 相原友直著氣仙風土草に曰く江刺郡黒石正法寺は貞和四年の開基なり。此寺の縁起に二世住持月泉和尚俗性熊谷氏にして

氣仙濱階上の産なりといへり。今の本吉波路上の事なるべし云々。

宇乃 宇乃者。江刺黒石驛農夫某妻也。夫某跛不能歩。宇乃時負往隣里。慰幽鬱。衣食羞其甘美者。使其子備作給戸役。己爲人紡績以助産。夫病而老如兒。宇乃奉養之益厚。及其死。日詣塋域。告語如事生。有母數歸寧。其有病看養竭力。其人可知也。事以聞。安永三年三月。賞賜五圓金云。(仙臺孝義錄)

惠武 惠武者。江刺黒石村農民長藏妻。自幼孝行。父母老奉養甚篤。母方疾。致心療養。終不治。父困愈衰。扶養能慎。家貧。農間傭工。以給其嗜好之資。其子感化。亦有善行。里人以聞。文化十二年五月。賜七方金。(仙臺孝義錄)

山田次右衛門 次右衛門は江刺郡黒石村の人なり。少より高志あり、資性慈善を好み、常に郷隣を救ふを以て任とせり。膽澤郡衣川地方は溝洫の利なく年々用水に乏し。殊に早魃に當りては患最甚しかりき。次右衛門夙に之を憂ひ救濟の法を設けんと欲し、以爲く衣川の流を引きて田圃に注かば、以て灌漑の用に充つべしと。之を首唱せしに、土人皆いふ、衣川の水を行くこと、古より神の禁する處なり、今これをなさば必ず神の祟あらんと。次右衛門曰く「爾等憂ふる勿れ、鬼神黨郷の患を救ふものを疾むべきや、若し冥罰の降るあらば、我が一身爾等に代りて之をうけむ、死して諸人の難を救ふことを得ば、微軀惜むに足らず」と。寛文三年遂に土工を興し、幾何もなくして竣成せり。これより灌漑の利甚大にして、早魃の患を免れ、米穀豊熟して毫も神祟なし。土民大に歡び、曰爲く、神なりと。延寶元年九月十六日歿しぬ。年五十八。後同所に碑を建て、其功を顯はせり。(岩手縣誌)

田原村

奥三郎 奥三郎者。江刺小田代村農夫。幼失怙恃。耿々子立。爲祖母所育。及長善奉之。愛敬篤至。樵蘇鬻市以爲生。窮年侍養不遠遊。有疾衣不解帶。安永五年十二月。賜金二圓。(仙臺孝義錄)

信夫元貞 元貞挑溪ト號ス、本郡石上村(石山村?)ノ人、學ヲ好ミ詩文ニ長ス。蘆東山ト交ル。詩アリ。

下北上川

奔流如矢大川通、一片輕舟似乘風、洲上蘆花捲雨雪、

萬山影暗有無中。

(仙臺風藻)

藤里村

多美 江刺横瀬村農人與五郎妻。事舅及夫祖父母孝順。常早起供煙盤枕上。每朔望製粉團供之。果實搗屑啖之。嘗當除夕盛湯浴器供之。恠問之。跪曰。明屬履端宜淨身迎之。舅偶市歸見之。嘗歡不已曰。當家務叢萃時辨之。非至誠不能也。安永八年五月賜二圓金。(仙臺孝義錄)

喜三郎及女計無 喜三郎者。江刺淺井村農夫。幼失二親。爲祖父母所育。及祖父母已老。事之最摯。有甘承父意。養視不怠。蓋素教也。家貧削己衣食。而厚奉之。祖父臥病羸靡不支骨。待其睡而使轉其身。唯惡其傷身執事田畝。歸必問安否。天明元年。賜金十方于喜三郎二方于女。(仙臺孝義錄)

太郎 太郎ハ江刺郡淺井村ノ農某ノ子ナリ。家素ヨリ貧ニシテ屢炊烟ヲ絶ツニ至ル。父人ノ爲メニ備作ス。太郎日ニ賈術ス。或ハ山中ニ薪ヲ採リ以テ資ヲ助ク。祖母アリ、病テ盲ス、母亦病ム。太郎乃チ湯藥ニ侍ス、必ス躬ラ之ヲ進ム。或ハ幼妹ヲ負テ乳ヲ近鄰ニ乞ヒ、早夜少シモ怠ラス。祖母死ス。力ヲ葬送ニ竭シ、率ネ成人ノ及ハサル所ナリ。人皆奇童ト稱ス。天明元年十二月金二圓ヲ賜ヒ、之ヲ旌ス。太郎時年甫テ十四。(東藩史稿)

伊手村

先代佐川五郎七 氏ハ文化八年五月伊手村ニ生ル。性豪放氣宇濶達物ニ動ゼザル風アリシト云フ。長ジテ公共事業ニ志シ、殖産興業ニ努力シタルコト一再ナラズ。元治慶應ノ頃大庄屋ノ大任ヲ受ケ、民業ノ向上ニ貢獻セリ。稻瀬村男山ノ麓ヲ開鑿シテ、トンネルヲ通ジ、北上川ノ水ヲ上ゲテ稻瀬、愛宕、岩谷堂ノ灌溉ノ用ニ供シタル如キハ、氏ガ功績中特筆大書スベキモノナリト云フ。

後代佐川五郎七 氏ハ天保三年十一月先代五郎七氏ヲ父ト仰ギ、ソノ長男トシテ伊手村ニ呱々ノ聲ヲアゲタルナリ。快活ニシテ堅忍不拔何事モヤリ通スノ概アリリシトイフ。長ジテ父ノ志ヲツギ、風ニ地方自治ニ貢獻シ、村民ノ齊シク瞻仰スルトコロタリ。明治七年五月推サレテ第十一大區第二小區伊手村ノ肝煎トナル。ソノ後登米縣屬膽澤江刺郡書記、東方大庄屋等ノ重職ニツキ、其後伊手村最初ノ縣會議員ニ舉ゲラレ、又タ伊手村官選戸長トナリ、地方自治ノタメ専心努力セリ。氏ハ明治六年伊手村一番開誠小學校ヲ創立シ、明治十年ニハ伊手村郡村界實地踏査ヲ行ヒ、村界査定圖、字繪圖等ヲ調製シ、伊手村土

地ニ關スル基礎コ、ニナレリ。氏ハ俳句ニ堪能ニシテ又能書家ノ聞エ高カリシトゾ明治二十三年四月病ミテ卒ス高林寺ニ葬ル。

米里村

太三郎妻 太三郎妻舅姑孝養ヲ盡候由、同村惣百姓並向々役人申出候間相尋申候處、右太三郎父ハ太兵工ト申、子供太三郎妻ハ同村太左工門ト申者ノ娘ニ候。我素ヨリ貧窮ニ居中候故太兵工ハ肝入手傳等仕リ、田畑ノ業ハ太三郎夫婦ニ任セ置申候。父母共ニ酒ヲ好ミ申候。右太三郎妻日手間ヲ取候テ酒代仕候錢無之時ハ右太三郎妻其身ノ衣類等質物ニ差置キ、或ハ近處ヨリ借候テモ右ヲ以テ兩親ニ進メ養父太兵工肝入名代等ニ岩谷堂へ罷越夜半過ニ罷歸申候處家内ノ者ハ休息爲致其身一人夜明迄モ待居罷歸候へバ、股引草鞋ヲトキ酒飯等調置キ飲食致サセ候。姑事ハ病身ニ候へ共、白酒ヲ好ミ候方ヨリ貧困ノ家ニ候へ共、女ノ身ニテ指働キ一日ノ中ニ一兩度ヅ、モ酒ヲ進メ不申事無之、酒ニ酔候へバ近處ノ者等へ酒ヲ進メ申度相見エ候節ハ、何様ニカ世話致シ姑ノ意ヲ遂申候。或ハ太三郎妻ノ帶小道具等ノモノ質物ニ遣シ、酒代ニ仕候節モ雖有之少モ厭ヒ候顔色モ無之、尙更ニ夜中艱難仕リ、布等ニテモ織リ其賣錢ヲ以テ舅姑ニハ深ク隠シ、右質物等ニ遣シ候テ請返シ其外姑ノ借り置キ候酒代等、幾度モ、御拂申候、姑モ追事病身ニ罷成、二便モ取亂シ衣類坐中モ穢ル義モ有之候へ共、少シモ苦勞トセズ、寒中等洗キセ候内、乾カス候節其身モ薄衣ノ内ヌギ候テ姑ニ着セ申候、農事モ不懈相勤メ晝休モ不仕、或ハ木ノ實等有之節ハ、少ノ休ミ間ニ拾ヒ歸リ、兩親へ進メ申候、タトへ何程辛勞ノ事有之候テモ舅姑へノ勤メヲ闕キ候事

無之、舅姑酒ニ酔臥候へバ深夜ニ及ブト雖モ側ニ附居、夏ハ蚊ヲ追ヒ冬ハ寒ヲ防ギ候。夏ハ舅姑ニハ紙張等モ、釣ラセ其身ハ其側ニ丸寢致候。市日毎ニ珍肴物ニテモ有之候へバ高直ニテモ必之ヲ少ツ、ヲ買之進メ、其外ニモ菜物モ初物等ノ分ハ不殘買調食サセ候飯モ雜穀相用候へ共舅姑へハ食ニハカ、ヌ様仕候、右之心懸ヲ以テ夫へモ隨分疎意ナキ様ニ事申上候。隣家近處へモ甚親切ニ諸人愛敬懈不申候。近隣ニ病人或ハ老人等有之家へハ舅姑へ告ゲ候上參リ、其場ノ手傳へ看病等仕候。舅太兵工人頭ニハ候へ共家事ハ太三郎夫婦ニ任セ置候處、夫ノ手傳色々相働キ年貢諸納物等モ無滞相濟申候、此等ノ行實ニ無疑ニヨリ明和七年十月金ヲ與へテ賞之申候。(御領分忠孝者書上)

新田淡齋 淡齋諱は義徳恬齋と號す。世々沼邊氏の重臣たり、幼にして父母を失ひ親族某に寄食す。一夜書を携へ某宮に至り月光にて耽讀す。主家其志を憐み館内に置き學ばしむ、是より六藝の文を吟じ百家の編を繙き辛勤甚だ冕む、中年主命を帯び仙臺に至り青柳氏に學ぶ。居ること數年還りて老職となる。時に年二十二、沼邊氏三世に歴任し文教を起し志氣を養成し上は主家の干城となり下は士民の師父となる。明治六年人首小學校教頭となり後訓導となる。子弟教養の任に當る前後殆んど四十餘年門生數百人に及ぶ、會胃を患ふ臥間門生をして蘇子春秋論を書かしの枕頭に置きて之を讀む。明治十六年十一月病大にあらたまり遂に起たず。行年六十三。

松田良順 文化二年日光に近く太田原なる林村に生る。壯年の頃郷を出て漂浪し當村に到りて止まる外科手術に長するを以て召されて沼邊氏の侍醫となり後伊達氏に仕ふ。嘗て村の金産地たるべきを知り寢食を忘れて探検すること數年遂に戸中山に金鑛を發見するに到れり、また學問に博く郷村の文教を裨

益誘導せしこと尠からず。

利府齊 君姓利府氏名齊陸中國江刺郡米里村人明治十二年七月十四日生父曰芳山母名千代野舉三男三女君其長子也。君夙志海軍卒小學遊于盛岡學英語尋轉于仙臺數學院業半受海軍考試入于機關學校三十二年四月卒業命海軍少機關士候補生乘軍艦千代田航于清國三十三年任海軍少機關士叙正八位北清事變從軍有功賜金若干三十五年進中機關士叙從七位三十六年補吉野分隊長數航于韓國明年二月征露役起六日屬第一艦隊發航向旅順口數攻其要塞擊敵艦隊大有功五月十五日叙勳五等功五級授金鵒勳章及年金三百圓賜雙光旭日章是日吉野自旅順口外歸途會濃霧不辨咫尺爲其僚艦所觸傷艦尾沈沒君死之享年二十六配名織律寡居事舅姑君爲温厚篤實事親孝友于弟妹平生寡言沈默臨事泰然不動一旦決意猛進不避水火幼時遲鈍及學齡入鄉校成績每劣稍長砥礪積功學業頓進後出鄉遊學屹屹弗劬遂成其業。嗚呼君出身海軍年尙淺未及見前途大成而戰死眞爲可惜矣雖然前北清事變從軍今則千古未曾有之役起勇躍出征遂以身殉王事可謂全其志者矣亦庶幾以無憾乎若夫功積之偉固照々光今垂後復何時碑而表之

明治三十八年五月

海軍中將從四位勳二等功四級

齋藤 實 撰文

河村靖書 (據碑文)

玉里村

菅野藤吉郎 藤吉郎は岩手縣江刺郡玉里村の人なり。幼にして父を失ひ、母に事へて孝養を怠らす。

母一夜廁に往きしに、恠しき物顯はれて母を驚かせり。其後母の往く毎に之れを見て驚かさるゝこと幾回なるを知らず、藤吉郎大に之れを憂ひ、一夜母と共に行き、外にありて之れを窺ふ。母大に叫ぶ、藤吉郎急に内に入りて見れば、何ぞ圖らん貉なり、遂にこれを殺す。後母脚氣症を疾むにあたり、十有餘年の久しき一日の如く看護怠りなし。此事領主に聞へ金若干を賞旌せられしは慶應三年のことなり。

(東藩史稿)

及川伊三郎 及川伊三郎ハ江刺郡玉里村字中島ノ人ナリ。性敏捷ニシテ義氣アリ、明治十年戸長ニ推選セラル。野手崎街道ノ中字堀切ト稱スル所ハ大森觀音堂ノ坤ニ當リ澤ヲナシテ通行不便ナリシガ、此レヲ双方ノ峰ヨリ堤ヲ築キ以テ橋ヲ架ク、又岩谷堂街道ノ中玉崎觀音堂ノ前ハ險ナル坂道ナリシヲ、掘リ崩シテ平坦ナラシメ、又中島前ノ大橋ヲ架ク千疇田堰ノ河岸ニシテ年々破壊スルヲ憂ヒ、新堰ヲ道路ノ傍ナル安全ノ所ニ開通セル等、公益ヲ計ルコト少カラス。(舊聯合教育會文書)

梁川村

小梁川信濃宗朝 小梁川中務少輔盛宗の第二子なり、宗朝入道して日雙と號す。城州鞍馬山中にあり足利義晴將軍其人爲を聞き之を召し談話の友とし恩顧を受く、實に伊達家第十四世植宗の代なり。植宗其將軍家の爲に用ゐらるるを喜び毎年黄金若干を賑はし給ふ。是を以て日雙其の恩誼を謝すべく下向するに方り將軍義晴、植宗を左京太夫に任ずるの宣旨を請ふて持參せしめらる。偶唐船着岸す、上意あり新來の品、日雙の望により下し賜はる。日雙小さき函を望む、即ち麝香なり、且つ六尺餘の伽羅を賜は

る。日雙飯來り植宗に獻ず、植宗三百七十貫文を賜ふ。葦名盛氏より百貫文相馬顯胤より三十貫を贈與せらる、天文壬寅の内亂に日雙君を救ひ奉り忠節計謀双びなし、君の臨終に至る迄左右に侍し遂に殉死す。年九十七。

小梁川安房宗秀 信濃宗朝の長子なり、性驍勇にして雅致あり、且つ和歌を善す、曾て第十四世植宗君と共に和歌を月喬猪苗代兼純に學ぶ。第十六世輝宗君の中野牧野等の反臣を討たるるに方り宗秀先登小松の城に入り縦横奮戰敵を斬ること數騎遂に戰死す。年六十一。

天光院 (後水尾帝、二二七七、元和三年秀忠) 天光院名は益穂、伊達大膳太夫晴宗の第三女、母は岩城氏、小梁川中務盛宗の室、即ち輝宗の妹にして政宗の伯母なり。夫盛宗、輝宗の二代に歴仕し泥蟠と號す。

點了齋桑折宗長と共に政宗の元老として征韓の役、大阪の役常に帷幕に參じて謀議の臣たり。益穂内助の功盛宗をして後顧の憂なからしめしのみならず宗重をして一方の將たるの器たらしめたる好箇の女丈夫なり益穂後年老を領邑野手崎に養ひ、元和三年七月十三日曾孫修理宗敬の代に逝く。烏帽子山下に葬る、墓碑今尙存す、最南端にある五輪塔即ち之なり。

由 幾 由幾者、江刺野手崎村農夫文四郎養母孫作之妻也。爲人貞順年四十而寡。無子。夫孫作有婢子二人。文四郎甫九歲。長之助僅二歲。以長爲嗣。婦保育二子知已生。親戚議納後夫。婦曰。一婦見二婦非義也。請成立二子。終一生而已。議者知其不可奪。不敢強。家事農務指揮有法。二子性習異衆。次子既長。分田爲一夫。闔家和睦。親戚敬愛。皆婦人淑德所致也。一村以聞。享保十九年十月。調賦稅課役以當之。(仙臺孝義錄)

鈴木孝信 鈴木孝信初メ江刺郡野手崎村ノ農ナリ、善六ト稱シ、父ヲ作兵衛ト云フ、禁糶下吏タリ。村ハ南部ト相接ス、藩制國ヲ越ヘテ私ニ糶糶スルヲ禁ズ。正徳四年二月姦狡謀ヲ合セ、頻ニ禁ヲ犯ス。作兵衛同僚勘四郎ニ謂テ曰、聞ク賊ハ南部ノ氏六之助ナリト、今夜米ヲ運ンデ南部ニ歸ル、吾汝ト澤中ニ伏シ、其不意ヲ襲ハ、賊捕フベシト、木刀子ヲ執テ待ツ、夜闌ナリ、賊六七八人各米ヲ負テ過グ、六之助鐵背ノ棒ヲ握リ先行ス、二人突起罵リテ曰、米賊何クニ往カント欲ス、木刀ヲ以テ之ヲ擊ツ、賊驚キ走ル、夜暗ク地嶮ニシテ追フ能ハズ、賊我ガ寡ヲ知り、一齊ニ進ミ鬪フ、作兵衛獨リ之ニ當リ、遂ニ殺サル、勘四郎恐テ救フ能ハズ、歸リテ其家ニ告グ、其妻泣テ曰、子ハ壯ヲ以テ免ル、吾カ夫老テ走ル能ハス命ナリ、官白金五十兩ヲ賜ヒ之ヲ恤ム善六年甫メテ十五父ノ悲命ヲ痛ミ、志一ニ復讐ニアリ、然レドモ深ク之ヲ秘ス、母ト雖トモ之ヲ知ラス、漏洩ヲ恐レ、敢テ劒擊ヲ學バズ、以爲ク事ノ成敗心ニ在リ、技ニ非ズ、竊ニ利刀ヲ貯フ、然レドモ未ダ敵ノ狀貌ヲ知ラズ、是ニ於テ茶、或菓ヲ賣リ、以テ彼ノ地ニ往來ス、或ハ烹調舖ヲ設ケ、或ハ酒肆トナス、以テ窺フ、備ニ艱苦ヲ嘗ムル、茲ニ二十九年ナリ、六之助名ヲ庄藏ト改メ、以テ之ヲ避ケ、又我境ニ入レバ必ズ衆ヲ携ヘ之ヲ警ム、善六一朝早起門ニ倚ル旭暉將ニ放タントス、人アリ一人ヲ伴テ過グ即チ讎ナリ、走り室ニ入り急ニ刀ヲ執ル、妻錯愕之ヲ問フ善六一喝シ、躍リ出テ之ヲ躡シ、伴者之ヲ拒ク、善六刀ヲ揮テ曰、汝身ヲ以テ代ルヤ、輒チ怯避ス、遂ニ庄藏ト相擊チ之ヲ斃ス、實ニ寛保二年五月二十三日ナリ、七月朔日、官之ヲ賞シテ曰、父義ニ因テ死ス、子能ク其讎ヲ復ス、士タルノ義ニ耻チズ、擢テ大番士廣間番ト爲シ、祿五十石ヲ賜ヒ、名ヲ孝信ト賜フ、郡宰鈴木牧太頗ル其事ニ與ル、因テ其氏ヲ贈リ、親戚ノ約ヲ爲スト云フ。明和九年四月六日歿ス

伊具郡角田本郷長泉寺ニ葬ムル。孝信子二人長ヲ太郎、次子三郎次、孝信士トナルノ日、父子三人へ各雙刀及ビ衣服ヲ賜フ。(東藩史稿)

三十郎 三十郎者。江刺野手崎村農夫。家素貧。善養父母。每出則買滋味歸。初里正某。隣其父篤實。遂爲家隸。給其產云。妻爲邑主小梁川氏乳母。以助費。父母老而病。奉養愈厚。父死母宿痾。復動日篤。夫妻看護。無所不至。舉村具狀以聞。延享紀元四月。賞賜五圓金云。(仙臺孝義錄)

權右衛門及妻登里 權右衛門者。江刺栗生澤村農夫。妻曰登里善事養父母。養父母性多病。俱不堪力作。權右衛門夫妻俱務耕。衣食自惡。而厚著父母。寶曆初。母患中風臥於床。權右衛門扶之竭力。食慎品治擇醫。席下遍布藁。以其久臥體痛也。母心悶喜怒不常。怒則夫妻共恐懼。引慝謝過。母亦和睦。權右衛門間負母至山野。使之四望霽悶。妻則爲不食遲姑歸。夜夫妻俱侍則。談話慰之。待其瞑而後退。明年母遂死。夫妻哀毀踰常。葬祭盡誠。父亦有憂色。爲勸使娶後妻。事之如事所生。父嘗好酒。故日供之父或出飲市温諭。使無大醉。歸遲則出路迎之。父若止宿不歸。則遍其家人眷顧。故人罕有薄父者矣。因賞之。賜夫妻各十方金。寶曆七年六月。(仙臺孝義錄)

いわ女 (後櫻町帝、二四二八、明和五年、家治) 菅生村百姓治右衛門妻いわ(四十二歳の時)よく家政を整理し親を養ひ夫を扶けたるに依り金五兩被下置。

菊池利左工門邦淑 (仁孝帝、二四九六、天保七年、家齊) 天保六年夏通年と相違し暑氣相加之り不申綿入を不非用肌寒き感致し申候。蚊發生不致蚊帳は不用に御座候。秋に至り天氣而已者回復致し候も植候稻には實入らず候故山野より蕨の根を掘取り食ひ又前年の僅かの残りの大根干菜等加へ候。而して辛くも

露命を保つ者有之候。其の冬者暖く明くれば天保七年春に至り候も種物無之候。田植後又しも霖雨降續き霽れる様とて無之候。秋に至り其の年も大凶作に御座候。已に大根干菜等も食盡し蕨根も掘り候次第漸々餓死するもの相出來申候。翌天保八年に至り生活益々困難となり青草を食はんと欲すれども味付くもの無之味噌桶を削り青草と一緒に煮食し飼養の猫犬は真先に退治し老幼壯者の別なく斃るもの多し。葬式する事相出來不申生残り居る者共互に相扶けて桶に入れ若くは菰に包み親類にも知らせ不申墓場へ背負ひ牛馬の死體を埋むると同様唯土をかくるのみに候。道路に斃るる者軒下に死ぬもの随分多く候。發見者は直ちに組頭に通知し組頭は村肝入、檢斷に肝入、檢斷は小屋主に命じ取片付けさせ山野川添等無之土地に埋め候云々」とあり。翁は野手崎村の人なり、天保丙申大凶饑に際しては大に私倉を開き種粃の無き者には其を與へ農具を貸與し、又米穀を恵み外に粥を煮置き救助を受くるものをして桶を持來らしめ家内數に應じて之を分與し天保八年には民の怠慢になるを恐れケラを持來らしめて米三升、太繩には米一升五合、草鞋繩には米各一升の割合に給する等手厚く其の不給を助く、其の救助せる者總計 上深く其の功を賞し永く其家をして郡長の班たらしむ。斯る事なりしかば謝恩として田植農事手傳に來たるもの數百人の多きに達せりと。碑曰く。

翁諱邦淑。姓菊池通稱利左衛門。自創業祖而七世之孫。江刺郡野手崎村。極掛人也。資稟寬厚而常愛人。是以、閭村能懷其德。文政十三年四月。遷爲村正。夙夜弗懈。能勤其事。天保丙申。年穀不熟民頗流亡。翁不忍於坐視飢渴。大發私倉。普賑于其村及隣里窮民。以助其不給放。上深賞其功。永使其家爲郡長之班天保九戊戌擢爲郡長在官若十年嘉永壬子二月二十七日春秋五十以天年沒焉葬于先塋之側娶同村淺沼氏。生二女幼早隕焉。長女以氣仙郡世田米村紺野有濟之弟唐懿爲之配嗣其統銘曰。

溫厚誠懇 恩及四隣
與一人親睦 德業日新

及川ツナ ツナは渡邊安右衛門の長女にして文政四年三月を以て江刺郡梁川村野手崎に生る。家極めて赤貧九歳にして母を失ひ十三歳にして父に別れ外に頼るところなく日夜悲歎に沈みしが祖母之を憫み愛育すること殆ど八年ツナ性温良恰も父母に事ふるが如く嘗て命に背きたることなし。二十歳の春に至り同郡岩谷堂町及川丑太郎に嫁せり、丑太郎家又貧しツナ能く夫に事へ曾て婦道に背かず然れども夫の性怠惰にして飲食に耽り業を怠り剩へ酔餘の罵詈褻行自他を辨せざりしかば愈人の誹を受くるに至れりツナ之を憂ひ只夫の心の善に還らん事を希ひ、且勵まし且つ諭し以て己れも業を務めしが翌年に至り一男左吉を挙げしも夫の酒癖前日に異ならず、是に於てかツナは一層努力し日夜怠りなかりしが、左吉十九歳の春無断にて家を出でたるを以て、大に驚き百方搜索したれども其の踪跡を知るに由なく、夫も亦元治元年二月突然半身不隨の悪症にかゝりたれば、看護の旁ら米を搗き苧を紡などして資を求め夫に事へ神佛に誓ひてその平癒を祈りたり。されど病勢定まらず二十餘年の後歿せり。其の貞節四十年一日の如くならずを以て、明治十八年六月二十二日官金若干を賜ひて其の美德を賞せりとぞ。(東洋史稿)

彦兵衛 彦兵衛者。江刺野手崎村農人。家屢空。居無壁障。有老母疾。不解襟帶。有年矣。母性善飲。日必供之。採拾山野。調理進之。有嗜好勞苦營辦。所謂奉菽水之歡者邪。弘化二年七月。有金六方賞。彦兵衛專心於孝。終身不蓄妻云。(仙臺孝義傳)

利三郎 (孝明帝、二五二三、嘉永六年三月二日、家定) 栗生澤村現在市道毘野久作氏宅の西側の家に生る。心廣く體亦威大なりしと聞く。市道向ひの小川に架したる土橋は年々破損し修理を重ねる瀬繁なり。且

つ人馬の往來亦危險なるにより替ふるに石橋を以てす。人皆安んず、現在のもの即ち是れなり。側に高二尺餘りの石に刻みたるあり、選者は長京常寶院、銘に曰く、夫土橋者雖易功成幾不經星霜而壞爲是人馬怖有失故造石橋爲後世願在益如何財乏力不足依是村中三人夫借百八十有餘人遂年來之深願然。利三良

菊地元明 (明治帝、二五四六、明治十九年) 君諱元明通稱文七號東弧又默堂仙臺藩門族伊達氏家士菊池文久二子也母伊東氏以天保十一年生于江刺郡野手崎村年甫十七遊于仙臺入大槻習齋之門刻苦讀書已而研磨卓絕每學館試業受優賞故爲生輩之所推又講武技傍嗜詩及畫皆以得時譽焉。文久中及伊達氏爲藩之執政憂其錄入與浪費不償察君器局可用舉爲家政理財調度節整不敢爲外人所彈指。慶應三年別給采地列譜第明治戊辰國難之際遂能使主家全爲國之元老之大節與而爲有力矣。爾來變遷各及失其堵奉主命主着其采邑率先定方嚮尋創俚學教授衆爭托子弟不日生徒滿堂同六年學制頒布補小學教師八年二月以郡之推薦 入磐井縣教員傳習所及第於下等學科補三等訓蒙未幾該縣廢治爲岩手縣之所管固復入師範學校及第其驗定更補七等訓蒙十六年九月以教育篤志補六等十七年三月文部省賜賞品若干表旌積年獎學之功勞實異數矣云 十九年二月十七日以病沒享年四十又七娶片寄氏生三男一女爲人温藉言語不苟在其仕籍也一意恪勤無敢怠慢從事其教育也勸誘能容衆孜孜而不倦以故皆敬而親之及其沒也四隣追慕不止則又可見平素誘掖之普矣也。(墓碑錄)

淺沼孫右衛門 (明治帝、二五六〇、明治三十三年) 嘉永元年五月村肝入菊池良輔御用手傳物置き拜命し元治二年二月迄十八ヶ年勤績し、嘉永三年三月江刺郡東方諸木培養方被仰付。安政二年江刺郡畜産肝入となり、安政六年東方大肝入佐川五郎七の手代となり、岩谷堂役所詰となる二ヶ年にして退職し、文久二年

江刺郡幼駒産出五百餘頭に及び生産方御役所より御賞として金若干下賜せらる。文久三年六月地頭小梁川出雲の地肝入となる、元治元年代官御陣屋に召出され畜産肝入十ヶ年勤績の功に依り御買土馬匹中より二歳駒一頭下賜せられ、元治二年三月五日江刺郡東方大肝入拜命し、同時に前諸役悉皆退職す。江刺郡東方大肝入役料地として次丸村角掛村横瀬村伊手村四ヶ村内に於て高五十石の地所物成外補助金五兩下置。勤務中苗字帶刀紺細麻上下着用鞍馬御免となる。慶應二年丙寅の大凶作窮民救助行届きたる廉にて仙臺御領主御目見被仰付同三年御代官陣屋にて御賞として帷子地二反下賜せらる。慶應三年大肝入退役し、明治六年梁川村學事世話係、八年種痘世話係、九年組總代同縣會議員、同梁川村役場設置に付戸長十年村會議員副議長同十一年諸役引退し戸主を譲り隱居す。其の盡せる亦大なりと云ふべし。碑に曰。

廣沼軒郡仙臺領勤長居士 翁諱守良通稱孫右衛門初稱要次郎梁川村人考曰養助菊池氏嘗同村淺沼四郎兵衛無子請以爲嗣配以長女翁其長也幼而穎敏從忠龍軒鈴木先生學有年矣 安政二年爲江刺畜産獎勵員一年關郡代官所賜黃金名馬賞之文久二年爲小梁川出雲之肝入 元治二年爲江刺郡東方大肝入賜祿米五十石別給金一兩許稱姓帶刀勵精興職治績大顯 慶應二年封内大饑窮弱躬救民施私米亦不少郡内途無采邑藩主伊達侯賞其功賜謁手賜帷子地二端蓋異數也四年退職明治初年選爲縣會議員戸長圖公益不尠矣

及川平左衛門

(明治帝、二五六一、明治三十四年)

寶勝院殿仁翁知君居士

翁及川氏幼名幸作襲父名改平

左衛門後亦稱恒右衛門以天保六年正月四日生於江刺郡菅生村少時入野手崎村鈴木權右衛門修學元治二年被舉本郡東方二歳肝入勤績五年尋明治三年及置江刺縣應被命爲生村大組頭翌年從水澤縣廳史被兼任菅生栗生澤村長五年拜副戸長命七年兼證人廳用係爾來殆三十年於磐岩二縣廢置間或爲勤務受賞詞或被撰神風講社國幣崇敬講社取締及所得稅調查委員又被列赤十字贊助社員其間當撰村會議員再二時兼副議長任學務員學校事務係亦再四其命或從地方廳或從郡村役場每遭其制度變遷當地方重要吏務能盡其職矣 翁性卒直

嚴肅自所勤儉能治其家焉

以今茲三十四年己丑七月二十二日溘然而逝矣 享年六十有七。

(墓碑銘)

阿部佐登衛

(明治帝、二五六七、明治四十年)

聞道公 前哲傳教令

門生垂名兮

身後表碑兮 塋域是可

以銘阿部君光德之墓矣 今茲明治辛亥孟春鄉人相謀欲錄君之功業于貞砥以圖不朽焉 來求文於余顧余非其人也雖然君之於余曾爲相益之友安得以不文而辭之乃叙之曰君姓阿部諱光德稱佐登衛年少從鄉之先哲菊池元明攻經史又從和賀碩學小原實風究國文既而爲長京分校助手明治二十一年爲野手崎小學校授業生三十年六月任訓導三十一年四月任伊手小學校訓導三十二年八月任大内田小學校訓導兼校長育英三十有二年誘掖扶導循々匪解門生仰之殆如父母可以見訓化之普也傍兼村社々掌祭祀嚴肅使人正襟君性質温良處世周到平素嗜酒又好和歌晨夕以爲樂瀟洒有古人之風蓋出父祖之遺傳也明治四十年二月罹疾五月二十一日奄然蓋棺距其文久三年五月七日生享年四十有五葬之日會者數十人皆哭泣盡哀而去今也建石勒文亦出于鄉人進慕之至情則君之於爲人可想也配阿部氏周助之女也生二男一女男眞臣嗣亦可以期成立云 伊達宗敬撰

(墓碑銘)

菊池庸孝

(明治帝、二五七七、大正六年)

先生諱庸孝本姓紺野氏考諱有濟之二男也叔父舊仙臺藩士菊池庸

懿養爲嗣配其女先生幼學劔法砲術就大槻瓊岡講泰西兵法安政慶應間屢捐資復興貧困絕業者藩賞之焉 明治戊辰之亂藩命爲砲長守備寒風澤維新初奉職江刺郡爲學區取締及副戸長十三年選梁川村長縣會議員產馬議長等夙夜勤勉多所貢獻尤以盡瘁教育事業數賜賞杯四十一年獎勵農事改良以其成績顯著大日本農會總裁貞愛親王賜賞詞焉 先生資性温順篤厚通漢籍愛刀劍書畫以爲樂矣 大正六年五月二十二日病沒行年七十八葬金性寺門人等胥謀請余表其墓義不可辭按狀以叙 告年八十二翠雨 伊達宗亮撰 (墓碑銘)

次左衛門妻以波

江刺郡菅生村百姓

持高貳百八拾文

次左衛門妻

四拾貳歲

右次左衛門妻夫次左衛門ニ能ク事へ、年貢諸納物等マデ無滞相納候段、同村惣百姓並向々役人申出候間相尋申候處、右次左衛門二十ヶ年前ヨリ瘡毒ニテ療養仕候へ共、手足不自由ニ罷成、耕業一向難成、貧困ニ罷成數年難儀仕候處、右次左衛門妻女拾六歳ノ節ヨリ次左衛門方へ嫁シ、甚貞實成者ニテ舅姑存生中孝ヲ盡シ申候處、舅姑病死候後夫へ能ク事へ、其身ノ艱難ヲ厭フ事無之、衣類等迄相拂藥用仕候へ共快癒不化、持高モ少分ニ候へバ次左衛門妻一人ニテ耕作仕リ、年貢諸色皆納仕候由、田畑ヨリ歸リ候へバ其日ノ働キ候様子、夫へ語り爲聞其後夫望ノ通リ夕飯相調、其身ハ至テ粗食罷在、夜中ハ麻ナドツムギ、少ツ、錢ヲ取り、夫望ノ物等調置申候寒暑ノ時分、何ゾ夜食等望候へバタトへ深夜ニテモ夫へ進メ寒暑ヲ凌ガセ候様仕候。夫モ家ノ貧シキ事ハ存居申候へ共長病故自然ト鬱悶候義ニ有之候處、妻猶タイタハリ少シモ心ニ背カズ、女ノ身持年來堅ク相守候、市等へ參リ候へバ魚肴菓子ノ類ヲ買來リ、何ゾ饗應等ニ參リ候へテ珍珠有之候へバ其身ハ不食シテ包ミ歸リ候、農隙ニハ日手間等取夫々衣類等モ爲着、其身至而見苦シキ物ヲ着罷有之、右ノ儀實ニ無疑ニヨリ明和五年八月金ヲ與へテ賞之申候。(御領分忠孝者書上)

廣瀨村

久左衛門

江刺郡鴨澤村百姓

持高七百八十四文

久左衛門

七拾歲

右久左衛門父ニ孝行相盡シ候段、同村惣百姓並ニ向役人申出候處、相尋申候處、右久左衛門七十歳已上ニテ九十歳已上ニ罷成母ハ七八年前病死、貧家故子供ハ奉公ニ相出候處、己ガ勞苦ヲ厭ヒ候父ヲ孝養仕候、朝夕ノ食物側ニ就キ居リ色々申スメ候へ共、老人故食モ不進、久左衛門ニ遣候へバ、久左衛門イタダキ心能食終リ、私共ハ如斯ニ候間今少モ被用候様ニト勸メ、己市等へ參リ候へバタトへ借錢致シ候共、何か珍シキモノヲ少ヅツモ調へ來リ、之ヲ勸メ、モシ其身久敷市へ參リ候事モ無之時ハ、近所ヨリ參ル者へ相頼候テ、菓子或ハ酒等買求進申候、何方ニ參リ候テモ歸リ候へバ、其日ノ見聞仕候事語爲聞、或ハ他日饗應等ニ參リ候節ハ人ヨリ先ニ罷歸リ、其席ノ様子モ委細咄爲聞、料理ノ内珍シキモノハ包參リ候テ爲食候。久左衛門モ酒ヲ好ミ候へ共通リ不申様被仕候。又手足不自由ニ罷成節ハ、遠所ハ不及申近所へ參リ候ニモ手ヲ引送り迎仕候所、近年手足不自由ニ罷成其故二便ニモ手ヲ添候様常ニ心懸ラレ候。何方成共申度由願候へバ何程多用ノ節モ父ヲ負ヒ望ノ所へ參リ爲樂申候。其身留守ノ節ハ食物等揃へ爐邊へソロへ置、何時ニテモ爲好候節御用候様ニト申置、且晩方罷歸先何カ用事有之候哉ト委シク承リ、用事アリ候得バ右ヲツトメ候テ罷越候様申シ、草履草鞋ヲ造リ右ヲ賣候テ少シツツモ錢貯置、父ノ望ヲ遂ゲ候様心カケ、衣類等至而見苦候得共、父ノ衣類ハ其時々拵爲置候様仕候。破損候物等近所ノ者

相願候へバ、暇見合田野ノハタラキ手傳等仕リ、右ノ報禮仕候様暮ノ節ハ、夜中幾度モ起候テ火ヲタキ居艱難厭不申、父ノ養ノミ心カケ候。右ノ行實疑ナキニヨリ明和二年七月申渡シ御藏米□俵ヅツ其身一生與候テ賞之中候。

久左衛門病死仕リ當時其子打續罷在候 (御領分忠孝者書上)

留 春 留春者。江刺歌書村農夫某女也。家貧而寡居。夙以孝聞。父母老無齒。留春侍奉甚謹。晝則耕耨。夜則爲女工。食無不供滋味。父母謂曰。菜蔬是足矣。留春曰。是則贈遺而已。豈女之力能給之人嘗勸納婚。留春固辭。且曰唯俟女長耳。蓋其天至如此。事以聞。文化十四年三月。賜六方金。(仙臺孝義錄)

セン女 セン女ハ同村菅野永之助ノ長女ニシテ明治五年六右衛門ニ嫁ス。六右衛門性放逸ニシテ賭博ヲ好ム故ニ家政次第ニ衰ヘリ。セン嫁スル後二子ヲ舉グ。長男ヲ長カト云ヒ、次男ヲ長六ト云フ。六右衛門妻ヲ迎フル後放蕩益甚シク、加フルニ養父勘五郎盲目ナルヨリ、生計困窮ニ迫リ、遂ニ老父母妻ヲ棄テテ北海道ニ逃走ス、養母之ヲ愛ヒテ亦盲目トナル。是時長男長力六歳、次男長六三歳ナリキ。セン資性温良能ク盲目ノ舅姑ニ事ヘ、二幼兒ノ養育ニ懈ラズ。父ハ酒母ハ煙ヲ好ム。セン貧窮ノ中ニモ常ニ絶エズ之ヲ進メ晝ハ日雇ニ出テ少シニテモ暇アレバ家ニカヘリ老父母ノ安否ヲ問ヒ、二幼兒ヲ顧ミ夜ハ糸ヲアミ繩ヲナヒテ夜中ニ至リ、以テ僅ニ煙ヲ立テタリ。故ニ人皆其ノ志ニ感ジ米錢ナドモ與ヘテ之ヲ惠ム。センノ實父ハ、夫六右衛門ハ家出シ娘ノ困難ヲ見ルニ忍ビズ二子ヲ携ヘテ實家ニ歸ルヲセンニ進ムル事再參ニ及ベリ。然レ共セン固ク取リテ聞カズ、父強迫シテ歸ラシメントセシカバ、セン涙ヲ流

シ父ニ謂ヒテ曰ク、父上ノ恩命妾之ヲ解セザルニ非ズ、然レ共妾今去ラバ誰レカ盲目ノ老父母ヲ養育スルモノアルカ、忽チ飢渴ニ迫ルハ必然ナリ。妾死スルト雖モ命ニ從フ能ズト。父甚ダ其志ニ感ジテ復タ強ヒザリシトゾ。明治十五年時ノ縣令島惟精之ヲ聞キ金員ヲ下賜シテ其孝貞ヲ賞セリ。此ノ事當時ノ新聞ニ載リシカバ、六右衛門之ヲ見テ深ク妻ノ志ニ感ジ、大ニ己ガ不實ヲ恥ヂ、遂ニ翌年家ニ歸リ父母ニ其ノ不孝ヲ謝シ、妻ト共ニ孝養ヲ務ム。父ハ五年前ニ死シ母ハ今猶七十有餘ノ高齡ニテ健在セリ。長男長力ハ母ノ養育ニヨリ小學ヲ卒ヘ、明治二十七年日清戰爭ノ際第二師團付輜重輪卒トナリ、臺灣ニ赴キ役務中不幸マラリヤ熱ニ罹リテ死セリ。(舊聯合教育會文書)

福岡村

伊左衛門 伊左衛門者。江刺楓木田村人。五世相繼爲里正。事務無私。環村服從。事父母至孝。鄉里稱之。連署以聞。享保十五年某月。賜金五圓。(仙臺孝義錄)

三十郎夫妻及子 三十郎者。江刺水押村鋸匠也。善事父母。妻子亦同心致養。家雖貧。飲食衣服百方營辦。父既死。母罹中風。抱持竭力。夏則涼之。祁寒或懷而温膚。兒等有出。春折花枝。秋拾果實。持歸獻之祖母。以喜耳目。及其極老。恐萬一有不諱事急或不給竊治葬具云。元文三年三月。賞賜金三十方於其家。(仙臺孝義錄)

伊藤六右衛門 安永二年藩廳ニ提出セシ風土記御用書出ニ記載セラレシ良民伊藤六右衛門ハ元祿七年江刺郡上口内村林崎屋敷ニ生ル。享保九年父祖ノ職ヲ襲ギ御境目古人並ニ村肝入トナル。恭儉以テ家道

ヲ興隆シ博愛以テ村民ヲ撫育指導セシニヨリ、全村ノ民欽慕セザルハナク。全村ノ組頭等連署シテ其治績ヲ上申シ、褒賞ヲ請フニ至ル。寶曆五年藩主金子ヲ賜ヒテ之ヲ表彰セリ。同十三年歿ス。享年六十九其事績ヲ左ニ録ス。

一右村肝入古人六右衛門先祖代方上口内村ニ住居仕當時其身代迄六代引續肝入御用相勤罷在申候。六代之名元ハ山城當陸七右衛門其子七右衛門仲左衛門當時之六右衛門迄ニ代々實子ニ嫡子家督相續仕來リ慶長五年方只今迄肝入御用中絶等無御座數年當年迄百五十六ヶ年ニ罷成申候。右六代之内山城より先代七右衛門迄三代之儀ハ拙者共祖父親々方承傳罷在申候。七右衛門方當時之六右衛門迄三代之儀ハ、委細相心得申候處、引續實體正路成者ニ而御用大切ニ相勤、親子兄弟諸親類共ニモムツマシク、御村方エモ手當宜仕候ニ付、肝入方申含候儀ハ、御百姓共心得何事ニ而茂疎ニ相心得不申歸服仕、數代首尾克相勤罷有申候、尤上口内村ハ南部御境目ニ御座候而、六右衛門先祖方古人被仰付相勤罷在申候處、古キ家ニ御座候故、御村ハ不及申御他領ニ而茂、疎ニ相心得不申御境もおのづから御メニ罷成申候御事。

一當時六右衛門儀、當六拾貳歲罷成、取分實跡成者ニ而其身肝入御用年數茂三拾四ヶ年之内、御呵等茂無御座、首尾罷相勤罷在、家内妻子ニ茂、成程實跡出合召仕之者等ニ茂心指テ仕、諸事深切ニ取扱申御事。

一右六右衛門儀、先祖代方農業之儀ハ折入吟味仕相勤、御用間之節ハ其身茂罷出無間斷制道仕進退成ニ相續仕候處、おこりかましき御少茂不仕、御百姓之身持大切ニ相守リ、御村方江茂農業之働油斷不仕、御年具諸色上納仕様、常々叮心ニ教ヘ爲聞、御用ニ付組頭御百姓共呼寄候儀茂、休日又ハ朝暮之内働之間ヲ見合指支罷成不申様寄合候様心ヲ用ヒ相辨、尤御年具諸色取立申候内、至而困窮者も相濟兼候得は、六右衛門方取替申候而、御上様江ハ皆納仕、其以後内々取立申様、諸事相痛ハ申年々心ヲ用ヒ取立申候、其上湯命跡之者共ニ六右衛門手前夫喰雜石之内相出シ、借シ方仕湯命相續爲仕候儀數多候ニ付、御村大キ罷たすけニ罷成申候故、御百姓中自然ニ歸服仕、六右衛門申含候儀ハ何事茂疎ニ相心得不申、何茂心得仕候ニ付公事出入取合等申儀相出候而茂、肝入方より双方折入申含候得は、御上様江訴不申上内々ニ而、和談仕事濟申儀數多御座候御事。

(寶曆五年六月江刺郡上口内村組頭庄左衛門外組頭十八名) 同町檢斷久右衛門ノ連署書上寫抄略

由 寸 由寸者。江刺杪木田村農民萬右衛門妻。奉夫篤敬。夫臥病多年。盡心看護。其所嗜典己衣

器求之。家寒窶。千貳百疋。專力稼穡。先期納租。安永九年二月。賜金二圓。(仙臺孝義錄)

渡邊茂兵衛 渡邊茂兵衛名ハ久重、寶曆九年江刺郡上口内村浮牛城内西小路ニ生ル。祖先越後久則ヨリ代々中島家ニ仕ヘ小姓組ニ班セリ。壯年ニシテ天明ノ凶荒ニ遭遇シ、具ニ其辛酸ヲ嘗メタリ。是レヨリ先キ、明和安永ノ交昇平日久シク奢侈ノ風到ル處ニ瀾漫シ、コレガタメ上下困窮セリ。加フルニ此ノ災厄アリ封祿者ノ家政悉ク破綻ヲ來シ、其窮狀言語ニ絶セリ。茂兵衛此ノ間ニアリテ定額ノ俸祿以外ニ收入ヲ得ルノ道ヲ講ジ、此ノ苦境ヲ脱セント焦慮セリ。上口内村ハ南部藩ト境域ヲ接セルニヨリ、藩廳ニ於テ國境ヲ監視スベキ番所ヲ設ケ、御境横目ト稱スル吏員ヲ派遣セリ。其吏員ハ頗ル微祿ノ士ニシテ、仙臺ニ在リテハ勤仕ノ餘暇各種ノ副業ニ從事シ其生計ヲ補フモノ多シ。當時在仕セシ吏員ヲ石田五左衛門ト云フ。茂兵衛之レト意氣相投ジ親シク相往來セリ。五左衛門ハ製傘ノ技ニ堪能ナル人ナリシガ、四圍ノ事情製傘地トシテ有スベキ條件ヲ具備スルヲ視テ、其有望ナルヲ告グ該事業ヲ起スベキコトヲ慫慂セリ。茂兵衛大ニ悦ビ五左衛門ヲ師トシテ製傘法ヲ傳習シ、漸ク曩日ノ希望ヲ達スルコトヲ得タリ。爾後勤仕ノ傍熱心ニ其業ニ從事シ研鑽倦マズ遂ニ良匠ノ名ヲ得タリ。是ニ於テ菊田五左衛門中川佐右衛門等ノ同志十餘名ヲ得、益々其事業ノ振興ニ努メタリ。邑王中島氏其業ノ有益ナルヲ認め、之レガ奨勵ヲ加ヘシニヨリ製産ニ從事スルモノ多ク、遂ニ當村ニ於ケル名産物トナルニ至レリ。文政九年八月歿セリ享年六十八。(福岡村誌)

長吉妻 江刺郡下口内村農長吉妻。姑殆八秩。日進甘脆滋味。夫又久病。獨勤力田圃。時歸省視。夜則紡績以資産。凡力役賦稅。一無所負者。皆其力也。闔村以聞。文化五年十一月。賞以五方金云。(仙臺孝義錄)

里 乃 里乃者。江刺水押村農夫之母。其姑病手足痿軟。起坐飲食。每輒侍人。食上必哺之。上廁必提之。寒暑保視最懇切。家貧賃織以供養。凡其嗜好無不盡給。嘗事夫貞順。里人具聞狀。文化紀元七月。賜七方金。(仙臺孝義錄)

中嶋外記 中嶋外記諱ハ意時、淡路、播磨勘解由ト稱シ後外記ト改ム。仙臺藩士岡部助之丞ノ子ニシテ文化八年ニ生ル。文政ノ初江刺郡上口内下口内兩村ノ邑主中島主計ニ養ハレ、文政十年家ヲ襲グ。家ヲ嗣ギシ初メ天保兩度ノ凶荒ニ遭遇シ、苦心慘憺部下ノ士民ノ救濟ニ努メタリ。是レヨリ先キ、昇平日久シク上下奢侈ニ流レ、士風廢頹セルニヨリ、屢々幕府及ビ藩廳ヨリ勤儉尙武ニ關スル制令ヲ出シ、綱紀ノ振肅ヲ計リシガ、教令ハ定目ト名ケ、制法ハ御格ト稱シ、雲烟過眼視シテ之ヲ遵守スルモノナシ。外記此ノ弊風ヲ一洗セントセシガ、偶々凶歉ノ後ヲ承ケ、士民各自ノ覺醒スルヲ以テ、天保六年大改革ヲ斷行シ、諸制度ヲ改善シ、又御定書ヲ制定シテ、武士ノ嗜ミ、勤務ノ心得、衣服饗應家作ヨリ諸調度ニ至ルマデ各分限ニ應ズベキ規程ヲ定メ、親ラ部下ヲ召シテ之レガ實行ヲ命ジ、毎日期日ヲ定メテ之ヲ會讀セシメ、其席上ニ於テ目付ヲシテ違法ノ者ヲ糾彈セシム。加之自ラ簡素ナル生活ヲナシテ其模範ヲ示セリ。又武技ヲ講習セシメンガタメ、武館ヲ設ケ技能ノ俊秀ナル者ヲシテ部下ノ士ヲ教授セシメ、又檢分ノ制ヲ立テ毎年期ヲ定メテ學問及ビ武術ノ熟否ヲ試驗シ、刀劍上覽ノ制ヲ設ケテ部下諸士所有ノ刀劍ヲ鑑査シ、良好ナルモノヲ登錄セシム、是ニ於テ部下ノ諸士競ヒテ文武ヲ勵ミ、風紀爲メニ一變セリ。又館内ニ報時ノ機關ヲ設ケ消防ニ關スル設備ヲ整ヘ、備荒倉ヲ設ケ、副業ヲ獎勵シ、相互補助ノ法ヲ立ツル等、諸般ノ施設ヲ完成セリ。是ニ於テ府庫充實シ士民家々給シ、人々足ルノ盛運ヲ見ルニ至レ

リ。嘉永六年仙臺藩ノ奉行職ニ上ゲラレ、海防ニツキテ畫策シ、又南部領野田一揆ニ對シテハ機宜ノ措置ヲ講ジ、隣藩ノ感謝ヲ得タリ。安政元年再ビ奉行職ニ上ゲラレシガ、理財ノ有司舉薦ノ事ニ座シテ職ヲ退ケリ。後嫡子兵衛之介藩ノ大番頭ニ上ゲラレ、ニ及ビ、半子町ノ別邸ニ移リ老ヲ養ヒシガ、戊辰ノ役藩政多難ニ際シ、三タビ奉行職ニ上ゲラレ戰局ノ收拾ニ盡カシ、事了リテ後職ヲ退キ、悠々閑居セリ。明治四年十二月半子町ノ別邸ニ卒ス。享年六十一。仙臺八塚裁松院ノ先塋ニ葬ル。外記弱冠ニシテ長沼茹堂ニツキテ修學シ、學殖頗ル深シ、然レドモ書道ニ拙キヲ耻ヂ身ヲ終ルマデ習字ヲ怠ラズ又質素ナル生活ヲ喜ビ奉行職トシテ登應スルニ綿小倉織ノ袴ヲ着用セリト云フ。此ノ一小話以テ其風キヲ想見スルニ足ル。宜ナルカナ中興ノ主ト推稱セラル、コトヲ。(福岡村誌)

小野寺善四郎 小野寺善四郎ハ寛政五年江刺郡柵木田村新屋敷ニ生ル。天性重厚ニシテ父母ニ事ヘテ愛敬ノ誠ヲ輸シ、家業ニ勤勞シテ衰運ヲ挽回セリ。閭村其德行ヲ稱シ、文久四年連署シテ上申セシニ藩主金ヲ賜ヒテ之ヲ表彰セリ。明治六年歿ス。年八十一。

其ノ行爲及藩主ヨリノ申渡書ヲ左ニ録ス。

一 右善四郎持高五百貳拾六文所持仕、當七拾壹歲女房ます六拾四歲惣善右衛門參拾貳歲女房なつ三拾四歲孫婿男善藏八ッ孫次男岩藏五ッ母しち九拾歲家内人數七人ニ御座候處、先年亡父金右衛門代ニハ至而困窮罷在候處、右善四郎義末家十歳方江文政七年方天保十五年迄貳拾壹ヶ年身賣仕、貳拾ヶ年已前相續取直シ、當時ニ至リ年切喰續居候跡ニ御座候、且右善四郎義身賣奉公中にも夜分並休日等之節ハ父母江見舞仕、其時々之模樣等爲咄聞候様仕候。

一天保年中凶年之節ハ、亡父金右衛門代には御座候得共困窮罷在リ、右善四郎儀ハ身賣奉公中ニ而夫喰及所持不仕、親類組合等助情相請其上御上様方雜石御拜借ハ勿論御手當も被下置、右善四郎妻杯ハ親類等江日々手間働キニ罷越雜物糶碎ヶ等ヲ費野懸江足合家内ニ爲給凶年茂加ッノ相凌申候

一右善四郎亡父金右衛門安政貳年之頃方疝氣ニ而腰相立不申其上老病相煩轉ト平臥罷在リ色々藥用仕候得共、身軀茂相衰喰物等ふさつき給兼候節、好之物ヲ買調、右善四郎並妻子等取扱爲給候様深切ニ取扱仕候得共、藥用不相叶安政六年九拾壹歳ニ而病死仕候。

一右善四郎老母しち五ヶ年以前方多人之性並老病相煩平臥罷在リ候處、色々藥用仕晝夜ニハ時々指込等モ有之、其砌ハ善四郎並家内之者共押ひしき仕看病罷在リ申候、取扱之儀ハ矢張亡父同様仕候、且親類近所振舞等江罷越候砌ハ珍數品被相出候節ハ其身ハ不給申、家内江持參老母ニ禮儀相進候上馳走之趣委細爲咄聞持參仕候品爲給候様深切取扱仕候。

一右善四郎其身並妻子等晝衣服仕候得共、父母江ハ相應爲仕候。寒之砌ハわらくつもみ下敷爲致時々取替爲凌候様仕候。

一右善四郎五六ヶ年已前方耳相聞得不申候ニ付、夜分ニハ老母枕元江臥居老母江斷置用事之節ハ何用事ニ而モ無滞相辨候様仕候。尤寒之節も晝夜ニ手酒等爲給深切取扱仕居候得共、當二月八日病死仕候様爲致候様爲仕候。

一右善四郎子孫へも爲數聞年始節句ハ不及申、朝暮老母臥居候處江見舞爲致候様爲仕候。

一亡父母病死已後にも珍數事等承リ候節ハ佛前江向ひ存生中之通爲咄聞候様仕候。

一右善四郎儀御年貢並御郡役共其時々無滞皆濟仕候者に御座候、尤家内むつましく相合仕親類近所は不及申、村中にも交リ宜敷者に御座候。

(文久四年四月江刺郡榑木田村御百姓藤藏外五拾九名上口内村
兼小池村、水押村、歌書村、榑木田村、肝八三名連印書上抄略)

江刺郡榑木田村
百姓

善四郎

極老病身之父母存生中孝養相盡候段一村之者共申出候貧窮之身ミして他え奉公し居ながら多年深切に事へ死後迄孝心無怠相勤候次第奇特成事に候依之爲御褒美御金貳兩被下置候事 (申渡書寫) (福岡村誌)

後藤玄達 後藤玄達ハ天保八年江刺郡上口内村浮牛城内西小路ニ生ル。壯年ニシテ修驗道ニ志シ、出羽國羽黒山ニ上リ研鑽スルコト數年、後日光山ニ移リ輪王寺宮ニ仕ヘテ令名アリ。王政維新後還俗シテ郷ニ歸ル。是レヨリ先キ實兄夫妻相尋キテ歿シ、遺子未ダ幼ナルニヨリ父ニ仕ヘテ能ク奉養ノ道ヲ盡シ

其名郷内ニ著シ、明治七年官物ヲ賜ヒテ其篤行ヲ賞セリ。明治八年上口内下口内水押小池榑木田五ヶ村地券取調ノ舉アルヤ、副頭取ニ擢ンデラレ上司應酬ノ任ニアタリ、能ク上下ノ意志ヲ疏通シ事功ヲアゲタリ。後副戸長トナリテ磐井縣第十一大區六小區江刺郡福岡栗川廣瀬ノ三ヶ村ノ民政ニ與ガリ、後稗貫郡二戸郡及ビ東磐井郡ニ轉ジ、郡書記ニ上セラレテ西閉伊郡役所稗貫郡役所及ビ稗貫東西和賀郡役所ニ奉職シ、後職ヲ辭シテ郷ニ歸リ農耕ニ從事セリ。明治二十二年新ニ町村制ノ實施セラル、ヤ選バレテ村會議員トナリ、尋ギテ福岡村助役ニ當選シ、後福岡村長ニ當選セリ。其局ニ當ルヤ圓滿ノ資ニ加フルニ忠實ト練達トヲ以テセルニヨリ村治能ク舉リ良村ノ名ヲ得セシメタリ。明治二十八年疾ニヨリ職ヲ退ケリ。村長ノ任期中ハ恰モ日清戰役ニ際會セシガ能ク軍國ノ爲メニ誠ヲ輸セシニヨリ、功ヲ以テ木杯ヲ下賜セラレタリ。爾後尙ホ村會議員學務委員及ビ村農會長等ノ公職ヲ奉ジ勸業並ニ教育ノ向上ニ盡瘁セリ。明治三十五年榑木田尋常小學校維持組合ヲ組織シ基本金ヲ設定シ其利子ニヨリテ教育内容ノ改善校舍維持ノ資ニ充テタリ。榑木田學區ノ就學兒童ガ貧富ノ別ナク同一ノ學用品ヲ給付セラレ學習上ニ多大ノ便宜ヲ受クルガ如キハ實ニ其餘澤ニ外ナラズ。又常ニ農耕ノ改良ニ腐心シ村民ノ指導ニ努メ其成績顯著ナルニヨリ大日本農會ヨリ褒狀ヲ贈ラレタリ。晩年久シク病ニ罹リシガ明治四十四年歿ス。年七十五。其翌年村民相謀リテ生前ノ功績ヲ後昆ニ傳ヘンガタメ頌德碑ヲ建立セリ。(福岡村誌)

稻瀬村

後藤信康 稻瀬村三照の地頭なり。通稱を孫兵衛といひ、後肥前と改む。湯目雅樂丞重弘の二男なり

後藤信家子なきにより養ひて嗣となす。性沈勇果敢にして智略あり。伊達政宗に仕へて軍旅奉行たり。天正中相馬の役に従ひ文祿中朝鮮の役に慶長中會津の役に従ふ。常に黄色の母衣を負ひ、長刀を帶ぶ、人呼んで黄後藤といふ。嘗て會津檜原を守る敵兵の窺ふものなし、世之を甲州高坂彈正に比す。後故ありて桃生郡大森の采邑二千五百石を沒せられ、江刺郡三照村五百石を賜はる。慶長十九年八月病みて没す。時に年五十九。三照正源寺に葬る。(據村史)

五兵衛 五兵衛者。江刺下門岡村農人。善事父母。家雖貧衣服隨時。甘旨無欠。數年如一日。親戚雍睦。交遊敬愛。一村連署以聞。享保十九年某月。賞賜金五圓。(仙臺孝義錄)

忠兵衛 忠兵衛者。江刺下門岡村里正也。幼有名孝。早喪父。唯有老母。竭力奉養。懇切無所不至。且歎待鄉庶。使刻期納稅。明和二年正月。嘉其行實。賜十方金。然其行狀不詳。故唯記其概。(仙臺孝義錄)

利助 利助ハ江刺郡三照村農家ノ子ナリ。府下ニ轉客シ、葺屋ヲ以テ業ト爲ス。母ヲ邀ヘテ奉養ス。一日東照宮ノ祭ニ屬ス、利助母ノ之ヲ觀ント欲スルニ依リ、自ラ負テ市街ヲ過グ、兒輩ノ講笑ヲ顧ミズ、人以テ難シト爲ス。毎日傭雇セラレ、出レバ必ズ薪水ヲ具ヘ、隣舍ニ屬シ起居ヲ省ス。母亦其己レヲ邀フルヲ喜ビ、疾ヲ力メテ醫ヲ助ク。利助母ノ果ヲ嗜ムヲ以テ、毎秋栗子數斗ヲ蓄ヘ、來歲ニ至リ置シカラス。又其暑ヲ畏ルガ爲メニ、壁ヲ鑿チ千風ヲ納ル、秋ニ至リテ之ヲ塞ク。母死ス喪ニ服スル五旬朝夕奠獻怠ラズ。父ノ墓郷ニ在リ、省スル毎ニ其土一杯ヲ持シ來リ、之ガ塋域ヲ爲シ以テ祭ル。明和元年三月金二兩ヲ賞賜ス。(東藩史稿)

淺尾湯三郎治 三郎治は倉澤の人、安永八年大黒の家に生れた、體軀偉大力量亦衆に勝れて居た。小

さい時からよく角力を好み田の草角力等に於ては常に勝者の位置に居た。或時岩谷堂に角力の興業が來たことがある。見に行つての歸るさ、四歳になる近隣の小兒を袂に入れてサツサと歸つてきたことがある。人並優れた身長が偲れるではないか。草鞋脚脛に身を固めて、そつと家を抜け出で江戸にのぼつたのは三郎治血氣盛りの時であつた。江戸角力に入つて諸國を巡業したが、大力なるに加へて學門の素養深かりしかば、頗る衆の最負をうけた。當時の角力は東西二派に分れて、それが又三つに分れて諸國を巡つたが、惠比壽講迄には全部回向院に集つて勝負を闘はずの習ひであつたので、惠比壽角力と云つて居た七年計にして京都に上り、五城殿下より、エツを賜つた。ことに力士淺尾湯にとつては無上の榮譽であつた。そのことあつてから三年計り引退して、郷里倉澤に歸り餘生を送つたが、六十七歳にして世を去つた。(村史)

久三郎 久三郎、江刺郡下門岡村ノ農ナリ。母ニ事ヘ惟日モ足ラス、年四十二垂トス、未ダ妻ヲ娶ラス。家極テ貧ニシテ豊年尙穀粟ニ乏シ、蔬菜ヲ雜炊シ以テ腹ニ充ツ。而シテ母ニ供スルニ滋味ヲ以テス、且ツ日トシテ酒ヲ進メザルナシ。病メバ則チ負テ醫家ニ抵リ、後テ必ズ備賃シテ謝議ヲ致ス。未ダ嘗テ人ノ恩惠ヲ忘レズ。冬夜ハ稻稈ヲ臥處ニ布キ、以テ菌蓐ニ代フ。夏夜ハ葛衣ヲ牀上ニ施シ、以テ蚊轉ニ代フ。其篤孝人ヲ感動スルニ足ル。天明四年二月金二圓ヲ賜フ。(東藩史稿)

太兵衛及妻 太兵衛者。江刺倉澤村農夫。夫妻事養父母孝。家貧。夫妻農耕不懈。有二子。傭工亦資産於養父母。旨甘無乏。吉凶會。如有珍味必懷之饋父母。雖農事忙。屢歸存問。夫妻唯傾心供養云。里人連署以聞。享和三年五月。賜太兵衛六方妻五方金。(仙臺孝義錄)

長太郎及妻 長太郎者。江刺倉澤村農人。夫妻事父母。但己與子遠賃傭于府下若郡邑。以給衣食之奉侍養家事一任妻及男婦等。俱務稼穡。舅之所欲雖險遠必往買之。以其無齒。食進軟脆。及其極老妻等雖執田作。必釋來且歸省。夜臥其側。扶其尿溺。夫妻出入必面。所經光景。悉上話頭。慰其心志。寒則溫之。暑則清之。父數欲以其衰朽讓子戶籍自老。夫妻不敢聽。蓋以其齡九旬尙知家事。一旦心氣遽安。恐其老耗益漸也。文政十二年十二月。賜夫妻各金五方賞之。(仙臺孝義錄)

菊地文吉 菊地文吉ハ江刺郡倉澤村ニ生ル。幼ニテ番匠ノ業ヲ習ヒ、文化文政ノ交良匠ノ譽高シ。嘗テ伊勢參宮團體ノ一行ニ加ハリ、各神社佛閣ヲ巡拜スル途次、日光町ノ附近ニ於テ水車ノ運轉スルヲ見、其世ニ洪益アルベキヲ察シ之レガ製法ヲ傳習セリ、其郷里ニ歸ルヤ直チニ増澤村地内ニ水車場ヲ創設シ、精米ノ業ヲ行ヘリ。諸人其便益ナルヲ賞嘆シ、爭ヒテ之レガ建設ヲ依頼セシニヨリ、數年ニシテ其普及ヲ見、隨テ其資産ヲ増加セリ。文吉謂ヘラク、自己ガ將來セル水車ノ行ハレ、之レガタメニ富裕ノ身トナレルハ、是レ實ニ邑主ノ治政宜シキニ適ヒシ餘澤ニ外ナラズト。因テ其恩惠ニ報ゼントシ、邑主ノ居館柄杓ケ城内ノ區、重染寺川ニ臨メル眺望絶佳ナル地ヲ相シ、茶室ヲ建築シ、燕居ノ料ニ充ンコトヲ請ヒ、許サレテ工ヲ起セシガ、結構巧妙ニシテ頗ル邑主ノ意ニカナヒ、之レガ竣工ト共ニ士籍ニ上ゲラレ、中小姓組ニ班セラレタリ。天保十四年歿ス。遠野陣場ニ地ヲ相シテ葬リヌ。(稻瀬村誌)

附 錄

江刺郡植物分頒

寒帯より熱帯に連鎖の如く相互れる日本全領土を植物分頒の上より三分し北帯、中帯、南帯とすれば、我が東北の地は其北帯の南半に位し、亞寒帯より寒帯の性質をおへることゝなるべし。然れども寒帯的性質は其の北半部に位する北海道樺太に於て稍其完全なる真相を認め得べく「トドマツ」「エヅマツ」「クロビイタヤ」「エヅウハミヅザクラ」の林木充分の生長を遂げ殆んど廣大なる純林をなせども一度津輕海峽を渡れば斯る林相を見る能はず、「クロマツ」「アカマツ」「スギ」「モミ」「ヒノキ」加ふるに「マダケ」「マウソウチク」「メダケ」等の竹林を見稍暖帯的性質を交ゆ故に暖帯的の性質をおびたる亞寒帯の地方なり。更に内部に立入りてこれを考ふれば、其間又數多の區分あるを見る、秋田路を産する中央山脈を境として日本海に面する地方と太平洋に面する地方とは地理の上より地質の上より全く相異なれる地勢氣系の風土をなせり。而して其太平洋に面する北津輕馬淵川の流域、南部仙臺の北半北上川の流域、渡瀬阿隈の流域地方は又自ら植物分頒上の三大區域をなせり。其馬淵地方は他の北上渡瀬の二地方と異なり、稍北海道に似たる所ありて北海道特有の「クロビイタヤ」の如きも陸奥及九戸に産することを知られ、其他暖帯的竹林の如きも殆んど稀に發育甚だ不良なり。渡瀬の地方は寒帯的の植物甚だ少なく殆んど暖帯的の植物に富む他の二地方に見る如き梅櫻桃李一時の春あらず。馬淵地方の北に近く位置し北上地方の如く北上山系の

中部を走れるが如きと異なり、直ちに中央山脈より太平洋に傾斜面をなすを以て氣候風土全く暖帶的にして、海岸鹽竈其他に散點する小島には「カヤラン」(仙臺林地の木上)「コモチシダ」(代ガ崎)「マメツタ」「キノモトサウ」(田代島)等殆んど亞熱帶の植物を産し、詳細に其所産の植物を數ふれば思半ばにすぎるものあり。

翻て北上流域地方を考ふれば地形少しく複雑に中央山脈の東方太平洋岸に簡單なる傾斜面をなさず、北上系の南半高山峻嶺の存するなきも自然の地形を區分し、北上馬淵の分水嶺二戸岩手兩郡の境より石巻に至る兩岸地方と東海岸部とに分れ、金華山附近を境として南海岸は甚だ暖帶的の海藻を産し、以北は甚だ北海道海岸近似の藻類に富み、八戸附近に進むに従つて益々其度を加ふ。北上川兩岸の地方は岩手縣に屬する上流地方は津輕北海道的植物に富み、宮城縣に屬する石巻下流一帯の地は稍上流地方の植物を交ふるも暖帶的植物多數を加ふるの感あり。路傍池溝水邊を見るも上流地方にては殆んど見ることを得ざる「アサ」「カブタ」「オニバス」(ミツブキ)「パンゲサウ」の如きを見、「マダケ」其他の竹林等も上流地方と異なり頗る廣大なるものあれども、岩手縣に入るに従ひ稍竹林と稱するを得るのみ、漸く水源地盛同に近づけば殆んど見る能はず。是が栽培等も稍困難を感ずるに至る。常綠闊葉樹の如きも下流地方は比較的多數なれども、本縣上流地方に入れば殆んど僅少にして其の栽培品の如きも發育甚だ不良竹林よりも適應の度甚だ貧弱なり。此等の例證甚だ豊富なれども、詳細を盡す場合にあらざるを以て之を略す。如斯は全く明瞭なる必然的のことに屬すれども、茲に少しく例外の事項あり、そは北上川上流地方は勿論東北地一般に熱帶的植物小數混殘する事實ありて少しく分領區域混亂するが如き觀あり、これ

等は所謂其源因全く地質時代氣候の變化に伴ふ植物の移動に源因するものなるべきか。又此等の理由より考ふるに北上山系は太古生紀層地方にして、中央山脈は全く第三紀層と同新成火山地方に屬す、自ら植物分類の上にも差異を生じたるや疑なし。實際に就きて之を考ふるも北上流域西岸中央山脈の地方と東方北上山系の地方とは大體一般植物に付きては甚だ相似たれども、其間甚だ面白き各異なる品種を藏す。先二三の高山を比較するも各特有の品種異なり、最も北上山系に於て其特種のもの多數有するの感あり。我江刺郡は實にこの太古紀層の南下北上山系上に影をかくさんとする一小地點、即ち北上川上流地方にあり、全郡殆んど同層僅かに北上沿岸に沖積層にて縁取られ、南に隣れる東磐井郡の地方より越えて少しく花崗岩の層現はるゝのみ。本郡東境は氣仙東磐井の二郡に接し、北上山系の北より起り早地峯地方に來りて尤も隆起の極に達し、漸く南下消衰して宮城縣に入らんとする處郡中最高の山地をなし田原村、伊手村、人首村をなす。此等の地方北上山系より二三の支派を出して北上川に向つて直角に數多の部落を區分し各村を構成すれども、本郡の最高所北上山系の物見山にして八七〇、六mにすぎず。之れに次ぐは阿原山にして七八二、一m 其外六〇〇臺のもの二三あるのみ、他は殆んど平地の故に其の支脈と稱するも皆いづれも小丘陵にすぎず、北上山系直下の比較的山地なる伊手、人首の兩村低部の地勢は約二〇〇m北上沿岸の沖積層の低地は皆一〇〇以下に位するを以て山地低地の區別も明瞭ならず。如斯地勢甚だ單純北上山系を背として北上川に向つて傾斜せる一小區域にすぎず。従つて氣系風土概して一様なり。故に極端稍山地的なる伊手人首の地方と北上沿岸の地方の分類を比較するも、水質に富める部位に生ずるもの、乾ける部位にあるもの陰地と陽地各相似たるものを生じ、又乾濕極端の群落も又

絶てなし。一方水直的分類を考ふるも、最高八七〇mなるを以て殆んど高山灌木帯をも完全にあらはさず、故に高山植物の奇異なるを缺き特種群落の珍品を見ず。故に所産植物も頗る平易僅少なるべきかの感あり。然れども現在余が輯集彙類したる品種本郡所産のみにて三千を越えんとす、又貧弱なる地方にはあらず、これより進んで當地方植物分類に適當簡單なる生態的の綱目により各品種をあげて各群落分類の状態を詳説せんとす。

一、山地の地方 山地の主なる群團は山林なるが本郡は林相甚だ簡單大深林と稱するもの甚だ少なく、針葉樹の純林の如きも稍見るべきものは松にて大部分自然林北上山系に近き比較的高地には小數なり北上沿岸の低地に近づくに従ひ面積も廣く稍々見るべきものあり。これに次ぐものは杉にて殆んど人工造林に屬し、沿岸をはなるに從つて多し。殘部は大抵潤葉樹針葉樹の混森林にて主要林木は「マツ」「スギ」「ナラ」「クリ」「高地深林特有の「ブナ」「トチ」「ケヤキ」「モミ」「アスナロ」の山林は北上山系の澤手の部分一帯に存するを見るのみ。此等深林特有の「モミ」「アスナロ」の如き純林は殆んどこれあるなし其他は耕作地を除けば殆んど高地不毛の草原にて極端なる乾濕地あるなければも萱牧草の用を便するに充分ならず。

二、平地の地方 本郡の低地は郡の大部分を占め、大抵耕作地にてわづかに其間草地を見、檜を多く含める混森林と松林を以て充され、所々小松の散點する稍廣き草地「ハンノキ」「カヤ」の散列する原野稀に「ヨシ」「アシ」の叢生する濕原等あれども、極端なる廣き所謂濕原なるものあるなし。大多數の植物は山地のものと大差なしと雖も、材種の品類をあげれば甚だ一様ならざるを見る。一般に山地のもの

のは北上水源地方に近似し、平地のものは北上上流地方の南部及下流地方宮城縣のものに近似せるの感あり。

三、水邊の地方 本郡の河川は北上川を除けばいづれも流域延長甚だ短かきものゝみにて、従つて廣大なる流水なく、いづれもせまく急なる山川のみ。故に沈水植物も甚だ多からず、池溝に至つては少なからざれども、甚だ大なるなく、湖沼と稱する如きものなし。

附記

本郡植物分類目録は高等隱花植物及顯花植物のみにつきて調査したるものにして、栽培品は全部省略せり。

植物分類目録

一、山地植物

苔 蕨 部

羊 齒 門

□羊 齒 類

クシヤクシダ
ナライシダ
サトメシダ
イヌワラセ

ツルテシダ
シノブカゲマ
メシダ
オホヒメワラビ

ヤブソテツ
ヒメワラビ
ミヤマメシダ
タニイヌワラビ

オニヤブソテツ
トラノチシダ
ヤマイヌワラビ
ミヤマシケシダ

メヤブソテツ
イハトラノチ
コヤマイヌワラビ
ヒロバノイヌワラビ

附録

五

コイヌワラビ
 イハガネセンマイ
 オウヤノコケシノブ
 メンマ
 ミヤマワラビ
 イハオモダカ
 センマイ
 ヒメノキシノブ
 シウモンシシダ
 クサソテツ

オサシダ
 イワガネサウ
 コケシノブ
 クマワラビ
 ミヤマイヌワラビ
 カウヤワラビ
 ヤマソテツ
 エゾデシダ
 イタチシダ
 イヌガンソク

ミヤマシ、ガシラ
 シノブ
 イヌシダ
 ベニシダ
 ヒメシダ
 ハナヤスリ
 ホテイシダ
 オシヤゴシデシダ
 ワラビ
 アチホラゴケ、ウチハゴケ

シ、ガシラ
 シケシダ
 ワウレンシダ
 ミヤマクマシダ
 コガネワラビ
 コハナヤスリ
 ノキシノブ
 ツヤナシキノデ
 クモノスシダ
 フクロシダ

ナツノハナワラビ
 カラクサシダ
 シラネワラビ
 オホバシヨクマ
 ビロウドシダ
 ヤシヤセンマイ
 ミヤマノキシノブ
 キノデ
 コタニワタリ
 イハデシダ

□木 賊類

スギナ

トクサ

ミヅクサ

イヌスギナ

イヌドクサ

□石 松類

ヒカゲノカツラ
 タチクワマゴケ

タウゲシバ
 クラマゴケ

ナチスギラン

イハヒバ

ヒモカツラ

花部

裸子門

□松 柏類

ダケモミ
 サハラ

モミ
 ヒムロ

アチモリド、マツ
 シノブヒバ

イヌカサ
 スギ

ヒノキ
 イブキ

禾本科

エゾマカホ
 チガルカヤ
 ヤマカモシダ
 ヤマアハ
 イハノガリヤス
 カリマタガヤ
 ニハホコリ
 ムツオレダサ
 カウボウ
 イブキマカホ
 クチミザサ
 ネベリガヤ
 クサヨシ
 ミゾイチゴツナギ
 ナカバダサ
 アブラス、キ

被子門

□單子葉類

カモシダ
 マカホ
 コブナダサ
 サイトウガヤ
 ホソハマアハ
 ヒナザサ
 コカリマタガヤ
 ナルコビエ
 ヒロハノドチヤウツナギ
 チガヤ
 ス、キ
 マカキビ
 メヒダラ
 アハガヘリ
 ス、メノカタビラ
 サ、ガヤ
 オホアブラス、キ

コメカダサ
 ス、メノテツボウ
 トダシバ
 ス、メノチヤヒキ
 ムツノガリヤス
 ギヤウギシバ
 テウセンガリヤス
 ウシノケダサ
 ミヤマイチゴツナギ
 チゴザ
 オホネズミガヤ
 ミズビエ
 ケメヒダラ
 コアハガヘリ
 タカネイチゴツナギ
 ヒエカヘリ
 ハネカヤ

ミヤママカホ
 オホス、メノテツバウ
 ミノゴメ
 キツネガヤ
 ヒメノガリヤス
 コメス、キ
 オヒダラ
 トホシガラ
 ドチヤウツナギ
 サヤマカダサ
 ネズミガヤ
 ノビエ
 ス、メノヒエ
 オホアハガヘリ
 ヒメイチゴツナギ
 キンエノコロ
 カルカヤ

ヤママカホ
 ヒメアブラス、キ
 カウヤダサ
 ハシカヘリ
 ミヤマノガリヤス
 タツノヒゲ
 カセダサ
 オホウシノケダサ
 ミヤマカウボウ
 コメガヤ
 チ、ミザサ
 タビエ
 チカラシバ
 アシ
 ザラツキイチゴツナギ
 エノコロダサ
 カニツリダサ

シバ
ハコネダケ
アゴチク
アヅマザサ
薄荷科
ヒメカンスゲ
ヨシユズスゲ
チヤホノミノボロスゲ
エウボウシバ
ヒメスゲ
シンジュエガト
天南星科
サゼンサウ
穀精草科
蹄蓋草科
燈心草科
キ
スバメノヒエ
百合科
キミカゲサウ
シヤウシヤウバカマ
ミヅギボウシ
コオニユリ

カンザンチク
アゴザサ
ノマザサ
イトテンツキ
オニスゲ
イハカンスゲ
ミノボロスゲ
サ、スゲ
ウタスゲ
セキシヤウ
ヒロハノイメノヒゲ
イボクサ
ハナビゼキシヤウ
ホソバカウガヒゼキシヤウ
ミヤマヌ、メノヒエ
ギヤウシヤニンニク
ハウチヤクサウ
ヤブクランザウ
イハギボウシ
オオニユリ

ヤダケ
ホテイチク
スバダケ
ヤマタメキラン
エゾツリスゲ
ヒメシラスゲ
ハリスゲ
カハズスゲ
ヤマキ
マムシゲサ
イメノヒゲ
ツユクサ
ヒラキ
ヒラカウガヒゼキシヤウ
メカホシサウ
クサスギカツラ
チゴユリ
ノクランザウ
オマユリ
ヤブラン

カンチク
ブンゴザサ
ネマカリダケ
アナスゲ
カハラスゲ
カンスゲ
ヒカゲスゲ
イハスゲ
アブラカヤ
テンナンセウ
イトイメノヒゲ
エゾホソキ
ホソキ
ミヤマメカホシサウ
キシカクシ
カタグリ
センテイグリ
ウバユリ
ヒメヤブラン

メダケ
ハチク
ミヤコザサ
ミヤマカンスゲ
シユズスゲ
ミコシガヤ
ガウソ
ピロウドスゲ
ホタルキ
ウラシマサウ
ホシクサ
ホタルキ
ヒロハノカウガヒ
セキシヤウ
ツバメオモト
ヒメアマナ
ギボウシ
クルマユリ
ホソバアマナ

三白草科
金粟蘭科
胡桃科
楊柳科
マルバトナギ
樟木科

□雙子葉類 離瓣區

マイヅルサウ
クルマバツクバネサウ
アマドコロ
サルトリイバラ
タマカハボト、ギス
アヲナギサウ
石蒜科
薯蕷科
鳶尾科
蘭科
クマガイサウ
サ、バギンラン
アケボシユスラン
アリドホシラン
オホトマサギサウ

ネバリノギラン
ツグバネサウ
キチシヤウサウ
シホゲ
シロハナエンレイサウ
シユロサウ
キツネノカミソリ
ナガイモ
ノハナシヤウ
サハラン
アツモリサウ
エゾスハラン
シユスラン
ハクサンチドリ
トンボサウ

ノギラン
ヒメイヅイ
ツルホ
ナマカシウ
エンレイサウ
コバイケイサウ
ナツズキセン
ヤマノイモ
アヤメ
サルメンエビネ
マイチエフラン
スハラン
ミヤマウヅラ
チノヘラン
トキサウ

キンコウクラ
ナルコユリ
ユキザサ
イハシヤウ
アマナ
ヒメドコロ
エビネサイハイラン
ギンラン
ツクアケビ
ミヅトンボ
ナガバノムカゴサウ
オマトキサウ

オニドコロ
シユンラン
キンラン
オニノナガラ
クモキリサウ
ノビネチドリ
ネゲハナ

ジノヒゲ
オホナルコユリ
ヒロハノユキザサ
ホト、ギス
バイケイサウ

ドクダミ
ヒトリシヅカ
オニグルミ
テロ
カハナナギ
ミヤマハンノキ
フタリシヅカ
ヒメグルミ
ハコナナギ
ネコナナギ
ナシヤブシ
サハグルミ
サルヤナギ
オホバナナギ
オホミネバシ

ヤマハンノキ
 ウダイカンバ
 ツノハシバミ
 穀斗科
 コナラ
 榆科
 桑科
 ヤマゲハ
 葎麻科
 ムカゴミヅ
 コバノイラクサ
 解寄生科
 檀香科
 蛇菰科
 馬兜鈴科
 蓼科
 ナカバノウナギツガミ
 ツルドクダミ
 アチノウナギツル
 ギシギシ
 藜科
 苧科
 馬齒莧科

ハンノキ
 サハシバ
 クリ
 ミヅナラ
 エゾエノキ
 カウゾ
 ヤマソ
 ムカゴイラクサ
 イラクサ
 ホザキノヤドリギ
 ツクバネノキ
 ヤマテラバウズ
 ムマノスマグサ
 タニソバ
 ナノネグサ
 ハルタデ
 マ、コノシリメグヒ
 スイバ
 アカザ
 キノコヅチ
 オホスベリヒユ

シラカンバ
 グマシデ
 イヌアナ
 クメギ
 ハルニレ
 カザノキ
 アカソ
 ミヅ
 ヤドリギ
 カナビキサウ
 カンアフヒ
 ニハヤナギ
 ナナギタデ
 ハナタデ
 ミヅソバ

ウラジロカンバ
 アカシデ
 オホナラ
 オヒヨウ
 カナムグラ
 コアカソ
 ミヤマミヅ
 アカミヤドリギ
 フタバアフヒ
 イタドリ
 サクラタデ
 オホイタドリ
 ミヅヒキ

エゾノダケカンバ
 ハシバミ
 コガシハ
 ケヤキ
 カラハナサウ
 トキホコリ
 ホソバイラクサ
 ウスバサイシン
 イヌタデ
 オホイヌタデ
 ウナギヅル
 ネバリタデ

附 録

石竹科
 ナンワチガヒ
 ツメクサ
 ノミノフスマ
 木蘭科
 雲葉科
 毛茛科
 キクザキイチリンサウ
 アヅマイチヂ
 エンコウサウ
 クサボタン
 シラネアフヒ
 アキカラマツ
 木通科
 小蘗科
 イカリサウ
 防已科
 樟科
 罌粟科
 ヤブエンゴサグ
 十字科
 ヤマガラン
 イメナヅナ

附 録

ノミノツヅリ
 フシグロセンノウ
 フシグロ
 シキミ
 カヅラ
 ヤマトリカブト
 オキナグサ
 シウメイギク
 サラシナシヨウマ
 ハンジヤウヅル
 ヤマシヤクヤク
 ミヤマカラマツ
 ミツバアケビ
 ヘビノボラズ
 ツバラフヂ
 アブラチヤン
 クサノロウ
 ムラサキケマン
 イハハタザホ
 ナヅナ
 ミヅタガラシ

ミ、ナグサ
 センジュガンピ
 ウミハコベ
 ホウノキ
 トリカブト
 ヒメイチヂ
 ヤマチヂマキ
 オホバシヨウマ
 センニンサウ
 キンボウケ
 モミヂカラマツ
 アケビ
 メギ
 カウモリカヅラ
 クロモシ
 ヤマエンゴサグ
 キケマン
 エゾハタザホ
 ツルタガラシ
 スカシタゴボウ

ナンバンハコベ
 オホヤマフスマ
 サハハコベ
 コブシ
 ルキエフシヨウマ
 ニリンサウ
 チヂマキ
 ホタンヅル
 カザグルマ
 キツネノホタン
 ルキエフホタン
 サ、バエンゴサグ
 ツルキケマン
 ハタザホ
 タネツケバナ
 ダンバイウチハ

カハラナデシコ
 タチハコベ
 ハコベ
 マツアサ
 フクジュサウ
 イチリンサウ
 リウキンクワ
 テツセン
 リウレン
 カラマツサウ
 サンカエウ
 エンゴサグ
 タケニグサ
 ヤマハタザホ
 コンロンサウ
 リサビ

附 録

エリクサビ
 茅膏菜科
 景天科
 キリンサウ
 虎耳草科
 ネコノメサウ
 コウツギ
 ゴトウヅル
 オホバスター
 エキノシタ
 金樓梅科
 薔薇科
 ズイコンサウ
 イハキンバイ
 ウハミヅザクラ
 キイチゴ
 ナ、カマド
 荳科
 フザカンザウ
 イタチサ、ゲ
 ネコハギ
 クツ
 クサフデ
 マウセンゴケ
 イハレンゲ
 イハベンケイ
 チダケサシ
 トリアシシヤウマ
 ウツギ
 ウメバチサウ
 ナグルマサウ
 イハガラミ
 マンサク
 キンミヅヒキ
 ナマブキ
 カハラサイコ
 ナマザクラ
 モミザイチゴ
 コデマリ
 クサネム
 ヌスピトハギ
 レンリサウ
 ナハズサウ
 グラ、
 オホバクサフデ
 ベンケイサウ
 アハモリシヤウマ
 コバノネコノメサウ
 サハアザサキ
 バイクワウツギ
 ダイモンシサウ
 ヅタヤクシユ
 ナマブキシヨウマ
 アヅキナシ
 ミツモトサウ
 ミヤマザクラ
 エビガライチゴ
 シモツケ
 ホド
 ノサ、ゲ
 ナマハギ
 イメハギ
 アカツメクサ
 カスマグサ
 メノマンネンガサ
 ツルネコノメサウ
 チシマネコノメサウ
 アマチヤノキ
 ナシヤビシヤク
 クロクモサウ
 ヘビイチゴ
 ウラジロノキ
 キジムシロ
 ノイバラ
 ナハシロイチゴ
 エキヤナギ
 モメンヅル
 ナブメ
 キハギ
 ミヤコグサ
 シロツメクサ
 ナンテンハギ
 ミヤママンネンガサ
 ナマネコノメサウ
 マルハネコノメサウ
 ノリノキ
 ナブサンザシ
 フキエキノシタ
 ナツエキサウ
 ウシコロシ
 コキンバイ
 クマイチゴ
 フレモコウ
 コメウツギ
 カハラケツメイ
 ニハフヂ
 メドハギ
 フヂ
 ツルフヂバカマ

驢牛兒科
 酢漿草科
 亞麻科
 芸香科
 サンセウ
 苦木科
 遠志科
 大戟科
 ナツトウダイ
 毒空木科
 漆樹科
 冬青科
 アカツゲ
 佛牙科
 マサキ
 省沽油科
 槭樹科
 コミネカヘデ
 キバナウチハカヘデ
 七葉樹科
 泡吹科
 鳳仙花科
 鼠李科

附

録

ゲノシヨウコ
 ミヤマカタバミ
 マツバニンジン
 イメザンセウ
 ニガキ
 ヒメハギ
 エノキゲサ
 ドクウツギ
 フシノキ
 イメツゲ
 ツルウメモドキ
 ツルマサキ
 ミツハウツギ
 ミヅデカヘデ
 ナマモミヂ
 チガラバナ
 トチノキ
 アハブキ
 キツリフネ
 クマヤナギ
 カタバミサウ
 コクサギ
 ヒナノキンチヤク
 ユヅリハ
 ツタウルシ
 ヒメモチ
 ニシキバ
 ヒロハノツリバナ
 イタプカヘデ
 テツカヘデ
 ミネカヘデ
 ツリフネ
 イソノキ
 オホヤマカタバミ
 キハダ
 トウダイグサ
 ナマウルシ
 ツルツゲ
 コマユミ
 サハダツ
 カラコギカヘデ
 イタヤカヘデ
 タカトウダイ
 ウメモドキ
 マユミ
 ツリバナ
 メイゲツカヘデ
 ウリハダカヘデ
 クロウメモドキ

葡萄科
 エビヅル
 田麻科
 獼猴桃科
 山茶科
 金絲桃科
 ミヤマオトギリ
 堇菜科
 ケマルバスマイレ
 タチツボスマイレ
 ミハイスミレ
 旌節花科
 瑞香科
 胡頹子科
 千屈菜科
 柳葉菜科
 イハアカバナ
 五加科
 ハリブキ
 繖形科
 シヤク
 セントウサウ
 ハナウド

ノアドウ
 ヤマブドウ
 シナノキ
 マタ・ビ
 サカキ
 トモエサウ
 ミヅオトギリ
 イヌスミレ
 ニホヒタチツボスマイレ
 スミレサイシン
 ヒカゲスミレ
 キフサ
 ナニハズ
 ナツゲミ
 ミソハギ
 タニタテ
 アカバナ
 ウコギ
 キヅタ
 エゾバウフウ
 オホバセンキウ
 オホゼリ
 チドメグサ
 ビンバウカツラ
 シラクチヅル
 オトギリサウ
 エゾスミレ
 スミレ
 ツボスマイレ
 オニシバ
 アキゲミ
 キカシゲサ
 ミヅタマサウ
 タゴボウ
 ミヤマウコギ
 オニウコギ
 サワウド
 ホタルサイコ
 シラネニンジン
 ノチドメ
 ナツヅタ
 コオトギリ
 オホバキスミレ
 アカネスミレ
 アギスミレ
 ナナギラン
 マツヨヒグサ
 タラノキ
 コシアブラ
 ヤマゼリ
 イハセントウサウ
 ミヤマセンキウ
 セリ
 ヒメアカバナ
 ウド
 トチバニンジン
 エゾニウ
 オチバシラミ
 ミツバゼリ
 ナガシラミ

附

録

一四

ハクサンボウフウ
 サハセリ
 山茱萸科
 ミヅキ

ノダケ
 ヤブシラミ
 アナキ
 ハナイガダ
 ダケゼリ
 クマノミヅキ
 ウマノミツバ
 ゴセンタチバナ
 ヤマボウシ
 ムカゴニンジン

□雙子葉類 合瓣區

合法科
 鹿蹄草科
 イチヤクサウ
 石南科
 コエフラグツ、ジ
 レンゲツ、ジ
 ナツハセ
 岩梅科
 紫金牛科
 櫻草科
 サクラサウ
 灰木科
 齊墩果科
 木犀科
 馬錢科
 龍膽科
 アケボノサウ

リヤウブ
 ウメガササウ
 イハヒゲ
 アセビ
 シロバナノコメツ、ジ
 アクシバ
 イハウチハ
 ヤブカウシ
 サハトラノチ
 グリンサウ
 サハフタギ
 エゴノキ
 アチダモ
 フサウツギ
 ツルリンダウ
 シヤクシヤウサウ
 ドウダンツ、ジ
 ムラサキヤシホツ、ジ
 ミヤマホツ、ジ
 グロウスゴ
 ギンリヤウサウ
 ハナヒリノキ
 ヤマツ、ジ
 ホツ、ジ
 クロマメノキ
 ヌマトラノチ
 コナスピ
 シンエフイチヤクサウ
 ウラジロヤウラク
 バイクツツ、ジ
 オホバスノキ
 ハシドイ
 センブリ

附

録

一五

附録

蘿摩科	フナバラサウ	イクマ	カモメヅル	カガイモ
スヤサイコ	ネナシカヅラ	ヒルガホ	ムラサキ	ルリサウ
旋花科	オホルリサウ	イヌムラサキ		
紫草科	タビラコ			
ツルカメバサウ	ムラサキシキア			
馬鞭草科	カヒジンダウ			
唇形科	ナマタウバナ			
タウバナ	ホトケノザ			
ガドリコサウ	コシロネ			
シロネ	ヒキオコシ			
イヌカウシユ	ナミキサウ			
ヒメナミキ	イガホ、ツキ			
茄科	イヌホ、ヅキ			
ヒヨドリシヤウゴ	コハメグサ			
支參科	シホがマギク			
ハンクワイシホガマ	クガヒサウ			
ヒヨクサウ	ナンバンギセル			
列當科	ハイドクサウ			
蠅毒草科	オホバコ			
車前科	クルマバサウ			
茜草科	カハラマツバ			
キバナノカハラマツバ	タニウツギ			
忍冬科				

附録

キンギンボク	ニハトコ	ガマヅミ	ムシカリ	カンボク
ヤブデマリ	ミヤマガマヅミ			
敗醬科	マルバキンレイク	チミナヘシ	チトコヘシ	ツルカノコサウ
山蘿蔔科	ナベナ	マツムシサウ		
胡蘆科	アマチヤヅル	スズメウリ	ミヤマニガウリ	カラスウリ
桔梗科	ソバナ	ヤマシヤジン	シラゲシヤジン	ホタルブクロ
ツルニンジン	ミンカクシ	サハキヤウ	タニキヤウ	シデシヤジン
キキヤウ				
薬科				
ナマハ、コ	ノコギリサウ	ノブキ	モミヂハグマ	キツカフハグマ
ヨモギ	カハラハ、コ	クソニンジン	オトコヨモギ	イヌヨモギ
シラヤマギク	ヒトツバヨモギ	ヒメヨモギ	ヒメジオン	ゴマナ
ノシユンギク	コンギク	ヤマシロギク	ヨメナ	ユウガギク
モミヂガサ	チケラ	タウコギ	カニカウモリサウ	タマブキ
カンクビサウ	オホヨブスマサウ	ヨブスマサウ	チアレガサ	ヤブタバコ
ノアザミ	オホガングビサウ	ミヤマヤブタバコ	ミヤマガングビサウ	エゾノキツネアザミ
ゴボウアザミ	オホノアザミ	ミヤマアザミ	ヒメアザミ	ヤマアザミ
アヅマギク	ヒメミヤマアザミ	サハアザミ	オニタビラコ	ヒメムカシヨモギ
チゲルマ	センボンヤリ	チ、コグサ	ハ、コグサ	ヤナギタンボ、
ヤクシユサウ	カセンサウ	タカサゴサウ	チシバリ	ニガナ
ウスユキサウ	アキノゲシ	ヤマニガナ	ヒメヂシバリ	コオニタビラコ
ヒメヒゴタイ	チタカラカウ	メタカラカウ	フキ	カウソリナ
タムラサウ	メナモミ	サヲナゲルマ	ハンゴンサウ	ヤマボクチ
		アキノキリンサウ	ハチジャウナ	オニノゲシ

ケシアザミ

タシボ、

シロバナタシボ、

チナモミ

附 録

二、平野路傍ノ植物

苔 蕨 部

羊 齒 門

□羊 齒 類

クツヤクシダ
ナライシダ
サトメシダ
イヌワラビ
コイヌワラビ
イヌシダ
ヒメシダ
ツヤナシキノテ
クサソテツ

ツルテシダ
シノブカゲマ
メシダ
オホヒメワラビ
シ、カシラ
ワウレンシダ
カウヤワラビ
キノデ
イヌカンソグ

オニソテツ
ヒメワラビ
ミヤマメシダ
タニイヌワラビ
ナツノハナワラビ
シラネワラビ
ハナナスリ
ジノモンシダ
イハテシダ

オニソテツ
トラノチシダ
ヤマイヌワラビ
ミヤマシクシダ
シケシダ
ベニシダ
コハナナスリ
イタチシダ

メキアソテツ
イハトラノチ
コヤマイヌワラビ
ヒロバノイヌワラビ
カラクサシダ
ミヤマワラビ
センマイ
ワラビ

□木 賊 類

トクサ

ミヅドクサ

イヌスギナ

イヌドクサ

□石 松 類

タチグラマゴケ

グラマゴケ

顯 花 部

裸 子 門

□松 柏 類

モミ
シノブヒバ
ハヒネズ
シモフジゴエウ
カウヤマキ
カヤ

イヌガヤ
ヒヨクヒバ
ハヒネズ
アカマツ
イチキ

ヒノキ
スギ
ミヤマネズ
ヒメコマツ
キヤラボク

サハラ
イブキ
ネズ
ゴエフマツ
コノテガシハ

ヒムロ
ハヒビヤクシン
カラマツ
クロマツ
アスナロ

被 子 門

□單 子 葉 類

カモシグサ
ヒメアブラス、キ
カウヤザサ
ヤマアハ
シユズダマ
コカリマダガヤ
ナルコビエ
ヒロハノドヤウツナギ
チゴザ、
ネズミガヤ

コメカサ
チガルカヤ
ヤマカモシグサ
ホソヤマアハ
ギヤウギシバ
テウセンガリヤス
ウシノケグサ
ミヤマイチゴツナギ
サヤカグサ
チハミザサ

メカボ
コブナグサ
サイトウガヤ
△ツノガリヤス
コメス、キ
オヒシロ
トボシカラ
ドヤウツナギ
コメガヤ
ケチハミザサ

スハメノテツボウ
トダシバ
スハメノチヤヒキ
ヒメノガリヤス
タツノヒゲ
カセクサ
オホウシノケグサ
カウボウ
ス、キ
メカキビ

オホスハメノテツボウ
ミノゴメ
キツネガヤ
ヒナザ、
カリマダガヤ
ニハホコリ
△ゾオレグサ
チガヤ
オホネズミガヤ
ミズビエ

附 録

附 録

ノビエ
スゞメノヒエ
ホホアハカヘリ
ザツキイチゴツナギ
エノコログサ
カニツリグサ
ハコホダケ
アヅマザサ
蔓草科
エツレリスゲ
ヒメシラスゲ
ハリスゲ
イハスゲ
ミツハナビ
ノテンツキ
アチガヤツリ
カハラスガナ
シエンシユカヤ
天南星科
ウラシマサウ
穀精草科
鴨跖草科
燈心草科

タビエ
千カラシバ
アシ
ナカハダサ
アブラス、キ
マコモ
チゴザ、
イトテンツキ
カハラスゲ
カンスゲ
ヒカゲスゲ
ピロウドスゲ
コゴメガヤツリ
ヒデリコ
ミツガヤツリ
アブラガヤ
シヤウブ
カラスビシダク
ヒロハノイヌノヒゲ
イボクサ
ハナビセキシヤウ

ホバリガヤ
クサヨシ
ミゾイナゴツナギ
サ、ガヤ
ホホアブラス、キ
シバ
クマザサ
アチスゲ
ジュズスゲ
ミコシガヤ
ガウソ
ヒメスゲ
ウシガヤツリ
アセテンツキ
ヒメグバ
ホタルキ
セキシヤウ
イヌノヒゲ
ツユクサ
ヒラキ

メヒザラ
アハガヘリ
スゞメノカタビラ
ヒエカヘリ
ハネガヤ
スゞダケ
ヒメカンスゲ
コジュズスゲ
ミノホロスゲ
コウバウシバ
タマガヤツリ
コアセテンツキ
ヤマキ
ヒンシガヤツリ
フトキ
マムシゲサ
イトイヌノヒゲ
エソボソキ

ケメヒザラ
コアハガヘリ
ヒメイチゴツナギ
キンエノコロ
カルカヤ
ミヤゴザ、
オニスゲ
クサスゲ
チヤホノミノホロスゲ
カハズスゲ
ヒナガヤツリ
ヒメテンツキ
コアセテンツキ
アセガヤツリ
サンカクキ
テンナンセウ
ホシクサ
ヒロバノカウガヒセキシヤウ

キ

スゞメノヒエ
百合科
キシカクシ
ヒメアマナ
ミヅギボウシ
グルマユリ
ホソバアマナ
シヤノヒゲ
アマドコロ
シホテ
エンレイサウ
コバイケイサウ
石蒜科
薯蕷科
鳶尾科
蘭科
スズラン
トンボサウ

ホソバノカウガヒセキシヤウ
ミヤマスゞメノヒエ
アサヅキ
キミカゲサウ
シヤウシヤウバカマ
タウギボウシ
コオニユリ
マイツルサウ
クルマバツクバネサウ
キツシヤウサウ
ヤマカシウ
アマナ
キツネノカミノリ
ナガイモ
ノハナシヤウブ
サイハイラン
ミヅトンボ
トキサウ

ヒラカウガヒセキシヤウ
メカボシサウ
ノビル
ハウチクサウ
ヤブクランザウ
イハギボウシ
オニユリ
ネバリノキラン
ツクバネサウ
ツルボ
ホト、ギス
バイケイサウ
ナツズイセン
ヤマノイモ
アヤメ
シエンラン
クモキリサウ
ヤマトキサウ

ホソキ
ミヤマメカボシサウ
ニラ
チゴユリ
ノクランザウ
ヤマユリ
チアラン
ノギラン
ヒメイズイ
ユキザ、
タマカハホト、ギス
アチヤギサウ

ホタルキ
クサスギカツラ
カタグリ
ギボウシ
ウバユリ
ヒメチアラン
キンコウクワ
ナルコユリ
サルトリイバラ
シロバナエンレイサウ
シユロサウ

オニドコロ
キンラン
ノビネチドリ
ネザバナ

□雙子葉類 離瓣區
ドクダミ
ヒトリシヅカ
ハンゲシヤウ
フタリシヅカ

附 録

胡桃科
 楊柳科
 ネコヤナギ
 樺木科
 穀斗科
 クマギ
 榲桲科
 桑科
 ナマゲハ
 蕁麻科
 榴寄牛科
 檀香科
 馬兜鈴科
 參科
 イタドリ
 オホイヌタテ
 ウナギツル
 ネバリタテ
 藜科
 蕨科
 商陸科
 蕃杏科
 馬齒莧科

附

録

オニグルミ	ヒメグルミ	サハグルミ	カハナナギ
テロ	ハコヤナギ	サルナギ	
キツネナナギ	ハシバミ	ツノシバミ	ミヅナラ
ハンノキ	オホナラ	コナラ	
クワ	ケナキ	カナムグラ	カラハナサウ
エノキ	カザノキ	アカソ	トキホコリ
カウソ	カマソ	アカミナトリギ	
カラムシ	ナドリギ	フタバアフヒ	ウスバサイシン
ホザキノナドリギ	カナビキサウ	イヌタテ	ヤノ
ツクバネノキ	カンアフヒ	ナナギタテ	サクラタテ
ムミノズブリサ	ニハナナギ	ハルタテ	ハナタテ
タニソバ	ナノネグサ	ミゾソバ	ミヅヒキ
ナカバノウナギツカミ	オホケタテ		
ツルドクダミ	マ、コノシリメグヒ		
アキノウナギツル	スイバ		
ギシギシ	イヌビユ		
アカザ	ツルナ		
キノゴヅチ			
ヤマゴボウ			
ザクロサウ			
オホスベリヒユ			

石竹科
 ナンブツチガヒ
 フシグロ
 木蘭科
 毛茛科
 キクザキイチリンサウ
 アヅマイチゲ
 エンコウサウ
 センニンサウ
 カラマツサウ
 木通科
 小蘗科
 イカリサウ
 防己科
 樟科
 罌粟科
 ナブエンゴサウ
 十字科
 ナマガラシ
 イメナヅナ
 茅膏菜科
 景天科
 虎耳草科

附

録

ノミノツブリ	ミ、ナグサ	ナンバンハコベ	カハラナデシゴ
フシグロセンノウ	オホヤマフスマ	タチハコベ	ツメクサ
ウシハコベ	サハハコベ	ハコベ	ノミノフスマ
シキミ	マツアサ		
ナマトリカアト	トリカアト	ルキエフシヨウマ	フクシユサウ
オキナグサ	ヒメイチゲ	ニリンサウ	イチリンサウ
シウメイギク	ナマチダマキ	チダマキ	リウキンクラ
ホタンヅル	テツセン	クサボタン	ハンシヤウヅル
カザグルマ	キンボウゲ	タガラシ	キツネノボタン
アキカラマツ	アケビ		
ミツバアケビ	メギ	ルキエフボタン	サンカエウ
ヘビノボラズ			
ツバラフヂ	カウモリカヅラ		
アブラチヤン	ナマエンゴサウ	サ、バエンゴサウ	エンゴサウ
クサノロウ	キケマン	ツルキケマン	タケニグサ
△ラサキケマン	エツハタザホ	ハタザホ	ヤマハタザホ
イハハタザホ	ツルタガラシ	タネツクバナ	コンロンサウ
ナヅナ	スカシタゴボウ	ガンバイウチハ	
ミヅタガラシ			
マウセンゴケ	ベンケイサウ	メノマンネグサ	イハベンケイ
キリンサウ	トヨアシシヤウマ	ツルネコノメサウ	ナマネコノメサウ
チダケサシ			

ネコノメサウ	トリアシシヤウマ	コウツギ	ウツギ	ゴトウヅル
ウメバチサウ	バイクワウツギ	ヤブサンザシ	ヤグルマサウ	イハガラミ
薔薇科	キンミヅヒキ	ヘビイチゴ	ダイコンサウ	ヤマブキ
アヅキナシ	ウラシロノキ	ウシコロシ	カハラサイコ	ミツモトサウ
キシムシロ	ノイバラ	クマイチゴ	キイチゴ	モミヂイチゴ
エビガライチゴ	ナハシロイチゴ	ワレモコウ	コデマイ	シモツケ
ユキヤナギ	コシメウツギ			
荳科	クサネム	ホド	モメンヅル	ガンゲ
カハラケツメイ	マスビトハギ	ノサ、ゲ	ヤアマメ	ニハフヂ
イタチサ、ゲ	レンリサウ	ヤマハギ	キハギ	メドハギ
ネコハギ	ヤハズサウ	イヌハギ	ミヤコグサ	フヂ
クツ	クツ、	アカツメクサ	シロツメクサ	ツルフヂバカマ
クサフヂ	オホバクサフヂ	カスマゲサ	ナンテンハギ	
牦牛兒科	ゲンノシヨウコ			
酢漿草科	カタバミサウ			
亞麻科	マツバニンジン			
芸香科	イヌザンセウ	コクサギ	サンセウ	
遠去科	ヒメハギ	ヒナノキンチヤク		
大戟科	エノホグサ	ユヅリハ	トウダイグサ	ニシキサウ
タカトウダイ	ナツトウダイ	コミカンサウ		
水馬齒科	アハゴケ			
海空木科	ドクウツギ			
省沽油科	ミツバウツギ			

鳳仙花科
鼠李科
葡萄科
エビツル
田麻科
錦葵科
金絲桃科
ミツオトギリ
蕹菜科
スミレ
アギスミレ
雄節花科
胡頹子科
千屈菜科
柳葉菜科
タゴホウ
蟻塔科
五加科
ミヤマウコギ
繖形科
オヤブシラミ
チドメグサ
ハナウド

キツリフネ	ツリフネ	イソノキ	グロウメモドキ
クマヤナギ	ケンホナシ	ナツツタ	サンカクヅル
ノブダウ	ビンバウカツラ		
ミナノキ			
ムクゲ			
トモエサウ	オトギリサウ	コオトギリ	ヒメオトギリ
イヌスミレ	アフヒスミレ	ケマルバスミレ	ニホヒタチツボスミレ
アケホノスミレ	アカネスミレ	タチツボスミレ	ツボスミレ
ハイツボスミレ	シハイスミレ	ヒカゲスミレ	
キフヂ	アギグミ		
ナツグミ	キカシグサ	ミヅマツバ	アカバナ
ミノハギ	タニダテ	ナナギラン	
タニダテ	マツヨヒグサ		
マツヨヒグサ	アリノタウグサ		
キヅタ	オニウコギ	コシアブラ	ウコギ
タラノキ			
ヤマセリ	シヤク	オホバセンキウ	ホタルサイコ
セントウサウ	オホセリ	シラネニンジン	ミツバセリ
ノチドメ	セリ	ナガシラミ	ノダク
ウマノミツバ	ムカゴニンジン	オアジラミ	

□雙子葉類 合辦區

令法科	リヤウブ	イチヤクサウ	コエフラクツ、シ	アセビ
鹿蹄草科	シンエウイチヤクサウ	ウラシロヤウラク	ホツ、シ	オホバスノキ
石南科	ハナヒリノキ	ミヤマホツ、シ	メマトラノチ	コナスビ
ナツハセ	アクシバ	オカトラノチ	コケリンダウ	センブリ
櫻草科	サハトラノチ	アイナイ	カモメヅル	カマイモ
サクラサウ	クリンサウ	リンダウ	ムラサキ	ルリサウ
馬錢科	フデウツギ	イケマ	ヒルガホ	ニシキゴロモ
龍膽科	ツルリンダウ	イメムラサキ	イメムラサキ	ムシヤリンダウ
アケホノサウ	フチバチサウ	ネナシカヅラ	ゲコクノカマノフタ	メハシキ
蘿摩科	ズサイコ	オホルリサウ	ケルマバナ	ラシヤウモンカヅラ
旋花科	紫草科	ダビラコ	オドリコサウ	ヤマハクカ
馬鞭草科	唇形科	ナギナタカウツユ	シロネ	イメゴマ
イヌホ、ヅキ	イガホ、ヅキ	カハミドリ	イメカウシユ	
玄參科	サハタウガラシ	ハタカ	ナミキサウ	
コシホガマ	ヒヨクサウ	コトシサウ		
ヒヨクサウ	列當科			
列當科	蠅毒科			
蠅毒科	車前科			
車前科	茜草科			
茜草科	キバナノカハラマツバ			
キバナノカハラマツバ	忍冬科			
忍冬科	十アデマリ			
十アデマリ	敗醬科			
敗醬科	山蘿蔔科			
山蘿蔔科	胡蘆科			
胡蘆科	桔梗科			
桔梗科	ツルニンジン			
ツルニンジン	キキヤウ			
キキヤウ	菊科			
菊科	カハラハ、コ			
カハラハ、コ	ヒメヨモギ			
ヒメヨモギ				

附 録

イガホ、ヅキ	クコ	マルバノホロシ	ヒヨドリシヤウゴ
アブノメ	コドメグサ	スビメノタウガラシ	ウリクサ
サギゴケ	マ、コナ	ミンホ、ヅキ	シホガマギク
ヒナノウスツボ	ゴマノハグサ	ヒキヨモギ	イヌノフグリ
クガヒサウ			
ナンパンギセル			
ハイドクサウ			
ホ、キオホバコ	タウオホバコ	ヘラオホバコ	オホバコ
クルマバサウ	チエムグラ	ヨツバムグラ	オホバヨツバムグラ
カハラマツバ	ハシカグサ	ヘクソカヅラ	アカネ
スヒカヅラ	ニハトコ	ガマヅミ	ミヤマガマヅミ
チミナヘシ	チトコヘシ	ツルカノコサウ	
ナベナ	マツムシサウ		
アマチヤヅル	スビメウリ	ミヤマニガウリ	カラスウリ
ソバナ	ヤマシヤジン	シラゲシヤジン	ホタルブクロ
ミンカクシ	サハキ、ヤウ	タニキキヤウ	シデシヤジン
ノコギリサウ	ノブキ	キツカフハグマ	ヤマハ、コ
クソニンジン	オトコヨモギ	イヌヨモギ	ヨモギ
ヒメシオン	ゴマナ	シラヤマギク	コンギク

附 録

ヤマシロギク
 タウコギ
 トキンサウ
 ヤマアザミ
 アヅマギク
 オグルマ
 ヤクシユサウ
 カウゾリナ
 メナモミ
 タンホ、
 ヨメナ
 ヨブスマサウ
 エゾノキツネアザミ
 サハアザミ
 センボンナリ
 カセンサウ
 アキノゲシ
 キツネアザミ
 アキノキリンサウ
 シロバナタンボ、
 ユウガギク
 ナブレガサ
 ノアザミ
 ヒメミヤマアザミ
 チ、コグサ
 タカサゴサウ
 ヤマニガナ
 ヒメヒゴタイ
 ハチジヤウナ
 ナナモミ
 ノシユンギク
 ヤブタバコ
 オホノアザミ
 オニタビラコ
 ハ、コグサ
 ゴシバリ
 コオニタビラコ
 サハオグルマ
 オニノゲシ
 チケラ
 カンクビサウ
 ヒメアザミ
 ヒメムカシヨモギ
 ナナギタンボ、
 ニガナ
 フキ
 ノボロギク
 ケシアザミ

二八

三、河沼水邊ノ植物

蕨 部

羊 齒 門

□羊 齒 類

サンセウモ

デンジサウ

□木 賊 類

イヌドクサ

イヌスギナ

□水 韭 類

ミヅニラ

顯 花 部

被 子 門

□單 子 葉 類

ガマ

ヒメガマ

ミクリ

コミクリ

エビモ

サ、バモ

ヒルムシロ

イトモ

ホツスモ

トリゲモ

ヘラオモダカ

サシオモダカ

ナナギスアタ

スアタ

イトモ

ムゾアレダサ

コカリマタガナ

クサヨシ

タビエ

タマガナツリ

カサスゲ

マツバキ

ウシガヤツリ

ヒナガヤツリ

テンツキ

シカクキ

アチガヤツリ

アセテンツキ

カハラスガナ

ヒメグバ

サンカリキ

アブラガナ

シヤウブ

ミヅバセテ

ウキクサ

香蒲科
 黒三稜科
 眼子菜科
 ナナギモ
 茨藻科
 澤湯科
 水鼈科
 ミヅオホバコ
 禾本科
 ノビエ
 マコモ
 莎草科
 コシメガヤツリ
 ヒメテンツキ
 コアセテンツキ
 アセガヤツリ
 カンガレイ
 天南星科
 萍萍科

附

録

二九

穀精草科
雨久花科
燈心草科
牛
スビメノヒエ
蘭科

ヒロハノイヌノヒゲ
ミヅアフヒ
ハナビセキシヤウ
ホソバカウガヒセキシヤウ
ミヤマス、メノヒエ
ミヅトンボ
イヌノヒゲ
コナギ
ヒラキ
シラカウガヒセキシヤウ
ヌカホシサウ
トンボサウ
イトイヌノヒゲ
ミヅナギ
エゾホソキ
ホソキ
ミヤマヌカホシサウ
トキサウ

ホシクサ
ヒロハノカウガヒセキシヤウ
ホタルキ
オマトキサウ

□雙子葉類 離瓣區

蕁麻科
蓼科
睡蓮科
金魚藻科
毛茛科
十字科
茅膏菜科
虎耳草科
チシマネコノメサウ
ユキノシタ
水馬齒科
千屈菜科
柳葉菜科
ヒメビシ
蟻塔科

ムカゴミヅ
ヤナギタテ
ジュンサイ
キンギヨモ
ウメバチモ
タネツケバナ
マウセンゴケ
ツルネコノメサウ
マルバネコノメサウ
ツタヤクシユ
ミヅハコベ
ミソハギ
タニタテ
アリノタウグサ
ミヅ
ミゾソバ
カハホネ
ツルタガラシ
ヤマネコノメサウ
ダイモンツサウ
ミヅタガラシ
ネコノメサウ
クロクモサウ
ミヅタガラシ
ヒツツグサ
ミキマミヅ
ヒツツグサ
コバノネコノメサウ
フキユキノシタ
ヒシ

薔形科
シヤク
ノダク

エヅバウフウ
オホバセンキウ
ウマノミヅバ
サワウド
オホセリ
ムカゴニンジン
サマゼリ
ハナウド
サハセリ
エゾニウ
セリ

□雙子葉類 合瓣區

櫻草科
サクラサウ
馬錢科
龍腦科
唇形科
狸藻科
桔梗科
菊科

サハトラノチ
クリンサウ
アイナイ
ミヅカシハ
アブノメ
ムラサキミミカキゲサ
ミヅカクシ
タウコギ
メマトラノチ
イハイテフ
サハタフガラシ
コタヌキモ
サハキキヤウ
チグルマ
オカトラノチ
ウリクサ
タヌキモ
サハチグルマ
コナスビ
ミゾホ、ツキ
ノタヌキモ

江刺郡志補遺

沿革篇

王政維新後に於ける郡の沿革の一斑

明治元年十二月 陸奥國を磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五國に分つ。本郡は陸中國に屬す(七日)
同 年十二月 仙臺藩(十二月廿三日)南部藩の沒收地を直隸となし、松代松本兩藩をして取締らしむ。本郡も其の一にあり、郡村の吏員は舊に依る。

陸前國 氣仙郡

陸中國 江刺郡

右は此の度眞田信濃守、戸田丹波守取締に被仰付候事 (十二月二十七日)

明治二年二月 普く皇化に沾はしめんがために行政官より告諭を發せらる (奥羽人民告諭参照)
同 年三月 花卷縣を置き、治所を稗貫郡花卷村に定む。

本郡の代官、横目、大肝入、東方、西方各村の肝入惣代等花卷に赴き、高、土地反別、物成、人別改帳
其他一切の御用物を縣の長官に引渡したり。郡村の吏員は仍舊に依る。

花卷縣管轄區域

氣仙郡

江刺郡

和賀郡

稗貫郡

紫波郡

江刺郡東方村名

江刺郡誌補遺沿革篇

伊手村 横瀬村 浅井村 人首村 角掛村 次丸村
 野手崎村 栗生澤村 菅生村 輕石村 鴨澤村 歌書村
 一ノ關村 上口内村 下口内村 孤木田村 小池村 水押村

江刺郡西方村名

黒石村 太田代村 小田代村 羽黒堂村 鶯澤村 黒田介村
 田茂山村 原鉢村 石山村 二子町村 土谷村 餅田村
 片岡村 増澤村 田谷村 高寺村 三照村 倉澤村
 上門岡村 下門岡村 石關村 二ノ關村 三ノ關村

同 年八月 盛岡藩を置かるゝと共に花巻縣を廢し、江刺縣を置き、治所を本郡片岡村に定む。

(十八日)

江刺縣管轄區域

氣仙郡 江刺郡 閉伊郡 和賀郡(河東) 二戸郡 鹿角郡

同 年十二月 舊仙臺藩直參の者を新藩地に移住せしめ士族に編入し、家中陪臣の者は本縣に貫屬歸農せしむ。直參の者にして新藩地に移住することを欲せざる者は請願によりて本縣に貫屬歸農することを許す。同月歸農者の佩刀を收む。

同月坊長を置き、歸農者を管理せしむ。(十八日)

明治三年二月 江刺縣の治所を閉伊郡横田村(遠野)に移し出張所を本郡片岡村に置く。

岩谷堂出張所管轄區域

江刺郡 和賀郡

同 年十月大組頭を置く。

明治四年二月 三陸一同御規則を布達し、郷村役人の職掌規則等を定め、五月大庄屋を郡長、庄屋を村長、大組頭を副村長と改稱し、百姓代を公選すべきことを布達せらる。(郷村役人職掌規則參照)

同 年八月 穢多、非人等の稱を廢し、都て民籍に編す。

同 年九月 坊長を廢し、其の事務を村長に移す。

同 年十一月 廢藩置縣の結果、江刺縣を廢し、一ノ關縣を置き、磐井郡一ノ關村に治所を置く。(二日)

一ノ關縣管轄區域

本吉郡 氣仙郡 登米郡 栗原郡
 玉造郡 磐井郡 膽澤郡 江刺郡

同 年十二月 一ノ關縣を改めて水澤縣と稱し、治所を登米郡寺地村(登)に移す。(十三日)

明治五年正月 水澤縣出張所を膽澤郡鹽釜村(水)に置く。

水澤出張所管轄區域

上膽澤郡 江刺郡 氣仙郡

同 年五月 戶籍區別を確定し、從來の東方、西方の稱呼を廢し、第十四、第十五の兩大區となし、戶長(官選)各一人を置く。各大區を各三小區分し副戶長(官選)各一人を置く。(二日)

第十四大區

第三拾四區

黒石村 太田代村 小田代村 原鉢村 黒田介村 鶯澤村

田茂山村 羽黒堂村 石山村 二子町村
合 十ヶ村

第三十五區

田谷村 上谷村 餅田村 片岡村
合 四ヶ村

第三十六區

高寺村 倉澤村 三照村 下門岡村 上門岡村 石關村
二ノ關村 三ノ關村 増澤村
合 九ヶ村

第十五大區

第三十七區

次丸村 横瀬村 淺井村 角掛村 鴨澤村 輕石村
一ノ關村
合 七ヶ村

第三十八區

歌書村 孤木田村 小池村 水押村 上口内村 下口内村
野手崎村 栗生澤村 菅生村
合 九ヶ村

第三拾九區

人首村北方 人首村南方 伊手村北方 伊手村南方

合 二ヶ村

同 年五月 緋り役を廢す、是に於て郡内警察の機關全く缺く。(十七日)

同 年七月 岩谷堂取次所を本郡片岡村に置く。

同 年八月 學制頒布せられ、本郡は第七大學區第二十一中學區に屬す。(三日)

同 年十月 各村に番人を置く。(廿七日)

明治六年三月 郡の區劃を改めて第十五、第十六ノ二大區となし、各大區各を三小區に區分す。吏員は仍ほ舊に依る。

第十五大區

一 小區

黒石村 太田代村 小田代村 羽黒堂村 鷺澤村
黒田介村 田茂山村 原鉢村 石山村 二子町村

二 小區

土谷村 餅田村 片岡村 増澤村 田谷村 高寺村

三 小區

三照村 倉澤村 上門岡村 下門岡村 石關村 二ノ關村 三ノ關村

第十六大區

一 小區

横瀬村 淺井村 角掛村 次丸村 輕石村 鴨澤村 一ノ關村

二 小 區

歌書村 榎木田村 小池村 水押村 上口内村
下口内村 菅生村 栗生澤村 野手崎村

三 小 區

人首村 伊手村

同 年九月 各小區に副戸長を置く。

同 年十月 百姓代を廢して百姓惣代を置く。

明治七年一月 郡村の出納規則、職制並に事務條例を更定せらる。

同 年三月 郡内各村に地券調役を置く、又各小區に番人を配置す。

同 年四月 第十五大區、第十六大區の區長を解職す。同時に岩谷堂取次所を廢し、第十五大區、第

十六大區扱所と稱し區長(官選)副區長(官選)各一人を置く。(二日)

同 年七月 各小區の戸長及び副戸長を廢し百姓證人及び應用係を置く。(九日)

同月中學區取締を置く。

同月第十五、第十六の二大區を廢し、第十一大區を置き、區長(官選)副區長(官選)各一人を置き郡内を六小區に分割し、戸長(官選)一人、書役數人を置き、村役場を設置す。(十五日) 同月戸長をして徴兵議員を兼ねしむ。(廿八日)

第十一大區

一 小 區

黒石村 太田代村 小田代村 羽黒堂村 鶯澤村

黒田介村 田茂山村 石山村

二 小 區

伊手村 淺井村 横瀬村 原鉢村

三 小 區

片岡村 餅田村 増澤村 田谷村 二子町村 高寺村

四 小 區

人首村 角掛村 次丸村

五 小 區

三照村 倉澤村 上門岡村 下門岡村 石關村

二ノ關村 三ノ關村

六 小 區

野手崎村 栗生澤村 菅生村 輕石村 鴨澤村 一ノ關村

歌書村 上口内村 下口内村 榎木田村 小池村 水押村

同 年九月 番人を廢して邏卒を置く。(十一日)

同 年十一月 地租改正係惣代(大區に一人)を置く。(二日)

同月郡内各小區の戸長を第十一大區扱所に集合せしめて執務せしめ、各村役場を廢止す。

此の年病院を片岡村に開設し、醫寮及び醫師の養成を行ふ

明治八年 月 地租條例を實施す。舊來の米納を廢して金納となす。

同 年四月 郡内各小學區に學校係一等(官選)一人二等(官選)數人三等(官選)數人を置く。(四日)

同 年十月 郡内各村を併合して十五ヶ村となす。戸長の管理區域は仍ほ舊に依る。

- 藤里村 横瀬村 淺井村
- 玉浦村 角掛村 次丸村
- 梁川村 野手崎村 栗生澤村 菅生村
- 廣瀬村 輕石村 鴨澤村 歌書村 一ノ關村
- 福岡村 上口内村 下口内村 小池村 水押村 泷木田村
- 田代村 太田代村 小田代村
- 羽田村 羽黒堂村 鶯澤村 黒田介村 田茂山村
- 石原村 石山村 土谷村 原鉢村
- 片岡村 片岡村 餅田村 増澤村
- 愛宕村 田谷村 二子町村 高寺村
- 照澤村 上門岡村 下門岡村 石關村 二ノ關村 三ノ關村
- 伊手村 伊手村
- 人首村 人首村
- 黒石村 黒石村

同 年十一月 水澤縣を改めて磐井縣と稱し、治所を磐井郡一ノ關村に移す。(廿二日)

同 年 種痘世話係を各村に置きて種痘を勵行し、又機業場を片岡村に設置して紡織を教授す。

明治九年一月 郡内各小區に村役所を設置し、戸長(官選)一人書役數人を置く。

同 年四月 磐井縣廢せられ本郡は巖手縣に屬し、乙第十一大區と稱す。(十八日)

同 年八月 乙の稱謂を去り、更に第十二大區と改め、區長を置かず、郡を六小區に區劃して戸長

(官選)一人、副戸長(官選)一人、書役數人を置き、事務所を扱所と稱す。

- 一番 羽田扱所 黒石村 羽田村 田代村
- 二番 伊手扱所 伊手村 藤里村
- 三番 人首扱所 人首村 玉里村
- 四番 福岡扱所 梁川村 福岡村 廣瀬村
- 五番 照澤扱所 照澤村 稻瀬村
- 六番 片岡扱所 片岡村 石原村 愛宕村

同 年十月 郡内各小區の百姓證人を廢し、惣代を置く。(十九日)

同 月各區町村金穀公借共有物取扱、土木起工規則を定められ、區町村が人格を有する事を認められたり。

明治十年一月 惣代を廢し、區長を置く。

明治十一年 區會及び各小區會を開く。

明治十二年一月 大小區を廢し、膽澤江刺郡役所を膽澤郡鹽釜村に設置し、郡長^{判任官第一等屬の}郡書記

^{判任相當官}數人及び筆生雇員等數人を置く。又扱所を廢し、十五の村役所を設置し、戸長(民選)一人書役數人を置く。(四日)(^{戸長職務}概目参照)

- 片岡村役所 照澤村役所 稻瀬村役所 廣瀬村役所
- 福岡村役所 伊手村役所 藤里村役所 梁川村役所
- 人首村役所 玉里村役所 石原村役所 田代村役所

羽田村役所 黒石村役所 愛宕村役所

同年十二月 郡内各村に學校委員を置く。

同年 郡内各村に村會を開く。

明治十七年八月 從來の村役所を廢し、更に戸長役場所轄區域及び位置を定めて、六戸長役場を置く。

戸長^{官選}准列任 一人、書役數人を置く。戸長をして學務委員を兼ねしむ。(二十三日)

戸長役場所轄位置

所轄區域

位置

片岡村 愛宕村 石原村

片岡村

羽田村 黒石村 田代村

羽田村

藤里村 伊手村

伊手村

人首村 玉里村

人首村

梁川村 福岡村 廣瀬村

福岡村

稻瀬村 照澤村

照澤村

明治二十年六月 江刺高等小學校を片岡村に創立す。(一日)

明治二十二年四月 町村制を實施す。從來の戸長役場を廢し、所轄區域を分合して、一町十二ヶ村となす。

町村役場を設置し、町村長、助役、收入役、書記を置く。

新町村名

舊町村名

新町村名

舊町村名

岩谷堂町

片岡村

愛宕村

愛宕村

羽田村

羽田村

黒石村

黒石村

田原村

石原村、田代村

藤里村

藤里村

伊手村

伊手村

米里村

人首村

玉里村

玉里村

梁川村

梁川村

福岡村

福岡村

廣瀬村

廣瀬村

稻瀬村

照澤村

稻瀬村ノ内(舊上門岡村下門岡村石關村)

稻瀬村ノ内(舊二ノ關村)

明治二十五年十月 江刺高等小學校を廢止し、一町九ヶ村聯合組合小學校となる。爾後聯合組合に變遷

あるも、岩谷堂尋常小學校に高等科を併置する迄、命脈を保てり。

明治三十年四月 郡制を實施し、江刺郡役所を岩谷堂町に設置す。郡長、郡書記、郡視學、技手、雇等

を置く。(一日)

明治四十二年四月 郡立蠶業學校を岩谷堂町に創立す。

大正七年四月 岩手縣農事試驗場膽江分場を愛宕村に設置す。

大正十一年三月 郡立蠶業學校を廢止す。(三十一日)

大正十二年三月 郡制を廢止す。(三十一日)

奥羽人民告諭

天子様は

天照皇太神宮様の

御子孫にて此世の始より日本の主にましまし神様の御位正一位など國々にあるもみな

天子様より御ゆるし被遊候わけにて誠に神様よりも尊く一尺の地も一人の民も皆

天子様のものにて日本國の

父母にましますば御敵對致す者は大名といへども一命を御とり遊され候てもいさゝか申分なきはづに候へども誠に

御慮寛大にして右様不心得のものあるは全教化の不行届故と勿體なくも

御反省遊され會津の如き賊魁すら命を助たまひ其外加擔の大名はわづかに滅知所替など被仰付家も知行も結構に立下され候は此上なき

御慈悲ならずや。しかるに百姓ども何の辨別もなく彼れ是れ騒動いたし候ては誠に相濟がたきのみならずいよいよ領主の罪をまし此上

御沙汰に及ばれ候ようなり行ては却て領主の迷惑となる事なれば其方ども能く此道理を辨まへ必らず騒立申まじく候。日本の地に生れし人々はひとしく赤子と思召され一人として安堵せぬ者もなく蝦夷松前のはてまでも御撫恤の行届き候様にとは夜

御慮を勞せられ追々有がたき御措置もあらせられ候事なれば諸事

仰出されに背かす安穩に家業を出精いたし可申かへすがへすもさわざ立申まじく事。

明治二年己二月行政官告諭

郡長

郷村役人職掌規則

- 一 郡長は郡中三民長にて其安寧なるも否ざるも富も富ざるも皆差配の良作に所するところなれば常に郡中を取締り一切の事に心を盡し小前を引立べし右引立方は無田成者には地所を見立披かするか又は其の土地に應じ一種の物産を起等平常厚く心懸べし
- 一 租税取立の節は村長指揮期限通り上納相成様精誠取計べし
- 一 村々市々より諸夫錢其村割賦り其村長市長等出し付る者能々遂吟味難心得廉は幾重にも取計ひ不正の廉は相改させ而してこれを支配の縣廳へ出し其檢印を請て後村々へ戻べし
- 一 官より布令する所の規則を遵奉し小前ならば社寺等へ施行總てその事理の末に貫徹するを要す
- 一 其關る所の地界正して地圖を造山林川澤の形勢道路の遠近等を詳細にすべし
- 一 新田を開古出の荒蕪を廢し其地に應て私品を培植して大小生産を興し以て民の利益を謀り堤防橋梁堰等の修繕怠るべからず
- 一 村長以下百姓代等をして精勤をせしむべし猶正邪曲直を監視して常に一區正し若背者あらば官に申立差事請べし私に黜陟褒貶等の事爲をゆるさじ
- 一 民の風俗を正し人倫の道を明にし郷中素踊手習師匠或物醫者社寺等總て教を諭す者として深く丁寧教導せしむる様世話いたし博奕等の惡弊なからしむべし
- 一 墮胎の事に至らば夫々世話もあるべきなれば殊更心を用ふべし
- 一 郡中孝子義徳行等の者有ば其情狀記して是を上表すべし
- 一 小前並社寺等より諸願伺筋等村長より差出さば修理審察與印いたし以て下情貫徹するを要とす
- 一 小前の生者死する者共洩事無二三ヶ月取纏め村長より差出さば一ヶ年限詳細調査べし

一 備荒倉の儀は夫々御規則も相立追々被仰出候品も可有間宜く奉守すべし但人民互に相救濟するが人たる者の大儀なれば平常能心を用ひ別に義社を結び凶荒に備へ或は土地開墾を専務となすべし

右郡長の職務たり苟公正誠悃に作されば事を盡し能はず小心細志以て其職を奉ずべし

村 長

- 一 村長は一村の長にして小前の貧富は勿論靜謐なるも否ざるも皆その所分による所なれば幾重にも心を用ひ小前行立様の工夫肝要なり
- 一 小前の内田畑もなく又はといふ産業なくして其日送り兼る者には最寄の閑地を見立開墾し世話いたすか或は所持地多き者の小作いたさするか又は土地に應じ他の産業を授け總て何事によらず恒産有付様常に郡長談合精々世話いたすべし
- 但開墾 他授産の見込有て一村の力に不及時其他善惡植付くべきものに其品の製法等大略取調郡長に議し御役所に申立べし吟味の上其事柄に寄拜借をも可被仰付條精々地力を盡し貧民授産を専務とすべし
- 一 租税米金等割合の時は必副村長共に百姓代を立合て分明潔白に勘定すべし
- 一 諸税並諸夫錢等村中割合可相成品は元帳に記し其都度々々百姓代の檢印を取置べし
- 一 右諸税諸夫錢等年々十二月三十日迄の分を調若手廻兼る時は伍長の内より書算の能者揚て手傳せ副村長と共に百姓代立會違謬なき様勘定すべし
- 一 諸夫錢村入用に割賦記帳方には何月何日何の事にて何品何程買入或は何の事に付何入用と其譯柄を以て詳細に書置郡長上下の給米をも加へ總計を記し小前持高の分課高は一石に付何程軒別の品は一戸何程宛と算考し是を割賦元帳と名付け村長副村長（以下略）百姓代を呼伍長の名を連書し先村長副村長押印して一旦是を衆長に渡總て百姓にしめし異論無を證し

- て百姓代伍長調印着たるを郡長に出し官轄縣廳の檢を請て後小前え割賦り取立べし右取立は別帳面を仕立て小前一人別々の納高記し置納の時に當て請取帳員數は押切印形して其本人に渡べし
- 但伍長取集め納る共請取無必一人別に分て附與べし只割賦本帳取立帳共小前一見を請ふ者有ば速に是を見べし暨他村の者たり共是見せに妨あるべからず順廻官員時として是を檢査事あるべし
- 一村内に御林有之御預りに成節は御林守指揮して時々爲見廻根に伐木致者あらば取押申立べし若野火あらば速に手配消防すべし總て右御林木風折根かへり枯木等に有とも私に取片付或は其儘差置等の儀無之様速に御役所に届出べし
- 但御用に付伐木の節は必其旨相達し可申間達無之内は伐木等爲致間敷事
- 一 若盜賊又は無法亂暴の者有時は可成速に搦捕訴出候様兼て村内へ申談其手配致置べし
- 一 盜難に逢者あらば其始末並紛出の品々をも明細に認め必御役所へ届出べし
- 一 行倒人或は捨子變死等有之は早速に御役所へ届出べし二三ヶ月取纏めて郡長に達べし
- 一 村中伍々の組合の戸籍を明にし人員の増減牛馬の數及各戸分限等仔細に辨知るを要す
- 一 若し郡長副村長並其以下共不正の事あらば宜敷之を匡正すべし不用に及ては御役所へ申立べく若供に不正の事有におゐては嚴科に所すべし
- 一 村内男女の風俗を正し人の人たる孝悌廉耻の道を衆にしめし墮胎博奕等の惡習なからしめ老幼を救撫すべし
- 一 總て上の御達向郡長より觸あらば副村長と談合て小前社寺等へ深切に告諭し了承せしむる様致べし
- 一 小前並社寺等より諸願伺筋等申出に付は其儘修理取調の上調印いたし郡長の奥印を得て御役所え可差出無謂差拒むべからず
- 一 村中爭論の事發らば双方の伍長及百姓代を立會せ其原因を尋て事の曲直しし道理を推て是を勸解すべし若不得止に至

は郡長局議して御役所へ出訴し其裁斷を願べし
一村内孝子義僕篤行の者あらば能々穿鑿を遂偏頗なく郡長に申立べし
右村長の職掌たり一村の利害得失其所分に係る所なれば公正廉耻を旨とし盡く私心を去り職を奉べし

副村長

副村長は村長に代る者にして總て村長の事務を助て一村の内を取扱年貢諸勘定とも村長共に百姓代の立會を得て取調
其他の行立候様心懸若郡長村長等に心得違の事あらば能々申談匡正すべし取用ひざる節は直に御役所へ申出べし共に
不正の取計致におるては嚴科に可所其他部掌所村長に替事なし只指揮を得て行の別有るのみ

百姓代

百姓代は其村百姓の惣名代と成り村長副村長の正不正を監察するなれば租税米金其他入用夫錢の高割並取立等の節も
必立會もし疑敷廉あらば一々其元帳に付て割合方正無之様篤と取調村長の控帳え調印し聊相違無之證とすべし若し
兩長におるて餘分不筋の入用を小前へ割付私欲横領の件あらば篤と穿鑿の談議致べし若其上にも不取用節は御役所へ
申出てまた申出がたき仔細あらば封書にて訴狀箱入にも妨なし
一總て小前諸願伺等の事は村長又は副村長へ談不都合の仔細あらば直に御役所へ申出も妨なし
一村内男女の風俗正し墮胎博奕等の惡習なからしむる様深く心を用べし
一何事に不限小前一同へ慶事は伍長へ申談異存無之上にて取計べし
右百姓代の職掌たり誠悃實直を以て宜く其職を奉べし

伍長

伍長は則五人組の長にして五中の睦しきと否ざる筋皆其取扱に係る事なれば常に五中を一家としておのおの伍中を親

族の如く以吉凶相助患難相救種蒔の始より收納の終迄時節不失様厚く世話いたすべし

一組長の身持よろしからず博奕好み或は遊惰ふけり農業に怠る等の者あらば能々異見を加へ御法例を守り村長の指揮に
隨ひ農業可勵し

一總て上より御達向村長等より觸あらば其伍中老幼男女に至迄是を深切に告きかしむべし

一伍中にて困窮の者は能々其仔細を察し田地無之者は他の多分所持する者に請て小作致さるか又は其最寄に開墾いた
すべき場所を申立相授け或は他の産業無告穿鑿いたし恒産取附様急度世話いたすべく若伍中に及兼る節は其實事を取
調百姓代を以村長へ申立俱に救助の方便請べし

一親類たり其他村の者止宿する時は一夜にてもかならず伍長に斷べし又常々伍中の様子を見届難捨置事あらば速に村長
に申出若伍中にて胡亂の者隠置事あらば當人は勿論伍中も供々越度可爲

但十日以上滞留の者あらば其仔細を糺し村長に届出べし

一伍中の者他行の節は出入必伍長え告三日已上他行は村長え届べし

一願事或は訴書の事あらば百姓代を以て村長え可申若村長にては不都合事か又は請次ざるか或は請次て押置の時は直に
御役所え申出も妨なし

一租税米金及村入用夫錢村長よりの割付有ば伍長を指揮して是を村役元に納べし若難心得廉あらば速に村長副村長等に
該り是を明にすべし

但諸納物は小前銘々通帳を仕立置納の都度村長の請取印を取置べし

一夫役人足等觸當る事あらば伍中に談合老若並廢疾を除願番を立て其賦役を果さしむべし

一伍中の生死とも一々村長に届出べし

一 墮胎博奕等總て伍中の總てを吟味し其弊なからしむべし
右伍長の職分たり常々伍中は勿論各伍長の親睦をいたし銘々伍中に過失の者有れば伍長不念と心得精々盡力伍中保護すべし

三陸一同御規則 明治辛未抄
年三月抄

戸長職務概目

- 第一 布告布達ヲ町村内ニ示セル事
 - 第二 地租及諸稅ヲ取廻メ上納スル事
 - 第三 戸籍ノ事
 - 第四 徴兵下調ノ事
 - 第五 地所建物船舶買入書入並ニ賣買ニ與書典印ノ事
 - 第六 地券臺帳ノ事
 - 第七 迷子拾兒及ヒ行旅病人變死人其他事變アル時ハ警察署ニ報知ノ事
 - 第八 天災又ハ非常ノ難ニ遇ヒ目下窮迫ノ者ヲ具狀スル事
 - 第九 孝子節婦其他篤行ノ者ヲ具申スル事
 - 第十 町村ノ幼童就學勸誘ノ事
 - 第十一 町村内ノ人民ノ印影簿ヲ整置スル事
 - 第十二 諸帳簿保管守ノ事
 - 第十三 官費府縣費ニ係ル河港道路堤防橋梁其他保存スヘキ物品ニ就キ利害ヲ具狀スル事
- 右ノ外府縣知事縣令又ハ郡區長ヨリ命令スル所ノ事務ハ規則又ハ命令ニ依テ從事スヘキ事

其他町村限リ道路橋梁用惡水ノ修繕掃除等凡ソ協議費ヲ以テ支辨スル事件ヲ幹理スルハ此ニ掲クル所ノ限ニ在ラス

明治十一年七月太政官第三抄
十二號府縣達府縣官職制

本郡治に關係ある職員氏名 其一

本郡は平安朝の初期に王化に浴したれども王綱弛廢してより倂因長安倍氏の管理する所となり。後清原藤原兩氏の治下に入りしも此等各時代に如何なる職員を置きしかは文献の徵すべきものなく鎌倉幕府時代に葛西氏及び其の諸氏に分屬せし後も亦た然り。唯だ當時の武士は村邑に雜處して農民を支配せしこと江戸幕府時代に於ける岩城家其の他の采地に於けるが如き有様なりしことを臆げに知ることを得るのみ。

室町幕府時代の末に大肝入小松原源九郎(正親町天皇の永祿九年)とあるを以て本郡に於ける職員氏名の初見とす。伊達氏の領有に歸してより或る局部を除くの外士農は分裂して村里は農家のみとなる故に藩廳より代官を片岡村に派遣し郡内の家柄正しく田園等を多く所持する百姓を採用して大肝入及び肝入となし郡村を支配せしむ。

本郡に於ける歴代の代官大肝入等の氏名を纏めて記載せる文書は未だ發見せず。故に文書涉獵の際見出したるものを左に掲記せしが素より蒐集せし文書の數多からざるにより脱漏せしもの尠からざるべく又其の文書も書寫の際誤記せしものなしと保證すること能はざれば不完全なるを免れず。今後資料發見次第記入する便を考へ空欄を附せるが故に之を利用して漸次補填を加へ完全の域に到達せられんことを希望して已まざる所なり。

時	年號	紀元	將軍	藩主	代	職	官	氏	名
天皇	天正	二二二	秀吉	政宗	代			東方大肝入	西方大肝入
後陽成	文祿	二二五	家康	忠宗					
慶長	二二五	家康	忠宗						
後水尾	元和	二二七	家光						
同正	寬永	二二八							
後光明	正保	二三〇							河東田長之進(二十年)
慶安	二二〇	家綱							
承應	二二二								
後西院	明曆	二三一							
萬治	二三一								
寬文	二三二								
靈元	延寶	二三三	綱吉						小松原三郎兵衛(三年就職)
天和	二三四								
貞享	二三四								

東山	元祿	二三三	家宣	吉村	牧野權六(十六年)	菊池又右衛門(八年)	小松原三郎左衛門(元年就職)
中御門	正德	二三七	家繼				
享保	二二七	吉宗					小松原三右衛門
元文	二三九			石川傳八郎(二年)			
寬保	二四〇				菊池權右衛門(二年)		遠藤六五郎(二年)
延享	二四〇	家重					
寬延	二四〇						小松原右内(三年就職)
寶曆	二四一	家治					
後櫻町	明和	二四二					
後桃岡	安永	二四三					
光格	天明	二四四	家齊				
寬政	二四四						
享和	二四六						
文化	二四六						
文政	二四七						
仁孝	二四八						

明	天保	二四九〇	家慶	齊藤三郎(八年)	菊池利左衛門	九年	菊池久太夫(五年)
孝	弘化	二五〇四		大内實左衛門(十一年)	菊池雄三郎	就職四年	菊池悦藏(六年)
明	嘉永	二五〇八	家定	萱場東左衛門(十年)	及川隆藏	△	小松原林作
	安政	二五一四	家茂	市之丞(三年)	佐川五郎七		松川松兵衛
	萬延	二五二〇		富松惣左衛門(元年)	昆野昌右衛門	就職元年	
	文久	二五二一		東右衛門(五年)			松川宗兵衛
	元治	二五二四		鈴木新右衛門(二年)			
	慶應	二五二五	慶喜	岩淵伊右衛門(二年)			
明	明治	二五二八		草刈鐵之助(二年)	佐川五郎七	就職元年	菊池友治
							就職二年

備考 表中(二十年)の如く括弧中に記載せるは就職の年號不明のものにして文書に初出の年を記せるなり。大肝入の氏名の下に△を符せるは假役なり。

本郡治に關係ある職員氏名 其二

任命年月日	轉免年月日	官名	氏名	官記	事
明治二年八月七日		江刺縣權知事	西郷庄右衛門		松本藩代表者
明治三年		江刺縣權知事	小笠原彌右衛門		
		同 權參事	國分五郎		

明治三年六月四日		江刺縣權知事	山田信造		
明治四年十一月二日		同 大參事	村上光雄		
明治四年十二月十三日		一ノ關縣參事	増田繁幸		明治四年十二月水澤縣之改稱
明治八年十一月廿二日	明治九年四月十八日廢官	水澤縣參事	増田繁幸		明治八年十一月磐井縣之改稱
明治六年十月十五日	明治十七年二月廿六日	磐井縣令	増田繁幸		明治九年四月廢縣
明治十七年二月廿六日		岩手縣令	島 惟精		明治九年四月岩手縣に編入
明治十九年七月十九日	明治廿四年四月廿四日轉任	岩手縣令	石井省一郎		明治十九年七月官名改稱
明治廿四年四月廿四日	明治卅一年七月廿七日休職	同	服部一三		
明治三十一年七月廿八日	明治卅三年七月廿七日休職	同	末弘直方		
明治三十三年七月廿七日	明治卅七年十一月七日休職	同	北條元利		
明治三十七年十一月十七日	明治四十年一月十一日轉任	同	押川則吉		
明治四十年一月十一日	大正二年三月三日轉任	同	笠井信一		
大正二年三月三日	大正三年六月九日休職	同	堤 定次郎		
大正三年六月九日	大正八年四月十八日轉任	同	大津麟平		
大正八年四月十八日	大正十一年十月十六日休職	同	柿沼竹雄		
大正十一年十月十六日	大正十三年七月廿三日轉任	同	牛塚虎太郎		
大正十三年七月廿三日		同	後藤祐明		

江刺縣岩谷堂出張所長

水澤縣岩谷堂取次所長

水澤縣第十五大區第十六大區扱所長

水澤縣第十一大區長

任命年月日	轉免年月日	官	氏名	職名
明治三年二月	明治四年十一月	江刺縣權大屬	隨長喜一郎	岩谷堂出張所長
明治五年十月		水澤縣少屬	齋藤 匪石	岩谷堂取次所長
		同	男 澤 千里	同
		水澤縣中屬	柏 竹 齋	第十五區第十六區區長
		同	草 津 作	第十一大區區長
			松野 正心	同

膽澤江刺郡長

任命年月日	轉免年月日	氏名	記	事
明治十二年一月		出納 貞武		
明治十三年十月三十日		直江 兼重		
		板垣 四郎		
		下田 榮光		
		鈴木 恩治		

江刺郡長

任命年月日	轉免年月日	氏名	記	事
明治三十年四月一日	明治三十三年四月廿一日	板垣 政德		
明治三十三年四月廿一日	明治三十四年八月廿一日	石塚 茂昇		
明治三十四年八月三十日	明治三十五年四月廿二日	小野 茂理		
明治三十五年四月廿二日	明治三十七年二月十五日	加賀美 安之助		

明治三十七年二月十五日	明治三十九年九月廿五日	澤田 專吉		
明治三十九年九月廿九日	明治四十一年一月廿四日	關 定孝		
明治四十一年一月廿四日	明治四十三年十月二十日	岩崎 龜太郎		
明治四十三年十月二十日	大正元年十月十日	齋藤 行三		
大正元年十月十日	大正三年二月十二日	大塚 順吉		
大正三年二月十二日	大正六年十一月	石川 登盛		
大正六年十一月	大正八年十二月	平野 喜平		
大正八年十二月	大正九年十二月四日	宮川 恭一		
大正九年十二月四日	大正十二年二月廿三日	笹井 初之進		
大正十二年二月廿三日	大正十三年十二月十六日	坪松 唯三郎		
大正十三年十二月十六日		黑澤 喜一郎		

東方西方大肝入 東方西方大庄屋

東方西方郡長 第十四區第十五區區長

第十五區第十六區區長

任命年月日	轉免年月日	職	氏名	記	事
慶應四年正月		東方大肝入	佐川 五郎七		明治四年五月職名改稱
明治二年正月		西方大肝入	菊池 友治		同
明治四年五月	明治五年六月	東方郡長	佐川 五郎七		
同		西方郡長	菊池 友治		
明治五年六月		第十四區區長	小澤 孫左衛門		同明治六年三月區名改稱
同		第十五區區長	佐川 五郎七		
明治六年三月	明治七年四月	第十五區區長	小澤 孫左衛門		

同	同	第十六大區戶長	佐川五郎七
明治七年四月	明治七年七月解職	第十五大區扱所副區長	小澤孫左衛門
同	同	第十六大區扱所副區長	佐川五郎七
明治七年七月	明治九年四月廢職	第十一大區副區長	小澤孫左衛門

一、傳記篇

及川藤左衛門

寛保二年に書き上げたる原林村古人書に

拙者先祖七代の前及川長門と申すもの御座候處大阪御陣の砌上下六七人にて御供仕りその後元和五年從貞山様江刺郡二子町の内荒谷四牛島野谷地其身入料を以て田畑五十貫文の處起候は、右の内拾貫文の處御知行可被下置御黒印御判御書附右長門事藤左衛門奉頂戴右五十貫文の處起方仕佐々若狹守様御披露被遊候處拾貫文御知行可被下置由仰付候處除冥加至極成儀奉存御知行被下置儀は御免被成下度品々願申上候處御最被思召置願の通御知行被下置儀は御免被成下候由承傳罷在候云々とあり。此の如き廣大なる荒地を獨力にて開墾し、成切後恩賞を受くることを辭したる藤左衛門は何人ぞ。

及川藤左衛門は原林村倉内に住居を構へたる豪族なり、其の祖先は審かならず。農兵として六七人の部下を引率して從軍せしことに依て考ふるに、餘程の資産を有し、尠からず家謀を有したるものなるべし。

大阪役の凱旋後、幾何ならずして、二子町村の地を相し、人首川より上水して水田を開きしなり。この上水したる溝渠は藤左衛門堰と稱し、今日猶ほ存せり。其の子藤左衛門信敏は正保中大肝入に上げられ、又所持の馬を藩主忠宗に献上せしに、藩主よりは父馬として三國と稱する名馬に朱塗の籠一指添へて下賜せられたるが如き破格の恩寵を荷ひ、其の孫三郎兵衛重元は片岡村の名家小松原丹後の嗣子となり、大肝煎に上げられ、其の子孫五六代大肝煎の職を襲きたるも、皆其の餘澤の致す所なるべし、寛文元年八月一日享年七十五にして歿せり。

小松原右内

安永二年の書上に

明和二年御賞被成下被仰渡御言葉左之通

江刺郡西方大肝入

小松原右内

寶曆五年大凶年に付同六年飢渴躰之者え味増振渡代金は不痛様爲相拂或は薄衣之者えは衣類を與へ深切に取扱候品々村方より申出奇特成る事に候依之爲御褒美木綿羽織地四反被下置候事

五月

と記載せられたり。

小松原右内諱は甫生、片岡村中町に生る。父を三右衛門茂春といふ。小松原家は紀伊國熊野本宮七庄司の一なる湯目庄司の後なり。庄司の後裔は同國牟婁郡小松原の城に居住し、依て小松原を氏とす。

熊野地方の織田氏に攻略せらるゝや、小松原氏の一族其の難に殉し、遺子丹後年僅に二歳其の家臣に鞠養せられて其の難を避けたり。元和中片岡村に來り中町に永住し承應二年歿す。其の墓所丹後塚は世人の熟知する所なり。又村に丹後沼と稱する沼あり、何等かの事蹟を遺せしならんも湮滅して傳らず。丹後に男子なきを以て原村倉内及川藤左衛門信敏の子三郎兵衛を迎へて其の女に配せしむ。

三郎兵衛は實父藤左衛門の後を襲ぎ大肝入に擢んでられ、其の子孫相繼ぎて大肝入となり、能く部民に心服せられ、それと共に家道益々隆運に向へり、右内は其の曾孫なり。

右内は寛延三年大肝入に上げられ、在職殆ど三十年なり。寶曆五年は氣候冷濕にして全國一般凶作なりしが、東奥は殊に其の害劇げしく、藩廳にては五十四萬餘石の不熟を幕府に報告せり。

本郡に於ては屢々大雨ありし結果、北上河氾濫して西方各村の多數の田園を損じ、水損を受けざる箇所も青立にて收穫甚しく減じたれば、翌六年には全郡を通じて食料に缺乏を來し、窮民續出して頗る慘澹たる光景を呈せり。右内は寢食を忘れて、水災の善後を策し、部下と協力して窮民の救恤に努め、其の處置能く機宜に適せり。殊に食糧の缺乏を補ふためには、雜食をなさざるべからざるを知り、雜食には調味料の極めて必要なるを認め、各村に多量の味噌を供給して豊富に之を使用せしめたり、之れがために窮迫の間に於て、餓死を免れたるもの頗る多かりき。村民舉て其の恩を謝し、遂に上書して其の旌表を請ひたるにより、前記の如き賞典に與りたるなり。右内は多年劇職にありたるも、又家道に力を盡せるが故に、小松原家全代を通じて最も繁榮の時期を招來し、一族輯睦して世人に羨望せられたり。天明三年九月歿す。享年七十一、向山の塋域に葬る。

岩谷堂に來られた澤三位卿

慶應のはじめ、岩谷堂南町の祠官羽階家に商人の風態をしてこそ居るが、齒を黒めた京都言葉の得躰の知れぬ人が一駄の荷物を携へて訪れた。當主千馬喜は匆惶迎へて廣間に請じ、應對極めて鄭重を盡した其の客人は家に入るや否や、神職のやうな服装に改めた。此處に宿りて後、毎日主人と古典や儀禮の事などを談じ、輿に乗ずれば和歌を詠じ、書畫などを物して居る。商賣の事などは毫も念頭に浮ばぬらしい。時には服装を換へて商人の姿となり、諸方を散策することあるも、外に出ることは極めて稀れた。此處に留ること三旬、又荷物をつけて水澤驛に至り、其の後は何處に行かれしか其の行衛が全く知れなかつた。町の人々は不思議な客人として噂が高かつた。この客人こそ生野銀山で旗上げして脆くも失敗し、暫く其の踪跡を晦ました澤宣嘉卿(長州に落ちた七卿の一人)其の人であつたのだ。神道家の維新の大業に係つた一つの傍證として一寸書き付けて置く。

明治二年の百姓一揆

亞米利加の黒船が渡來してから、上方では尊王攘夷で盛んに狂奔して居る時、本郡の會所では盛んに新施設をはじめた。これは時勢の進運に目覺めてのことか、藩の財政の破綻を彌縫するための計畫であつたか、一寸見當のつかない事柄であつた。藩の地方政治も、綱紀が弛んで來て、御仁政の趣意で行はれた御買上米の代金さへ、満足に百姓の手に入らなかつた。百姓は御年貢米と御買上米とを駄送して仕舞へば、其の年の収入米が残らないといふ位、苦んで差上げるものでさへ此の有様だ。故に百姓共は御上に差上げたものは、戻つて來るものではないと觀念して居るのだから、如何によい目論見で施設したこと

も有り難いとは思はず、唯だ苦しいとばかり思つて居て、一種の増税だと心には不平に思つて居る。然るに一の課税團體と見做して居る村肝煎や、其の上に立つて支配して居る大肝煎は、此等の事務を受負仕事のやうに考へ、舊來の弊風たる七米をはねることを何とも思はず、屢々私曲を行つた。村に配當せられた課役を小前に割付するに、可なり無法なことをした者もある。當時の百姓の智識は低級なものであつたから、善い程にされても、泣く子と地頭には勝たれないと仕方なく承伏する外なかつた。

當時倉澤村に一人の頭のよい算筆に達した百姓があつた。村肝煎の割付の方法が不審でたまらないので苦心して材料を集めて計算して見たら、随分ヒドイ事をして居つたことを發見した。そこで村肝煎に嚴談したら、村肝煎も仕方なくあやまつた、併しけちな野郎だと睨んで居つて、遂に親不孝だとの名の下に之を引致し、斷罪の結果遠島に流して仕舞つた。このやうに村肝煎や大肝煎に悪くまれたら、決して安穩に生活することは出来ないであつた。前述の如き者に逢つては肝煎達も油斷が出来ないが、種々の課税が賦課さればされる程収入が増すことは事實であつた。それで段々此等の役人を憎惡する念が起つゝあるも、彼等には六十二萬石の大諸侯の威を笠にきて居るから、微力な百姓には齒が立つものではなかつた。

慶應四年戊辰の歳は、春の末から戦争が始まつたので、御用金やら其の他の課役やら一層重くなつた。然るに氣候が不順の爲めに青立ちとなつて、明治元年といふ目出たい元始の秋には大違作を來たした。戦争でもなかつたら検見の時に餘程の引高があつただらうが、藩の財政が急迫して居るから存外引高も

少なかつた。これには百姓も殆んど弱つて仕舞つた。

秋になつて戦争が終つたが、藩主は朝敵となつたので父子共に江戸に護送せられて謹慎を命ぜられ、領土は沒收せられて各藩が取締りを命ぜられて守備することになつた。藩の有司は藩の再興に苦心慘澹たる有様となつたので、六十二萬石の威勢がすつかり影をひそめて仕舞つた。取締の各藩の將卒も敵地に入つて居るのだから戦争の結果不平滿々たる侍共を威壓することに汲々として、其の他には餘裕を持たなかつた。

村吏は舊に依つて各受持の箇所を支配して居つたが、以前のやうな威力がない、百姓等はこの間隙に乗じて鼻息が頗る荒くなり、冬に納むべき貢租に不平を並べて容易に納付すべき模様なく、所々に寄合つて様々の相談をはじめた。殊に以前肝煎に反抗して、遠島に流された一種の犠牲者を出した倉澤村や三照村の方には其の様子が一層劇げしい、代官所では全般の形勢を憂慮して、警察の役目を司つて居る徒目付の出張を請ふて事を未然に防がうとした、一人の徒目付では不安心といふので遂に増派を請ふやうな有様で、人心何となくザワザワして居る。

果然明治二年の正月三照の正源寺に三照、倉澤、高寺の三ヶ村の村寄合ひがあつて其の形勢一層切迫して來た。岩城家から家老が出張し、代官所からは徒目付が出張して説諭を加へたが、大事は何時勃發するか分らないやうになつた。正源寺の集會は一先づ解散したが、強硬な分子は結束して立ち、同月廿三日上門岡村、下門岡村の人々を引立て、廿四日の夜石關村一、二、三ノ關村、歌書村を威壓して村民の出動を餘儀なくせしめ、上口内村に入り、一方抓木田村を經過して立て來りたる一隊と合して、下口内

村に入り、それより野手崎村、菅生村、栗生澤村、輕石村、鴨澤村、角掛村、人首村、伊手村、淺井村、横瀬村、大田代村、小田代村、黒石村、黒田介村、鶯澤村、羽黒堂村、田茂山村、田谷村、二子町村、高寺村と順次に威壓強制して出動せしめたる一大集團は、廿八日の夜仙臺街道から衝天の勢を以て岩谷堂の町に雪崩れ込んだ。

其の行装は、身には何とも名狀すべき事の出来ないやうな襦袢を着、少さい俵を負ひ、竹槍其の他の得物を携へて居る。代官所では、岩城家に町内警護の人員の出張を請求したので、家中や組方の人々は、部署を定めて諸方の町の入口を警固し拒守せんとしたのであるが、案に相違して一日市町の一方からばかり進入し、其の勢の猛烈なるため其の任務を果すことが不可能であつたので、手を束ねて傍觀するより外なかつた、一揆の集團は、別段町中に入つて亂暴する風もなく、四軒町を経て川原町に至り、豫て剛復不遜で各村の人々に怨まれて居つた、西方の大肝煎松川兵衛の宅を襲つた。

一揆が同勢を募るために各村を巡廻した際は、村肝煎などの邸に至り、盛んに不穩の言動を以て恐喝した。一揆に見舞はれた家では、其の暴行を恐れて、酒食を饗して彼等の意を和げたら、別段何處でも亂暴をしなかつたので、松川大肝煎方でも其の例に倣はんとして、出入りの人々を招集して盛んに御馳走をこしらへて待受けて居つたが、此處では「飲み食ひなどしてはならない」とて、それ等の物を踏みにじり、それやつつけると家の中に侵入した。松川方の人々は、命からがら逃れて諸方に潜伏して仕舞つた。一揆の人々は手當り次第に、家の中の建具や諸調度品を破壊し、或は持ち出して道路或は河岸に散亂し、又醬油倉に入つて、諸味や醬油を入れて居つた大桶の繩を切つて諸味の池をこしらへた。この暴

行を取つた者は、各村から出て来た人々が多かつたが、町内の者も決して少くはなかつたとのことである。財物などを掠奪した者は却て町の者に多かつたさうだ。翌日に至つて未だ亂暴は止まず、家の壁を全く叩き落し建家も打倒して仕舞ふとて、太綱をかけて多人數で引つ張るなど。寧ろ滑稽に類した事までした。然るに此の一揆の發端をした倉澤村、三照村の方からは人の出方が存外少なかつたので、其の理由を聞くために、其の方面に押し掛けるといふことになつたので、驚いて俄に其の黨に加はるべく押し出して来た、町内は一揆の人勢で埋まり、六日町から下の方は黒山の如き人であつた、町では大戸を下して休業し、只管暴行を受けぬ様にと警戒して居り、大肝煎手代の家や酒屋では、焚出をしたり、酒を大半切に出して、擅に飲食せしめた。各村の留守居して居た女共は夫や子供などの身の上を氣遣つたものか、或は好奇心に驅られたものか、續々町に出て来て諸方を見物し廻り、果ては一揆に出したものを平氣で飲食するなど、言語同斷の有様を呈した。

一揆の人勢は松川の邸に暴行を加へたが、其の他には別段なことをしない、町中を右往左往に徘徊して惡戯半分に所在の商家の大戸を叩いて其の家内の人々に心膽を寒からしめた位のものであつたが、唯だ「こしんどは何處の宅を襲ふ」とか、何とか、何とか、かとか詭言蜚語は盛んに云ひ交はされた。

當の責任者である代官所の諸役人や岩城家では事が如何に進展するか知れないので、非常に憂慮した。川原町下に各村から出て来た重立つ者を集めて、岩城家の代表者が説諭を加へたが應じさうもない。次に佐野向に又重立つ者を集め、徒目付から理解を加へ、果ては松川大肝煎を拘致して引き合はせたが、頑として町から退かない。百方の盡力も其の効がないので遂に「町内から退散しない者は切り棄て、も

構なし」といふ所謂切捨御免の非常命令を出したら町内に填充して居た集團は大に驚き散り散りばらばらになつて逃れ、各々歸路に就き、片時にして隻影を止めぬことになつた。これは三月朔日のことである。この騒動中、醬油倉で籬で彈ちかれて即死した者と、退散の際、周章狼狽の結果、堰を飛越え、過て杙に衝掛けて即死した者の外、死傷者などはなかつた。

明治二年に起りし此の不祥事は、實に奇怪なものであつた。西方の村民が目の敵にして居た松川大肝煎に地位名望と財産に致命傷を與へて甘心した外は、何等の結果も齎さなかつた。唯だ東山の事を好む連中が、野次馬になつて此の徒黨に混入して來り、面白かつた味を忘れ兼ねたか、間もなく大原一揆を起し、中里地方の連中も風を聞いて起り、大肝煎の家を襲ふた位が落であつて、何等嗷訴した目的を達した事も見えなかつた。

此の事件の結果も變なものであつた。花巻縣で斷罪すべきものであつたが、諸政其の緒に就かなかつた中に廢止せられて、江刺縣に引繼がれ、江刺縣でも遠野に移る早々、遠野一揆が起つて出兵を要求する有様であつたから、これを一ノ關縣、水澤縣と引繼いで、水澤縣が治所を登米に移すに及び、始めて聽訟課で首魁と稱するもの四名を引致して取調べたが、素よりこの首魁と稱するものは屑々たるもので、頭梁の器でも首唱の量も何にもなかつた。此等を取調べたとて何等の得る所がないのが當然の事である。審理の結果無罪放免となり、これ又有耶無耶で終結して仕舞つた。

官民の意志疏通せず

江刺縣を置かれた當時は王政維新の兵亂を戢めることが日なほ淺かつたので、新政府から任命された

官吏は任地に赴任する時は恰も敵地にでも向ふやうな心地で頗る戒心を加へ身の安全を謀る有様であつたから到底其の任地の真相を察知することはできなかつた。そこで上下阻隔して種々の誤解を生ずるがやうな憂慮すべき情態であつた。其の一二の話柄となつたものを書き付けて見ると次のやうである。

一

明治三年遠野に一揆が起きた、之を鎮壓すべく岡山藩の士卒が向つて來て、岩谷堂驛にも二三日滞留した、此の時驛の内外各戸争つて飼養して居た雞を隠して仕舞つた。これは當時諺はれた。

猫は鼠とる、官軍さま雞とる、仙臺草餅金をとる。

の歌詞によつて上方の兵隊といふものは、雞などを分捕するものと考へ、それを恐れてのためだといふことであつた。

二

この時士卒の服装などは區々であつたので、一定の服装した舊藩の軍隊を見慣れた目には異様に見えたので、或者は少し言ひ過ぎた批評をしたら、甚だ不届きだとして直ちに捕縛して縣の出張所に引渡した。

三

江刺縣の役人が當地に赴任した時、重立つた人々は必ず従者を伴つて來た。此の従者は皆相應に腕の出來る劍客であつたさうだ。それに皆言ひ合せたやうに急に傭ひ入れて來たのなさうだ。出張するときなども、これを隨行せしめて安穩に旅行することを希つたのである。

縣の重立つ役人が出張するときには、經過する村々に令達して、村役人其の者をして村境まで出て迎

へ又村境まで見送らしめた。これは一面から見れば威厳を人民に示すためにやるやうに見えるが、實はこれも危害を避くる一手段であつたのだ。お役人様は駕籠に乗り例の従者を随伴せしめる外に、實彈を裝填した兵卒を二名は必ず連れてあるいた。吾が郷土の先輩は臺灣人や朝鮮人のやうに見られたのも、唯だ半世紀前のことである。今昔の感に堪えない次第である。

四

前記の如く占領地に軍政を布くやうな心持で、お役人は事を取り運ぶのであるから、下々では戦々競々お上の心を計り兼ねたのも無理はない次第で、お役人が地方に出張すると、村役人共は下にも置かず鄭重に待遇して費用などは厭はないといふ有様、隨員に心附などまで贈つて只管逆鱗に觸れないやうにと苦心したものでなさうだ。お役人の一顰一笑で一喜一憂するさま實に哀れなものであつたのである。

草津中屬

岩谷堂の町は安政六年の豆腐屋火事で大部分焼け、慶應二年の岩城様の御上府で少からざる御手傳金が仰せ付かり、續いて戊辰の政變で出兵のためには多大の御用金が割り付かり、青息吐息の所に明治五年のオモセ火事で又々町の大部分が焼けて仕舞つた。僅か十四年間にやうな事件に逢つたのだからスツカリ參つて仕舞ひ、町全體意氣消沈して何とも云はれぬ有様となつた。

中屬草津作氏が水澤縣岩谷堂取次所を司るために着任したのは其の翌年か其の翌々年頃であつた。一方には其の困憊を救はねばならず、一方には上局の政策を遂行しなければならぬ苦しき立場にあつた。同氏は實に徹底した精方家であつたから、三年許の在職期間に於て多大の事業を完成して、當地方に於け

る目星しい事業には必ず草津中屬の關係のないものがない位である。

開誠小學校を建てた。病院も擴張した。警察屯所も建てた。三越喜右衛門に學校資本金三千圓を寄附させたのも、伊勢參宮をした者に寄附させて病院を新築したのも氏の方策によつたものである。桑苗を下附してヒバ垣に代ふるに桑垣となし、絹織を傳習して絹布を國産に爲やうと計畫したが、後を受けて完成する人のなかつたのは遺憾の次第であつた。

其のやりぶりは一寸凡人の意表外に出て居る、其の一端を挙げれば次のやうである。

毎朝早く起きて町内を巡視し若し朝寝して居る形蹟があれば自ら立寄つて叩起し、晏起の風を改めた。小商人などで資本に乏しくて營業思ふに任せぬ有様を見れば、資本を供給して家業に出精させた。

郡内各村を巡廻する時には、村々にて親に能く事へる者と、能く事へない者を呼出し双方を同座せしめて一方を賞揚し一方を訓戒した。

口は中々のヤカマシ家だが其の遣り口には人情味が豊滿して居るので、郡民より敬慕を受け延いて今まで誤解して居た新政府の官吏に對して、正當に意識するやうになつた。故老達が同氏の追憶談をしてから最後に「兎に角草津中屬は岩谷堂の恩人だ」と口癖に言ふことは永久に忘却することの出來ぬ言葉であらう。

跋

郷土ニ愛着シ祖先ヲ崇敬スルノ情、吾人共ニ變ラザルトコロ、國ノ東西、時ノ古今ヲ問フベクモアラズ。是共通セル人情ノ美點ト謂フベシ。抑モ愛郷ノ念ハ即チ愛國ノ情ナリ、愛國ノ心ハ即チ我が金甌無缺ノ國體ヲ擁護スルノ道ナリ。我が江刺郡教育會夙ニ此意ヲ體シ郡誌編纂ノ計劃ヲ樹テ當時ノ會長笹井初之進君並ニ坪松唯三郎君外編纂委員各位ノ熱誠努力遂ニ功就リ今ヤ其ノ刊行ヲ見ル。余赴任早々就キテ之ヲ覽ルニ收ムルトコロ本郡沿革、風土、史蹟、傳記、傳説、民謡、童謡、里諺、自治、教育、産業、兵事、警察等、微ニ入り細ニ涉リ殆ド間然スルトコロナシ。

本書一度世ニ出デ廣ク之ガ繙讀ヲ得バ風教ハ勿論、郷土ノ開發ニ裨補利益スルトコロ蓋甚大ナルベキヲ信ズ
一言陳ベテ編纂委員各位ノ勞ニ對シ滿腔ノ謝意ヲ表ス

大正十四年三月

岩手縣江刺郡長

黑澤喜一郎

大正十四年六月廿八日印刷
大正十四年六月三十日發行

非賣品

發行所 岩手縣教育會江刺郡部會

岩手縣教育會江刺郡部會

發行人代表者 會長 黑澤喜一郎

仙臺市教樂院丁六番地

印刷人 山本晃

仙臺市教樂院丁六番地

印刷所 東北印刷株式會社

電話長八六〇番・二八七番
振替口座仙臺八〇番

21707

終